

平成 26 年度
稚内市地域防災計画

編 集
稚 内 市 防 災 会 議

目次

総則編

第一章 地域防災計画の目的	1
第一節 計画の目的	1
第二節 計画の位置づけ	2
第三節 計画の構成	3
第四節 計画の修正	4
第五節 稚内市の防災ビジョン	5
第二章 防災組織	6
第一節 稚内市防災会議	6
第一項 防災会議の構成	7
第二項 防災会議の所掌事務	8
第三項 防災会議の運営	8
第二節 災害応急体制	9
第一項 災害対策本部の設置・廃止	9
第二項 職員の動員・配備	21
第三節 市民、自主防災組織及び事業所	25
第三章 市及び防災機関が行う業務と市民等の責務	27
第一節 市及び防災機関が行う業務の大綱	27
第二節 市民、自主防災組織及び事業所の責務	31
第四章 稚内市の地勢、気象及び災害の概要	34
第一節 自然条件	34
第一項 位置及び面積	34
第二項 地勢	34
第三項 地形、地質	34
第四項 気象	35
第二節 社会条件	36
第一項 地区の特徴	36
第二項 公共施設の分布	36
第三項 災害履歴	41

基本対策編

第一章 災害に強い組織づくり	43
第一節 防災知識の普及	43
第二節 自主防災組織、事業者の育成	45
第一項 自主防災組織の育成	45
第二項 事業者の育成	47
第三節 マニュアル等の整備	48
第四節 防災訓練の実施	49
第二章 災害情報の収集、伝達	50
第一節 気象予警報等の伝達計画	50
第二節 地震及び津波に関する情報の伝達計画	58
第三節 災害通信手段の確保	64
第四節 その他の災害情報の伝達	66
第五節 災害情報等の収集、報告	67
第六節 災害情報の広報計画	72
第三章 被害を少なくするための予防対策	74
第一節 災害危険区域及び整備計画	74
第二節 土砂災害対策計画	75
第一項 現況	75
第二項 予防対策	75

第三項	警戒体制	77
第四項	避難及び救助	77
第三節	水防計画	78
第一項	水防の責務	78
第二項	水防組織	78
第三項	水害危険区域	78
第四項	雨量・水位観測所	78
第四節	消防計画	81
第一項	消防・救急体制の整備	81
第二項	消防水利・資機材の確保	85
第三項	消防職員及び消防団員の教育訓練	86
第五節	避難行動要支援者対策	87
第一項	安全対策	87
第二項	援助活動	89
第六節	指定緊急避難場所・指定避難所の整備	90
第一項	指定緊急避難場所・指定避難所の指定	90
第二項	避難体制の整備	95
第三項	指定緊急避難場所・指定避難所の市民等への周知	96
第七節	食料等の調達と確保	97
第八節	関係団体との協定締結の推進	97
第九節	ライフライン施設の予防対策	99
第一項	上・下水道施設の予防対策	99
第二項	電力施設の予防対策	99
第三項	通信施設の予防対策	99
第四項	各交通業者施設の予防対策	99
第十節	土木及び公共施設の予防対策	100
第一項	道路・橋梁の予防対策	100
第二項	港湾施設の予防対策	100
第三項	河川・海岸施設の予防対策	101
第四項	がけ地・急傾斜地等の予防対策	101
第五項	公共施設の予防対策	102
第六項	危険物等災害への予防対策	102
第七項	大規模な火事災害の予防対策	102
第四章	災害発生後の応急対策	103
第一節	市職員の動員	103
第一項	初動体勢の充実	103
第二項	窓口体制の整備	104
第三項	応援要請	104
第二節	避難救出	105
第一項	避難救出計画	105
第二項	避難行動要支援者への対応	108
第三項	避難所の開設・運営	108
第四項	避難所の統合及び廃止	109
第五項	警戒区域の設定	109
第三節	応急措置	110
第四節	医療	116
第一項	医療及び助産の対象者とその把握	117
第二項	医療救護活動の範囲	117
第三項	医療救護所の設置	118
第四項	医療班の派遣	118
第五項	医薬品・医療資機材の確保	118
第六項	患者の移送	119
第七項	関係機関の応援	119

第八項	メンタルヘルス対策	119
第九項	医療救護活動実施の記録	119
第十項	費用の限度及び期間	119
第五節	行方不明者の捜索及び遺体の収容並びに埋葬	120
第一項	安否の確認と行方不明者の捜索	120
第二項	遺体の収容・処理・埋葬	120
第三項	実施状況の記録	122
第六節	生活の救援対策	123
第一項	応急給水	123
第二項	食料の供給	126
第三項	生活必需品の供給	128
第四項	災害見舞金の支給	130
第五項	救援物資の受入れ・配分	130
第六項	防疫・環境対策の実施	131
第七項	清掃計画	134
第七節	建物対策	136
第一項	応急的な住宅の供給・修理	136
第二項	応急仮設住宅の設置	136
第三項	災害公営住宅の建設	137
第八節	障害物除去	138
第九節	輸送	140
第一項	緊急輸送の範囲	140
第二項	緊急輸送道路、緊急交通路等の確保	141
第三項	緊急通行車両標章等の申請	142
第四項	実施状況の記録	142
第五項	船舶による海上輸送の確保	142
第六項	ヘリコプター等による航空輸送の確保	142
第七項	輸送拠点の確保	142
第十節	災害警備	143
第一項	災害警備体制の確立	143
第二項	応急対策の実施	143
第十一節	文教対策	145
第一項	安否確認と被害状況の報告	145
第二項	応急教育の実施	145
第三項	学用品の調達及び支給	146
第四項	学校給食の実施	146
第十二節	自衛隊派遣要請	147
第十三節	労務供給	150
第十四節	消防防災ヘリコプターの活用	152
第十五節	ボランティアとの連携	155
第五章	災害からの復旧のための施策	156
第一節	市民生活安定のための支援	156
第一項	被災者生活再建支援制度	156
第二項	その他各種の支援	156
第三項	経済の復興支援	157
第二節	災害復旧事業の推進	158
第一項	激甚法による災害復旧事業	158
第二項	その他の法令による災害復旧事業	160
第三節	災害復興事業	161

地震・津波対策編

第一章	地震、津波の想定	162
第一節	地震の発生状況及び地震の想定	162

第一項	稚内市周辺における地震の発生状況	162
第二項	地震の想定	162
第二節	津波被害の想定	162
第一項	稚内市周辺における津波の発生状況	162
第二項	津波と津波到達域の想定	163
第二章	地震災害対策	165
第一節	地震災害への予防対策	165
第一項	大規模地震対策施設計画	165
第二項	避難計画	165
第二節	発災後の応急対策	167
第一項	災害広報	167
第二項	避難救出対策	168
第三項	地震火災等対策	169
第四項	生活関連施設対策	170
第五項	被災建築物安全対策	172
第六項	広域応援	173
第三章	津波対策	174
第一節	津波災害への予防対策	174
第一項	津波情報の伝達と普及・啓発	174
第二項	指定避難所の指定	176
第三項	津波避難ビル及び沿岸部緊急避難路の確保	177
第四項	交通規制の設定	177
第五項	沿岸施設の点検・整備	177
第二節	津波襲来時の応急対策	178
第一項	災害広報	178
第二項	避難救出対策	179
第三項	津波災害対策	180
第四項	生活関連施設対策	182
第五項	広域応援	183
第四章	災害からの復旧のための施策	184
第一節	市民生活安定のための支援	184
第一項	被災者生活再建支援制度	184
第二項	その他各種の支援	185
第三項	経済の復興支援	186
第二節	災害復旧事業の推進	187
第一項	激甚法による災害復旧事業	187
第二項	その他の法令による災害復旧事業	187
第三節	災害復興事業	188

個別災害対策編

第一章	風水害対策	189
第一節	予防対策	189
第一項	河川及び下水道等の整備	189
第二項	高波・高潮・津波等危険区域の整備	189
第三項	土砂災害危険区域の整備	189
第四項	風水害予防体制の強化	189
第二節	応急対策	190
第一項	職員の動員・配備	190
第二項	情報の収集伝達体制	190
第三項	警戒及び応急対策	190
第四項	避難活動	191
第二章	雪害対策	192
第一節	雪に強い地域づくり	192

第二節	積雪災害対策	193
第一項	除雪実施責任	193
第二項	気象状況の把握	194
第三項	除排雪対策	194
第三節	寒冷対策の推進	194
第四節	融雪災害対策	195
第一項	気象情報等の把握	195
第二項	水防区域等の警戒	195
第三項	道路の除雪	196
第四項	水防資機材の整備、点検	196
第五項	ダムの放流対策	197
第六項	市民に対する水防思想の普及徹底	197
第七項	河川及び下水道施設等の警戒及び応急対策	197
第三章	海上災害対策	198
第一節	海難事故対策	198
第二節	予防対策	198
第一項	海難事故に対する予防対策	198
第三節	応急対策	200
第一項	海難事故に対する応急対策	200
第四節	各種予防対策	203
第一項	船舶火災に対する予防対策	203
第二項	油流出等に対する予防対策	203
第五節	各種応急対策	203
第一項	船舶火災に対する応急対策	204
第二項	油流出等に対する応急対策	204
第三項	相互応援	204
第四章	大規模な火事災害対策	205
第一節	災害予防	205
第二節	災害応急対策	205
第五章	林野火災対策	207
第一節	予防対策	207
第一項	気象情報の把握	207
第二項	入林者別対策等	208
第二節	林野火災消防対策	210
第一項	消火体制の確立	210
第二項	連絡体制の整備	210
第六章	その他の災害対策	211
第一節	鉄道災害対策	211
第二節	道路災害対策	215
第三節	危険物及びその他の災害対策	218
第一項	危険物の定義	218
第二項	災害予防	218
第三項	災害応急対策	218
第四節	航空災害対策計画	221
第一項	対策要領	221
第二項	災害応急対策	221
第七章	災害復旧・復興	224
第一節	激甚法による災害復旧事業	224
第二節	被災者援護計画	224
第三節	災害復旧予算措置	227
第四節	激甚災害に係る財政援助措置	227
第五節	応急金融対策	227
第六節	その他の法令による災害復旧事業	228

資料編

資料 01	稚内市防災会議条例	229
資料 02	稚内市防災会議運営規程	231
資料 03	稚内市災害対策本部運営規程	232
資料 04	稚内市災害対策本部条例	234
資料 05	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	235
資料 06	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目	238
資料 07	災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書	241
資料 08	災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する協定実施細目	244
資料 09	北海道広域消防相互応援協定	246
資料 10	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	250
資料 11	緊急消防援助隊運用要綱	252
資料 12	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	276
資料 13	非常配備体制	280
資料 14	稚内市における警報・注意報発表基準	281
資料 15	気象庁震度階級関連解説表（人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況）	282
資料 16	気象庁震度階級関連解説表（木造建物「住宅」）の状況	283
資料 17	気象庁震度階級関連解説表（鉄筋コンクリート建造物の状況）	284
資料 18	気象庁震度階級関連解説表（地盤・斜面等の状況）	284
資料 19	気象庁震度階級関連解説表（ライフライン・インフラ等への影響）	285
資料 20	被害状況判定基準	286
資料 21	除雪作業基準	290
資料 22	稚内市災害対策本部	291
資料 23	稚内市広報車両一覧	292
資料 24	稚内市防災行政無線一覧	293
資料 25	消防機構	294
資料 26	消防職員の配置状況（稚内市関係分）	295
資料 27	消防団員の配置状況（稚内市関係分）	295
資料 28	消防施設の現況	296
資料 29	消防信号	298
資料 30	津波予報標識	299
資料 31	水防信号	300
資料 32	指定避難所	301
資料 33	指定緊急避難場所	302
資料 34	津波避難ビル	302
資料 35	給水資機材	303
資料 36	水道施設	303
資料 37	配水池保有水量	303
資料 38	清掃車両保有台数	304
資料 39	廃棄物処理場	304
資料 40	汚泥共同処理施設	304
資料 41	水防区域及び整備計画	305
資料 42	地すべり、がけ崩れ等警戒区域及び整備計画	306
資料 43	土石流危険溪流箇所	314
資料 44	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	318
資料 45	高波、高潮、津波等危険区域及び整備計画	319
資料 46	事業所別危険物等貯蔵量一覧	321
資料 47	道北地区沿岸海域排出油防除協議会排出油防除資機材保有状況（稚内市関係分）	322
資料 48	流出油対策の業務分担	323
資料 49	油火災等対策の業務分担	326
資料 50	道北地区沿岸海域排出油防除協議会構成員（稚内市関係分）	328
資料 51	災害の歴史	329
資料 52	防災会議 組織図	334

資料 53	稚内市災害対策本部組織図	335
資料 54	気象予警報等の伝達計画 伝達系統図	336
資料 55	気象注意報、警報、情報伝達系統図	336
資料 56	津波警報、地震及び津波に関する情報伝達系統図	337
資料 57	災害情報等の収集及び報告 災害情報連絡系統図	338
資料 58	水防計画 雨量・水位観測通報系統図	339
資料 59	消防計画 通報系統図	339
資料 60	職員動員 勤務時間内の伝達系統図	340
資料 61	職員動員 勤務時間外の伝達系統図	340
資料 62	職員動員 消防機関への伝達系統図	340
資料 63	災害警備 災害情報の伝達系統図	340
資料 64	消防防災ヘリコプター活用計画 消防防災ヘリコプター運行系統図	341
資料 65	応急危険度判定の活動体制図	341
資料 66	海上災害に係る情報通信連絡系統図	342
資料 67	海上災害対策 事故通報伝達連絡系統	343
資料 68	航空災害対策計画 航空災害発生連絡系統図	344
資料 69	鉄道災害対策計画 情報通信連絡系統図	345
資料 70	道路災害対策計画 情報通信連絡系統図	346
資料 71	危険物等災害対策計画 情報通信連絡系統図	347
資料 72	大規模な火事災害対策計画 情報通信連絡系統図	347
資料 73	林野火災対策計画 火災気象通報伝達系統図	348
資料 74	林野火災対策計画 山火事発生通報系統図	348
資料 75	様式集	349
	様式 1	349
	様式 2	350
	様式 3	352
	様式 4	353
	様式 5	354
	様式 6	355
	様式 7	357
	様式 8	358
	様式 9	358
	様式 10	359
	様式 11	359
	様式 12	360
	様式 13	361
	様式 14	362
	様式 15	362
	様式 16	363
	様式 17	363
	様式 18	364
	様式 19	365
	様式 20	365
	様式 21	365
	様式 22	366
	様式 23	366
	様式 24	367
	様式 25	368
	様式 26	369
	様式 27	370
	様式 28	371
	様式 29	372
	様式 30	373

様式 31	374
様式 32	375
様式 33	376
資料 76 関係機関と稚内市との協定一覧	377
資料 77 掲示板、腕章、標旗のデザイン	378
資料 78 避難場所案内板	380

総則編

第一章 地域防災計画の目的



第一節 計画の目的

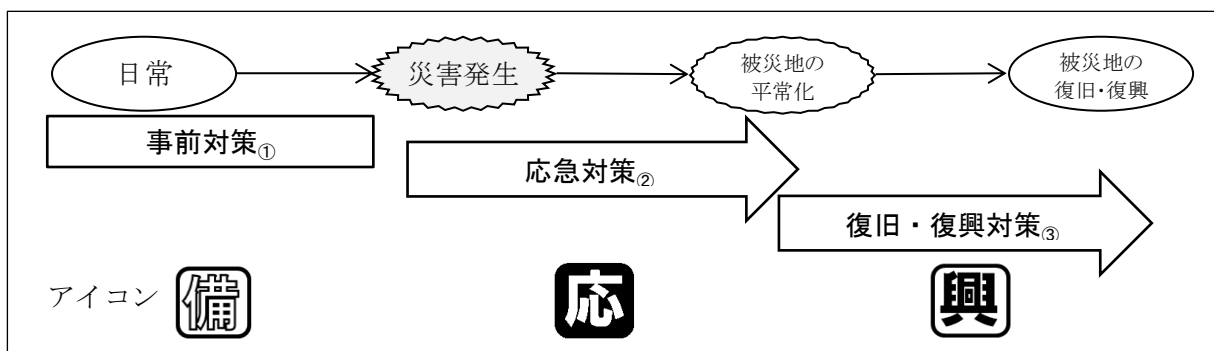
この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市防災会議が作成する計画であり、稚内市の災害予防等事前対策^①、災害応急対策^②、災害復旧・復興対策^③について、市民、企業や団体と市及び関係機関が行う事柄をあらかじめ定め、災害発生時に協力して防災活動を行うことにより災害の拡大防止と被害の軽減を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め本市防災の万全を期することを目的とする。

- 1 本市の区域を管轄し、又は区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、稚内市、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の整備、改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

災害予防等事前対策^①とは、災害の発生を未然に防止し、被害を最小限にとどめるため、市、防災関係機関、市民及び事業所・企業等が日頃から行うべき措置を指す。

災害応急対策^②とは、災害の発生後において、市及び防災関係機関が行う対策を指す。

災害復旧・復興対策^③とは、被災した施設の原形復旧に加え、被害の再発防止並びに市民の生活の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、市及び防災関係機関が講ずべき措置を指す。

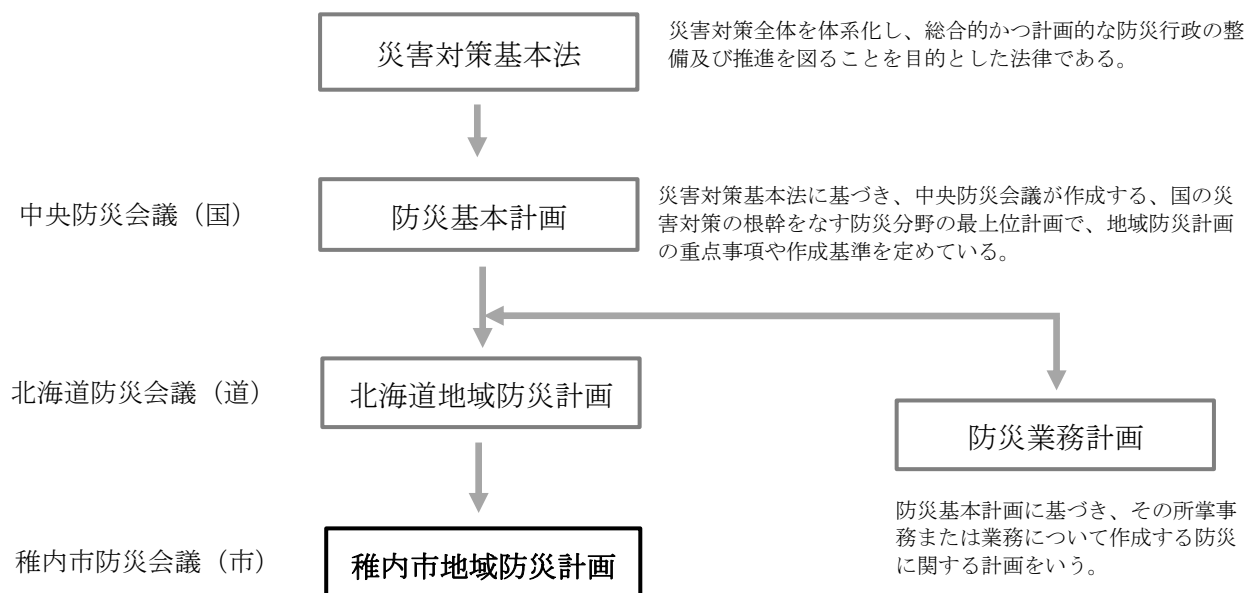


本書では、各対策を講じる時期が直感的に分かりやすく示すために、上図のとおり、その時期を示すアイコンを、各対策に示すこととする。



第二節 計画の位置づけ

「稚内市地域防災計画」は、災害対策基本法により、「防災基本計画」（中央防災会議）、「北海道地域防災計画」（北海道防災会議）及び「防災業務計画」（各防災関係機関）との整合性を図り、稚内市域における特性や災害環境に合わせた計画とする。



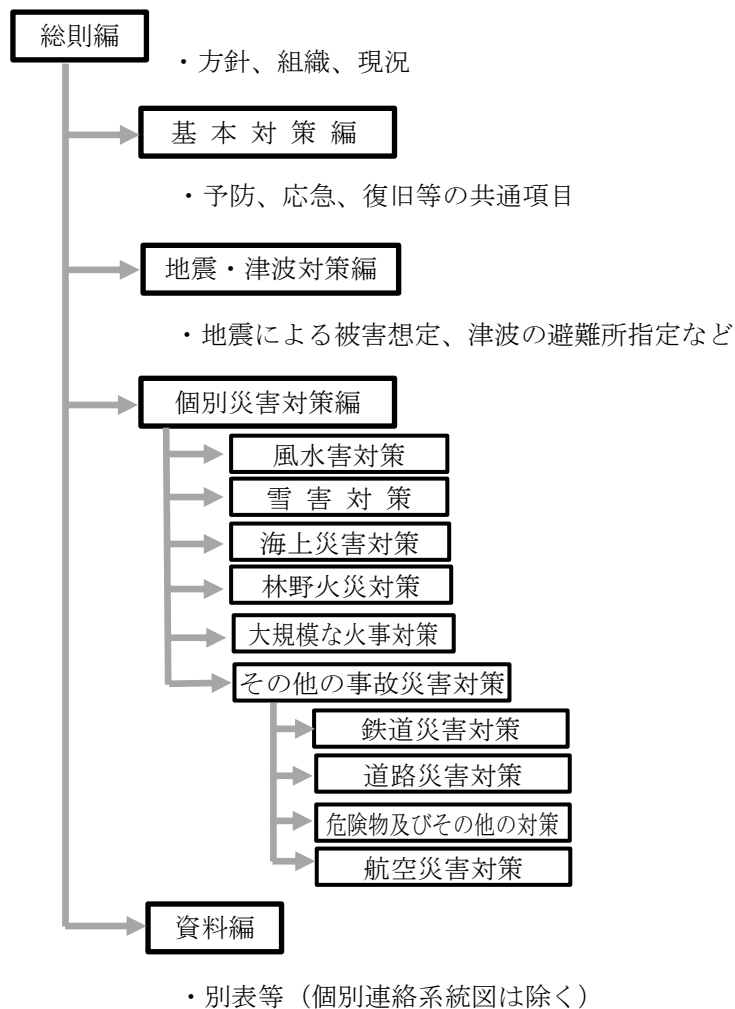
また、この計画において、次の表の上欄に掲げる用語の意義は、当該各欄に定めるところによる。

用語	内容
基本法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
救助法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
市防災会議	稚内市防災会議
本部長	稚内市災害対策本部長
市防災計画	稚内市地域防災計画
防災関係機関	稚内市防災会議条例（昭和 37 年稚内市条例第 19 号）第 3 条に定める委員の属する機関
災害	災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害

第三節 計画の構成

本計画は、次の各編で構成している。

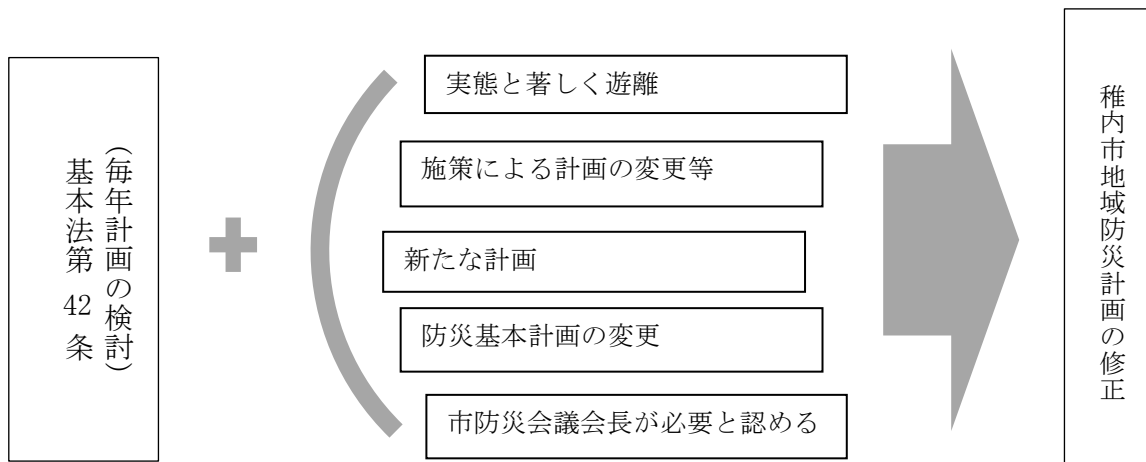
- 1 総則編
計画の方針、組織、市の現況
- 2 基本対策編
様々な災害時に共通する予防、応急、復旧対策
- 3 地震・津波対策編
地震による被害想定、津波襲来時の避難場所の指定など
- 4 個別災害対策編
航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災対策
- 5 資料編
各編に関する各種資料を掲載



第四節 計画の修正

市防災会議は、基本法第42条第1項の規定に基づき毎年、計画に検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について修正の必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更又は削除を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の変更又は改訂が行われたとき。
- 5 その他市防災会議会長が必要と認めたとき。





第五節 稚内市の防災ビジョン

稚内市は、災害発生時に市民の生命、財産を守るとともに、被害を最小限にとどめ早期に都市機能を復旧させることができる、災害に強いまちづくりを目指すこととする。

1) 防災意識の高揚と伝達システムの充実

2) 地域防災体制の強化・支援の充実

3) 災害予防の強化

4) 耐震診断及び耐震化の促進

5) 国民保護法への対応

(1) 防災意識の高揚と伝達システムの充実

災害に関する広報活動や出前講座を充実させ情報提供を行うとともに、災害時マニュアル、防災地図などの作成に取り組み、災害への意識の高揚に努める。また、各関係機関との情報連絡システムの強化・拡充を図りながら、災害発生時に市民に対し、災害情報、避難情報などを、迅速に周知伝達できる体制を整備する。

(2) 地域防災体制の強化・支援

災害発生時に地域市民の助け合いによる避難活動などが行われるように、自主防災組織の設置を促すとともに、定期的な防災訓練を行う。また、備蓄品の整備拡充を進めるとともに、民間企業などとの防災協定の締結を促進し、避難物資の供給や救助・救援体制の強化を図る。

(3) 災害予防の強化

河川、治水、津波、土砂、崖崩れなどの災害が予想される危険区域を把握し、予防対策を推進するとともに、行き止まりや狭あいな道路の解消、住宅密集地の解消や建物の不燃化などを促進する。特に、海上における流出油防除対策について強化する。

(4) 耐震診断及び耐震化の促進

災害発生時に避難場所となる学校や公共施設などの耐震診断と耐震化を推進するとともに、一般住宅をはじめとする民間の建物に対しても耐震化を促進する。また、上・下水道など建物以外の公共施設についても併せて耐震化を推進する。

(5) 国民保護法への対応

テロや武力攻撃等の事態に際しては、防災体制を活用しながら速やかな対応ができるよう、関係機関と連携を図り、体制の強化に努める。

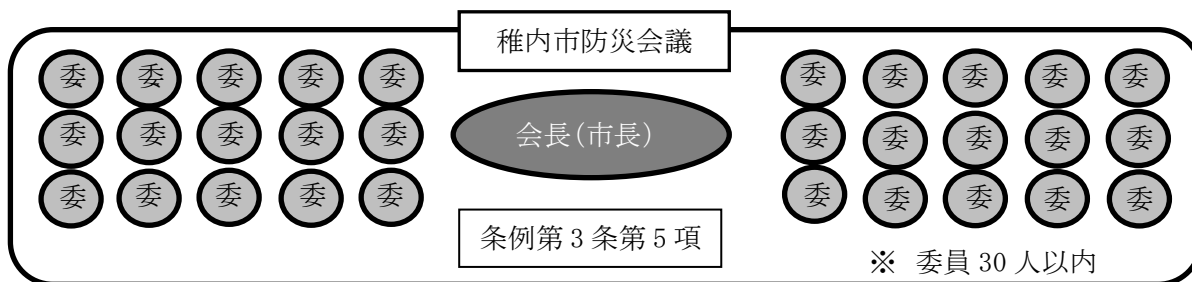
第二章 防災組織

稚内市の地域に係る防災活動、応急対策、復旧等の災害対策活動、災害に関する情報、気象予報及び警報（以下「気象予警報」という。）等の伝達並びに災害時における広報活動に即応できる組織体制の確立を図るものとする。

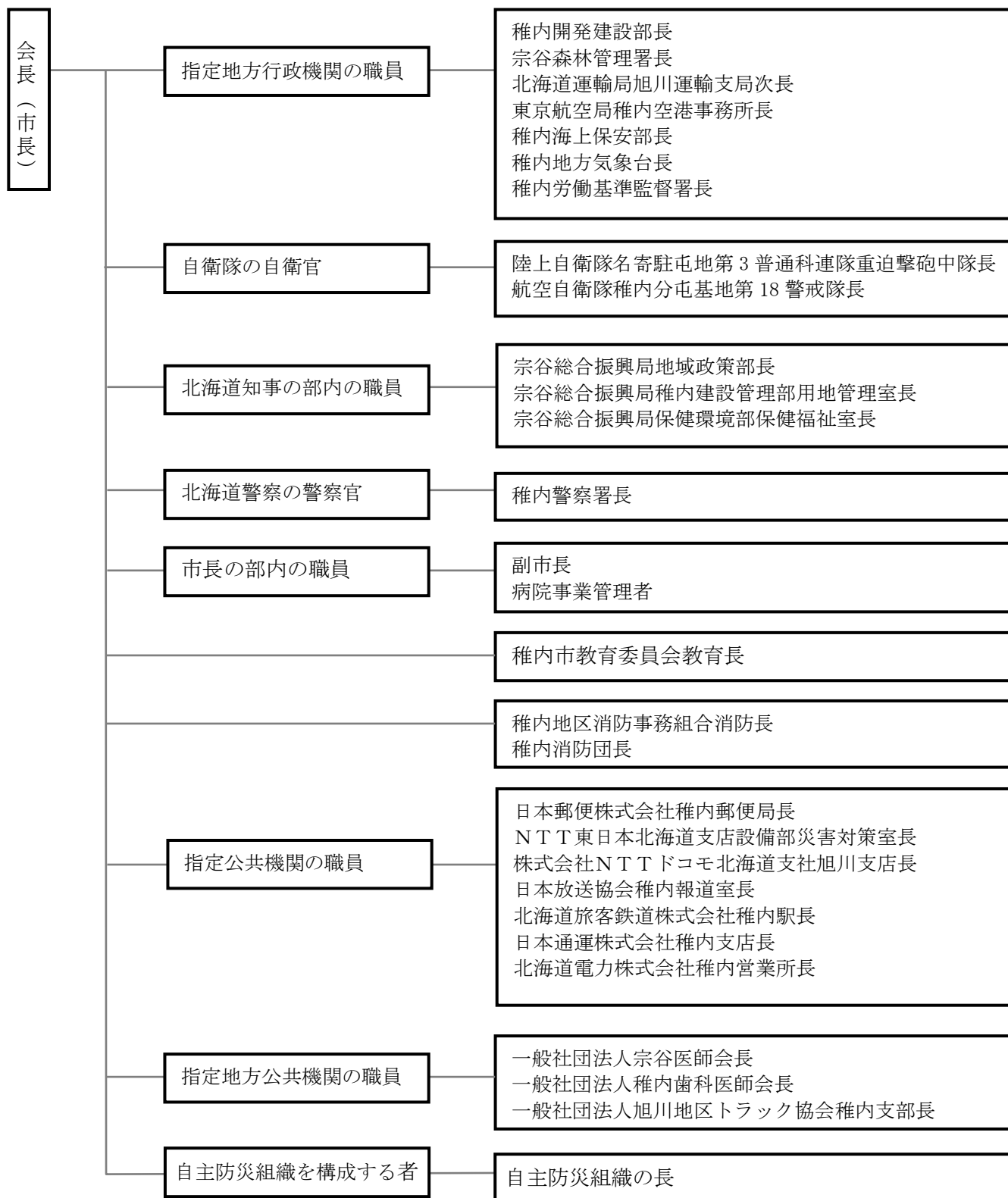
第一節 稚内市防災会議



市防災会議は、市長を会長とし、稚内市防災会議条例第3条第5項に規定する委員30人以内をもって組織するものである。



第一項 防災会議の構成



第二項 防災会議の所掌事務



市防災会議は、次に掲げる事務を遂行する。

- (1) 稚内市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること
- (4) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条の水防計画を調査審議すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第三項 防災会議の運営



市防災会議の運営は、稚内市防災会議条例及び稚内市防災会議運営規程（昭和 38 年稚内市訓令第 13 号）の定めるところによる。

第二節 災害応急体制

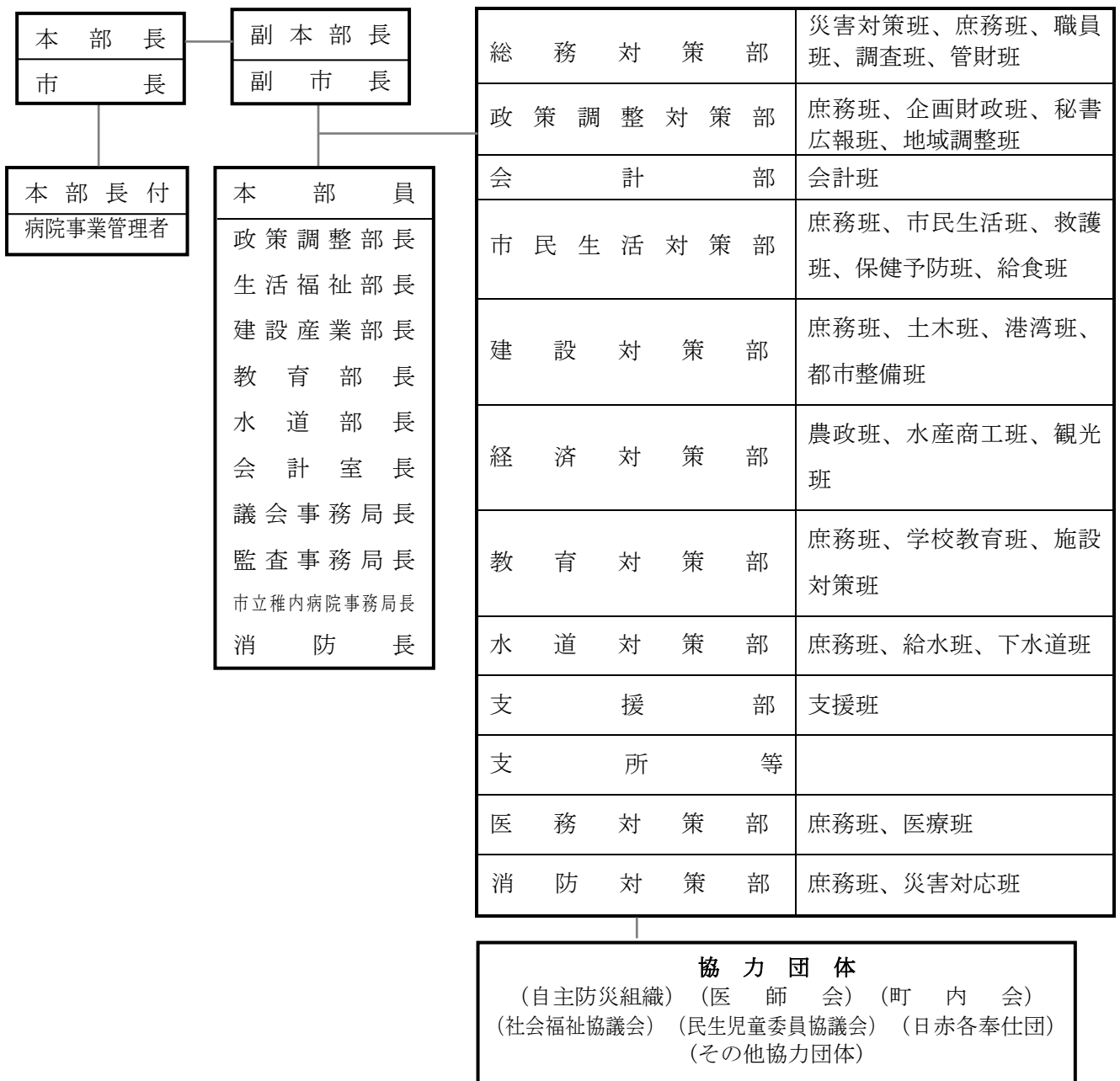


第一項 災害対策本部の設置・廃止

市長は、基本法第 23 条の 2 及び稚内市災害対策本部条例（昭和 37 年稚内市条例第 20 号）の規定に基づき、市の区域内に災害が発生又は発生するおそれがある場合が必要があると認めるときは、災害対策本部を設置する。また、市防災会議と緊密な連絡のもとに本計画の定めるところにより災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

1 稚内市災害対策本部組織図

本部の組織及び業務分担は次のとおりとする。



部 名	部 長	班 名	班 長	班に属する部課
総務対策部	総務部長	災害対策班 庶務班 職員班 調査班 管財班	防災安全課長 総務課長 人材育成課長 課税課長 契約管財課長	防災安全課・IT 担当 総務課 人材育成課 課税課・収納課 契約管財課
政策調整対策部	政策調整部長	庶務班 企画財政班 秘書広報班 地域調整班	環境エネルギー課長 財政経営課長 秘書広報課長 市民協働課長	環境エネルギー課 財政経営課 秘書広報課 市民協働課
会計部	会計室長	会計班		会計室
市民生活対策部	生活福祉部長	庶務班 市民生活班 救護班 保健予防班 給食班	総合窓口課長 生活衛生課長 社会福祉課長 健康推進課長 学校給食課長	総合窓口課 生活衛生課 社会福祉課・介護高齢 課・地域包括支援センター 健康推進課 学校給食課
建設対策部	建設産業部長	庶務班 土木班 港湾班 都市整備班	サハリン課長 土木課長 港湾課長 都市整備課長	サハリン課 土木課 港湾課 都市整備課
経済対策部	建設産業部長	農政班 水産商工班 観光班	農政課長 水産商工課長 観光交流課長	農政課 水産商工課 観光交流課
教育対策部	教育部長	庶務班 学校教育班 施設対策班	教育総務課長 学校教育課長 社会教育課長	教育総務課 学校教育課・こども課 社会教育課
水道対策部	水道部長	庶務班 給水班 下水道班	庶務課長 管理課長	庶務課 管理課
支援部	議会事務局長 監査事務局長	支援班		議会事務局・監査事務局
支所等				沼川支所 宗谷支所 科学振興 図書館
医務対策部	市立稚内病院 事務局長	庶務班 医療班	庶務課長 外科医長	庶務課・医事課 医局・薬局・看護部
消防対策部	消 防 長	庶務班 災害対応班	消防本部総務課長 消防署長	消防本部総務課・予防課 警防第一課・警防第二課

また、各対策の担当部署を明確にするため、部署アイコンを作成し、本書中の各対策の最初に示すこととする。

部 名	アイコン	班 名	班に属する部課
総務対策部	① 総	災害対策班 庶務班 職員班 調査班 管財班	防災安全課・総務課 IT 担当 総務課 人材育成課 課税課・収納課 契約管財課
政策調整対策部	② 政	庶務班 企画財政班 秘書広報班 地域調整班	環境エネルギー課 財政経営課 秘書広報課 市民協働課
会計部	③ 計	会計班	会計室
市民生活対策部	④ 生	庶務班 市民生活班 救護班 保健予防班 給食班	総合窓口課 生活衛生課 社会福祉課・介護高齢課・ 地域包括支援センター 健康推進課 学校給食課
建設対策部	⑤ 建	庶務班 土木班 港湾班 都市整備班	サハリン課 土木課 港湾課 都市整備課
経済対策部	⑥ 経	農政班 水産商工班 観光班	農政課 水産商工課 観光交流課
教育対策部	⑦ 教	庶務班 学校教育班 施設対策班	教育総務課 学校教育課・こども課 社会教育課
水道対策部	⑧ 水	庶務班 給水班・下水道 班	庶務課 管理課
支援部	⑨ 援	支援班	議会事務局・監査事務局
医務対策部	⑩ 医	庶務班 医療班	庶務課・医事課 医局・薬局・看護部
消防対策部	⑪ 消	庶務班 災害対応班	消防本部総務課・予防課 警防第一課・警防第二課
共通（全部）	⑫ 全	共通（全班）	共通（全課）

2 災害対策本部の業務分担

部	班名	業務分担
総務対策部	災害対策班 防災安全課 総務課IT担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に関すること。 2 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 3 避難の勧告又は指示の発令に関すること。 4 職員の非常招集に関すること。 5 気象及び災害情報の収集、伝達に関すること。 6 関係機関との連絡調整に関すること。 7 災害対策計画の立案及び総合調整に関すること。 8 被災地における交通安全対策に関すること。
	庶務班 総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 自衛隊の派遣要請に関すること。 3 庁内の非常体制に関すること。 4 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめ並びに本部への報告に関すること。 5 部内の応援・連絡調整に関すること。 6 その他の部及び部内の他の班に属さないこと。 7 救助法の事務の総括に関すること。
	職員班 人材育成課	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員計画に関すること。 2 職員の食料、寝具、災害出動用被服等の調達及び配布に関すること。 3 職員の被災者調査に関すること。
	調査班 課税課 収納課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地域における被害の実態調査報告に関すること。 2 被災台帳の作成に関すること。 3 部内他班の応援に関すること。
	管財班 契約管財課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市有財産の被害調査、災害応急対策及び災害共済に関すること。 2 災害時の車両の確保及び配車に関すること。 3 災害対策用物資の調達に関すること。
政策調整対策部	庶務班 環境エネルギー課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の応援・連絡調整に関すること。 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめ並びに本部への報告に関すること。
	企画財政班 財政経営課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧と総合計画の調整に関すること。 2 災害予算の編成及び資金の調達に関すること。 3 災害経費の経理に関すること。
	秘書広報班 秘書広報課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害視察等の来客の応接に関すること。 3 災害広報に関すること。 4 被災現場の写真撮影に関すること。 5 報道機関との連絡調整に関すること。
	地域調整班 市民協働課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する相談、苦情等に関すること。 2 市民組織との連絡及び協力に関すること。
会計部	会計班 会計室	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害経費の出納及び保管に関すること。

部	班名	業務分担
市民生活対策部	庶務班 総合窓口課	1 部内の応援・連絡調整に関する事。 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめ並びに本部への報告に関する事。
	市民生活班 生活衛生課	1 災害による廃棄物及び汚物処理に関する事。 2 避難所施設における仮設トイレの設置に関する事。 3 被災地における環境保全対策に関する事。 4 衛生関係施設の被害調査に関する事。
	救護班 社会福祉課 介護高齢課 地域包括支援センター	1 被災者の収容及び避難所運営管理に関する事。ただし、教育委員会所管施設の避難所については、協力体制をとるものとする。 2 社会福祉施設の被害調査に関する事。 3 被災者に対する生活援護に関する事。 4 日本赤十字社に対する協力要請及び連絡調整に関する事。 5 遺体の収容処理及び埋葬に関する事。 6 被災者に対する災害弔慰金、見舞金等に関する事。 7 救援物資及び義援金の受付及び配分に関する事。 8 防災ボランティアの受け入れ、調整に関する事。
	保健予防班 健康推進課	1 被災者に対する保健指導及び栄養指導に関する事。 2 感染症の予防に関する事。 3 防疫に関する事。 4 稚内保健所との連絡調整に関する事。 5 医師会及び歯科医師会との連携に関する事。 6 病院施設の被害調査に関する事。
	給食班 学校給食課	1 収容被災者及び災害業務従事者に対する給食に関する事。
建設対策部	庶務班 サハリン課	1 部内の応援・連絡調整に関する事。 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめ並びに本部への報告に関する事。
	土木班 土木課	1 土木施設の管理保全に関する事。 2 土木施設の被害調査及び応急措置に関する事。 3 道路、河川、橋梁及び海岸等の災害復旧に関する事。 4 水害危険区域及び急傾斜地崩壊危険区域の警戒巡視に関する事。 5 治水対策に関する事。 6 障害物の除去に関する事。
	港湾班 港湾課	1 港湾施設等の管理保全に関する事。 2 港湾の被害調査及び応急措置に関する事。 3 港湾、海岸等の災害復旧に関する事。 4 海上保安部及び海事関係団体との連絡調整に関する事。 5 船舶の借上げ及び海上輸送に関する事。
	都市整備班 都市整備課	1 応急仮設住宅等の建設に関する事。 2 災害時の建築相談及び指導に関する事。 3 市営住宅の被害調査及び応急措置に関する事。 4 都市計画関係施設の被害調査及び応急措置に関する事。 5 被災地の復旧に伴う都市計画の立案及び実施に関する事。

部	班名	業務分担
経済対策部	農政班 農政課	1 被災農家の援護に関する事。 2 農業関係の災害復旧に関する事。 3 山林火災の予消防に関する事。 4 治山対策に関する事。 5 農業関係被害及び被災農家の実態調査に関する事。 6 死亡獣畜の処理に関する事。
	水産商工班 水産商工課	1 被災漁家の援護に関する事。 2 水産関係施設等の災害復旧に関する事。 3 水産関係被害及び被災漁家の実態調査に関する事。 4 海難予防及び救助に関する事。 5 被災商工業者等の資金対策に関する事。 6 災害時における非常配給に関する事。 7 災害時における商工業者等の被害調査に関する事。 8 労務者の雇上げに関する事。
	観光班 観光交流課	1 観光関係施設等の被害調査及び応急措置に関する事。 2 観光客の避難対策に関する事。
教育対策部	庶務班 教育総務課	1 部内の応援・連絡調整に関する事。 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめ並びに本部への報告に関する事。
	学校教育班 教育総務課 学校教育課 こども課	1 学校教育施設の被害調査及び応急措置に関する事。 2 学校教育施設の災害復旧に関する事。 3 学用品等の配給に関する事。 4 被災児童及び生徒の応急教育対策に関する事。 5 学校教育施設の避難所の管理運営に関する事。
	施設対策班 社会教育課	1 社会教育・社会体育施設の被害調査及び応急措置に関する事。 2 社会教育・社会体育施設利用者の避難誘導に関する事。 3 文化財の保護及び応急対策に関する事。 4 社会教育・社会体育施設の避難所の管理運営に関する事。
水道対策部	庶務班 庶務課	1 部内の応援・連絡調整に関する事。 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめ並びに本部への報告に関する事。 3 資材の購入及び払出しに関する事。 4 給水の広報に関する事。
	給水班 管理課	1 応急給水に関する事。 2 上水道施設の被害状況調査及び応急措置に関する事。 3 上水道施設の災害復旧に関する事。 4 水源地の管理及び水質保全に関する事。 5 水源地の確保に関する事。
	下水道班 管理課	1 下水道施設の被害状況調査及び応急措置に関する事。 2 下水道施設の災害復旧に関する事。
支援部	支援班 議会事務局 監査事務局	1 避難所の管理等の支援に関する事。 2 その他各部班への支援に関する事。
支所等	沼川支所 宗谷支所 科学振興課 図書館	1 所管施設の安全確保及び応急措置に関する事。 2 地域における被災情報の収集に関する事。 3 他部班の応援に関する事。

部	班 名	業 務 分 担
医務対策部	庶務班 庶務課 医事課	1 病院施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 医療器材、医薬品等の確保に関すること。 3 部内の庶務に関すること。
	医療班 医局・薬局 看護部	1 被災患者の医療救助に関すること。
消防対策部	庶務班 総務課 予防課	1 部内の応援・連絡調整に関すること。 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめ並びに本部への報告に関すること。 3 情報収集及び広報活動に関すること。
	災害対応班 警防第一課 警防第二課	1 消防活動及び水防活動に関すること。 2 人命救助及び避難誘導に関すること。 3 被災地の二次災害の予防及び警戒に関すること。
協力団体	社会福祉協議会 自主防災組織 医師会 町内会 日赤各奉仕団 民生児童委員協議会	1 避難所の運営支援に関すること。 2 ボランティアの受け入れ支援に関すること。 3 救援物資等の受け入れ支援に関すること。 4 要援護者の支援に関すること。 5 被災市民の情報収集及び情報伝達に関すること。

3 災害対策本部の設置基準、廃止時期及び公表

(1) 本部の設置基準

本部は、基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定により、次の各号のいずれかに該当し必要と認めるときに、市長が設置するものとする。

ア 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

イ 災害が発生し、その規模及び範囲、社会的影響等から特に対策を要するとき。

ウ 気象・地象及び水象について異常を示す情報又は警報が発表され、大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

エ 津波警報が発表されたとき。

オ 震度 5 弱以上の地震が発生したとき。

カ 市内に気象特別警報(暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報)、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき。

(2) 本部の設置場所

本部は、本庁舎内に設置するものとする。

(3) 本部の廃止

ア 本部長は、災害の発生するおそれがなくなったとき又は災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を廃止する。

イ 廃止後においても、災害事務、救済策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する部課に業務を引継ぎ、それぞれの関係部課において対策業務を行うものとする。

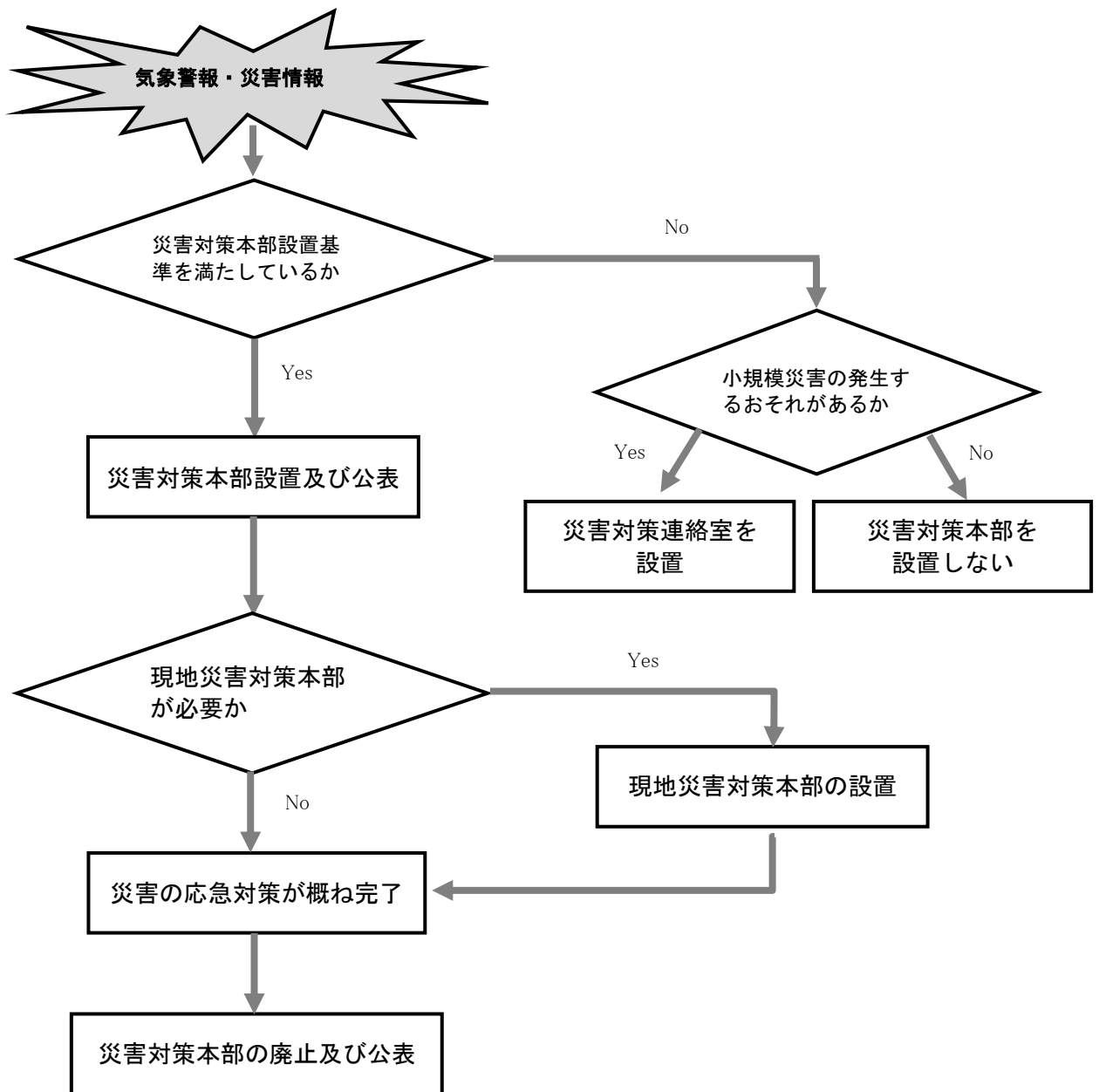
ウ この場合、総務対策部長は業務の内容、遂行状況について各部からの報告を求め常に全体状況を掌握し、また必要な指示を行うものとする。

(4) 公表

本部を設置したときは、直ちにその旨を本部員及び市防災会議構成機関の長に通知するとともに、市民に対し周知する。

また、廃止した場合の公表についても、設置の場合に準ずる。

(5) 災害対策本部の設置基準、廃止時期及び公表のフロー



4 標識

- (1) 本部を設置したときは、市役所本庁舎正面玄関に標示板（資料編「資料 77」）を掲げるものとする。
- (2) 本部長、副本部長、本部長付、本部員、各班長その他の本部の職員が、災害時において非常活動に従事するときは、腕章（資料編「資料 77」）を帯用するものとする。また、腕章は、事前に準備しておくものとする。
- (3) 災害時において非常活動に使用する本部の自動車には、標旗（資料編「資料 77」）を掲げるものとする。

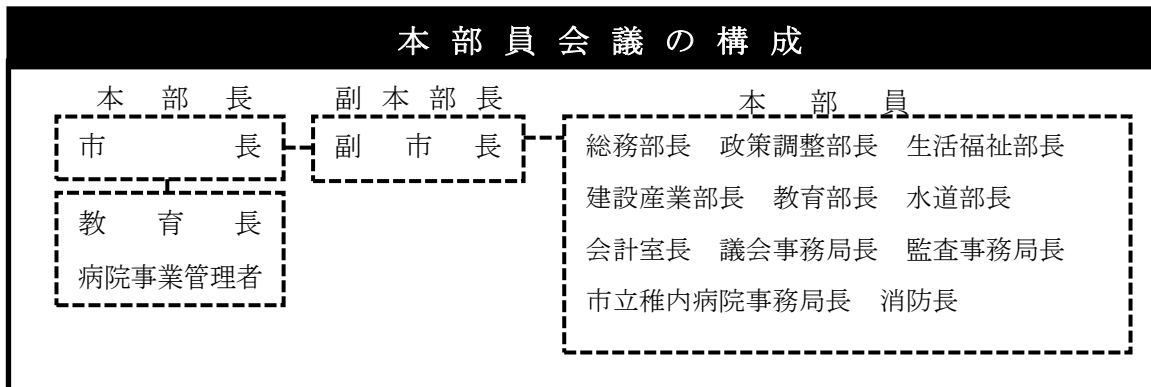
5 本部の運営

本部が設置された場合、本部に「本部員会議」を置くものとする。

(1) 本部員会議

ア 本部員会議の構成

本部員会議は、本部長、副本部長、本部長付及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。



イ 本部員会議の協議事項

- a 本部の配備体制の切替及び廃止に関すること
- b 災害情報及び被害状況の分析並びにそれに伴う対策活動の基本方針に関すること
- c 関係機関に対する応援の要請に関すること
- d その他災害対策に関する重要な事項

ウ 本部員会議の開催

- a 本部員会議は、本部長が必要の都度招集し、開催する。
- b 本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- c 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- d 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務対策部長にその旨申し出るものとする。

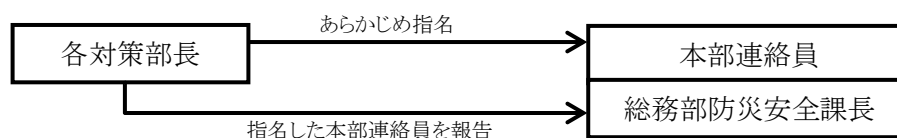
エ 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

(2) 本部連絡員

ア 各対策部に本部連絡員を置くものとする。

イ 各対策部長は、あらかじめ所属職員の中から本部連絡員を指名し、総務部防災安全課長に報告するものとする。



ウ 本部連絡員の業務は、次のとおりとする。

- ①所属部内の動員及び配備体制状況の掌握
- ②応急対策の実施及び活動状況の掌握
- ③応急対策実施に伴う応援等の必要な対策の要求
- ④所属部内の各班に係る災害に関する情報のとりまとめ
- ⑤本部員会議との情報伝達及び所属部内との連絡調整

6 本部を設置しない場合の準用

- (1) 本部設置に至らない小規模災害等が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、災害対策連絡室を設置し、本部の組織及び各部班の業務分担を準用して、その対策を実施するものとする。
- (2) 災害対策連絡室の構成は次のとおりとする。

災害対策連絡室の構成	
室長	総務部長
副室長	総務部参事
係員	総務部防災安全課職員
連絡員	各対策部長が指名した職員をもって充てる。

- (3) 災害対策連絡室の事務局は、総務部防災安全課に置くものとする。
- (4) 室長は災害の規模、状況等に応じて必要な対策部の連絡員との連絡にあたり、災害に関する情報等の収集及び受理、災害対策に係る指令の伝達等を行うものとする。

7 現地災害対策本部

(1) 設置

本部長は、迅速・的確な災害応急対策を実施するため現地災害対策本部を置くことが必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置することができる。

(2) 組織等

ア 現地災害対策本部には、現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員その他の職員をもって組織する。

イ 現地災害対策本部長は、災害対策副本部長及び災害対策本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

ウ 現地災害対策本部員は、本部の職員のうちから本部長が指名する職員をもって充てる。

エ 現地災害対策本部長は、本部長の指示によりその所掌事務の一部を代行する。

(3) 廃止

本部長は、被災現地における災害応急対策がおおむね完了したときは、現地災害対策本部を廃止する。

(4) 通知

本部長は、現地災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに災害対策本部員及び防災関係機関の長に通知する。

8 市長の職務の代理

本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る市長の職務に関して、市長以下、事故や安否が不明な状況にあるときも災害対応を緊急、かつ中断することなく継続するため、以下の順位を職務責任の序列とする。

第一位 副市長

第二位 総務部長

第三位 政策調整部長

第四位 生活福祉部長

第五位 建設産業部長

第六位 教育部長

第七位 水道部長

第八位 議会事務局長

第九位 監査事務局長

第十位 市立稚内病院事務局長

第十一位 消防長

第十二位 会計室長

第二項 職員の動員・配備



1 非常配備の基準

- (1) 災害対策本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策を迅速かつ強力に進めるため、非常配備に関する基準により非常配備の体制をとる。
- (2) 非常配備の区分、配備の時期、配備内容等の基準は次のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。
- (3) 非常配備基準

区 分	配 備 の 時 期	配 備 の 内 容
第1非常 配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 「津波注意報」が発表されたとき。 2 震度4の地震が発生したとき。 3 気象業務法に基づく気象に関する情報又は警報が発表されたとき。 4 その他本部長が必要と認めたとき。 	<p>情報連絡のため、又は災害が発生した場合に速やかに対処するため、災害対策班員及び必要に応じ各部班の者をもって当たるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。</p>
第2非常 配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 「津波警報」が発表されたとき。 2 震度5弱及び震度5強の地震が発生したとき。 3 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 4 その他本部長が必要と認めたとき。 	<p>災害応急対策に係る各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともに直ちに非常活動を開始できる体制とする。</p>
第3非常 配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が甚大であると予想されるとき。 3 重大な災害が発生したとき。 4 特別警報が発表されたとき。 5 その他本部長が必要と認めたとき。 	<p>災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況により、それぞれの災害応急活動ができる体制とする。</p>

備考…災害の規模及び特性に応じ上記基準と異なる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

2 非常配備体制の活動要領

(1) 動員の方法

- ア 総務対策部長は、本部長の非常配備決定に基づき副本部長及び本部員に対し、本部の設置及び非常配備の規模を通知するものとする。
- イ 上記の通知を受けた副本部長及び本部員は、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。
- ウ 本部員より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。

- エ 各部班においては、あらかじめ部班内の動員（招集）系統を確立しておくものとする。
- オ 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに準じて行うものとする。

(2) 非常配備体制下の活動

ア 第1 非常配備体制下の活動

第1 非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- a 総務対策部長は、稚内地方気象台その他関係機関と連絡をとり、気象、地象及び水象に関する情報並びに災害状況の収集等を行う。
- b 総務対策部長は、関係部班に収集情報を提供し、同時に活動状況の把握等を行う。
- c 関係各対策部長は、災害対策班からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに、待機職員に随時、巡回活動等必要な指示を行うものとする。
- d 第1 非常配備につく職員の人数は、状況により各対策部長の判断において増減するものとする。

イ 第2 非常配備体制下の活動

第2 非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- a 本部長は、本部の機能を円滑にするため、必要に応じて本部員会議を開催する。
- b 各対策部長は、情報の収集伝達体制を強化する。
- c 総務対策部長は、各対策部長及び市防災会議構成機関と連絡を密にして客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。
- d 各対策部長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - ① 災害の現況を部員に周知し、所要の人員を非常配備につかせること。
 - ② 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災地（被災予想地）へ配置すること。
 - ③ 災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

ウ 第3 非常配備体制下の活動

各部班は全力をあげて、速やかに市内全域の被害状況調査、収集、連絡活動及び応急対策活動に当たるとともに、その活動状況を随時、本部長に報告するものとする。

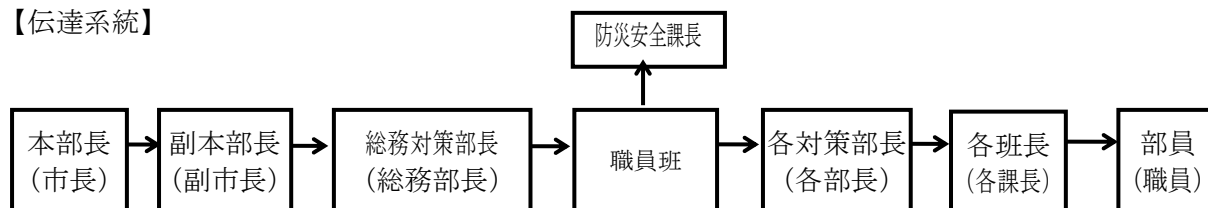
3 動員の伝達系統と方法

(1) 勤務時間内の伝達系統及び伝達方法

ア 災害対策本部が設置された場合、本部長の指示により総務対策部長は、職員班長を通し各部長に対し電話又は口頭により第1非常配備体制又は第2非常配備体制、更に、緊急事態に備えて本部全職員を待機させる第3非常配備体制を指令するものとする。

イ 各部長は、所属職員に連絡して指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急措置を実施する体制を整備確立するものとする。

【伝達系統】



(2) 勤務時間外（休日及び夜間）の伝達方法

市庁舎の警備員は、次の情報を受けたときは防災安全課長に通報し、防災安全課長は総務部参事に連絡して指示を受け、必要に応じ、総務部長から総務部参事を通じて関係部長、職員に通知するものとする。

ただし、アの取り扱いについては、「基本対策編 第二章 第一節 気象予警報等の伝達計画」に定めるところによる。

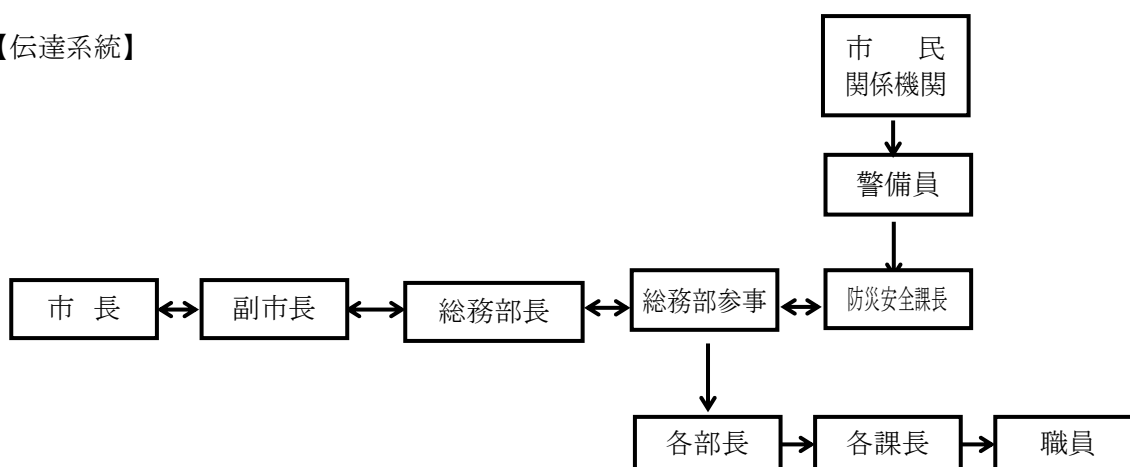
ア 気象情報等が関係機関から通報されたとき。

イ 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

ウ 異常現象の通報があったとき。

各部長及び各課長は、所属職員への連絡方法等を事前に把握しておき、通報を受理後、直ちに関係職員の登庁、出動の指示伝達ができるよう措置しておくものとする。

【伝達系統】



4 職員の非常登庁

(1) 職員は、勤務時間外及び休日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により登庁し、直ちに所定の配備につくものとする。

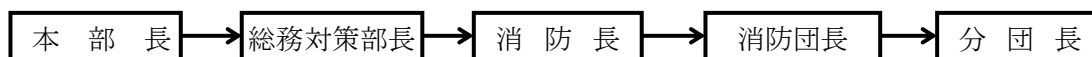
ただし、震度5弱以上の地震が発生した場合、津波警報が発令された場合、又は特別警報が発表された場合は速やかに登庁するものとする。

(2) 職員の非常登庁を要する事態が発生した場合、各班長は職員参集状況を把握し総務対策部長に報告するものとする。

5 消防機関に対する伝達

本部が設置された場合、その配備体制についての消防機関への伝達は、次により行う。

【消防機関への伝達系統】



6 各班別の動員要請

本部長は、災害の状況により必要に応じて各班に所属する班員を、応援を必要としている班に動員させるものとする。

災害の状況により応援を必要とする班にあっては、職員班長を通じて本部長に申し出し、必要数の応援を受けるものとする。

第三節 市民、自主防災組織及び事業所

市長は、災害時において災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、災害の状況により必要と認められた場合は、次の市民組織に対し災害対策活動の応援協力を要請する。

1 協力要請事項

各市民組織や団体に対して協力要請する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害時における市民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難のための一時避難場所及び被災者の収容のための避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害情報の収集と本部への連絡に関すること。
- (4) 災害情報等の地域市民に対する広報に関すること。
- (5) 避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- (6) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (7) 本部が行う人員、物資等の輸送に関すること。
- (8) その他救助活動に必要な事項で、本部長が協力を求めた事項。

2 協力要請先

- (1) 協力を要請する市民自治組織は、次のとおりである。

市民組織名	会員数	連絡先	電話番号
稚内市赤十字奉仕団	9分団	稚内市社会福祉課障がい福祉G	23-6453
稚内市町内会連絡協議会	68町内会	稚内市社会福祉協議会	24-1139
稚内市社会福祉協議会		宝来2丁目2番24号	24-1139

(2) 災害協定先

協 定 締 結 先	協 定 内 容
(株)エフエムわかない	災害等の発生時に緊急放送を行い、市民へ情報提供を行う。
生活協同組合コープさっぽろ	災害等の発生時に生活必需品等の物資の供給を行う。
(株)エーコープ旭川	
(株)セイコーマート	
ホームック(株)	
北雄ラッキー(株)	
稚内管工事業協同組合	災害等の発生時に応急対策活動等への協力を行う。
稚内空調衛生工事業協会	
宗谷地方石油業協同組合	市が行う災害活動における車両や施設に対し燃料等の供給を行う。
北海道建設機械リース業協会宗谷支部	災害等の発生時にトイレや発電機等のレンタル資機材の供給を行う。
日本郵便株式会社 稚内郵便局	災害等の発生時における郵便事業の災害特別業務(郵便料金免除・避難所臨時ポストの設置など)や情報提供などに関する相互協力を行う。 災害等の発生時における広報活動、情報提供、簡易保険等の非常取扱などに関する相互協力を行う。
稚内市建友会	災害等の発生時に応急対策活動等への協力を行う。
北海道コカ・コーラボトリング(株)	災害対応型自動販売機による飲料水の供給を行う。
北海道エルピーガス協会 災害対策協議会	市が行う災害活動におけるエルピーガス及び関連機器の供給を行う。
北海道電気保安協会	電力復旧に必要な調査、電力復旧工事の監督、指導及び検査等を行う。
北部電気工事業協同組合稚内支部	避難所及び防災拠点等の電気設備等の応急・復旧工事を行う。

(3) その他婦人団体、青年団体、建設関係団体等については、必要の都度、責任者と連絡をとり、協力を求めるものとする。

第三章 市及び防災機関が行う業務と市民等の責務

第一節 市及び防災機関が行う業務の大綱



防災関係機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次の表に定めるとおりとする。

区分	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	稚内開発建設部	1 所轄河川の災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 2 国道40号、238号その他の所轄道路の維持、災害復旧等を行うこと。 3 その他直轄工事の災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。
	稚内海上保安部	1 船舶に対する気象情報の通報に関すること。 2 災害時における船舶の避難誘導及び救助、航路障害物等の除去を行うこと。 3 災害時における人員及び救援物資の海上輸送を行うこと。 4 海上における人命の救助を行うこと。 5 海上における船舶交通の安全の確保を図ること。 6 海上における犯罪の予防及び治安の維持を図ること。
	北海道運輸局 旭川運輸支局	1 船舶施設の安全の確保を図ること。 2 災害時における海上輸送の連絡調整を行うこと。 3 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用のあっせんを行うこと。
	宗谷森林管理署	1 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 2 所轄国有林の復旧治山及び予防治山を実施すること。 3 林野火災の予防対策を立てその未然防止を行うこと。 4 災害時において市の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
	東京航空局 稚内空港事務所	1 航空事業者に対する災害防止の指導を行うこと。 2 飛行場及び航空保安施設の管理に当たること。 3 航空機の遭難時における捜索及び救難の調整に関すること。 4 災害時における空中輸送の連絡調整に関すること。
	稚内地方气象台	1 災害発生時における気象観測資料の提供を行うこと。 2 気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。 3 観測成果を解析・総合し、予警報・情報を発表すること。
	稚内労働基準 監督署	1 事業所、工場等の産業災害の防止対策を図ること。
自 衛 隊	陸上自衛隊 第3普通科連隊	1 災害予防責任者の行う防災訓練に、必要に応じ部隊等の一部を協力させること。 2 災害派遣要請者の要請に基づき、部隊等を派遣すること。
	航空自衛隊 稚内分屯基地 第18警戒隊	1 災害予防責任者の行う防災訓練に、必要に応じ部隊等の一部を協力させること。 2 災害派遣要請者の要請に基づき、部隊等を派遣すること。

区分	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
北 海 道	宗谷総合振興局 (地域政策部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 宗谷総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事。 2 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄その他災害予防措置を講ずること。 3 災害応急対策及び災害復旧の実施に関する事。 4 市及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整を図ること。 5 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 6 救助法の適用に関する事。
	宗谷総合振興局 (保健環境部 保健行政室)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療施設、衛生施設等の被害報告を行うこと。 2 災害時における医療救護活動を推進すること。 3 災害時における防疫活動に関する事。 4 災害時における給水、清掃等環境衛生活動を推進すること。 5 医療、防疫及び薬剤の確保及び供給を行うこと。
	宗谷総合振興局 (稚内建設管理部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防技術の指導に関する事。 2 災害時における、関係河川の水位及び雨量の情報の収集及び取りまとめに関する事。 3 災害時における関係公共土木被害調査及び災害応急対策並びに復旧対策を実施すること。 4 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。
	稚内警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害地において、市民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関する事。 2 災害の予警報の伝達及び災害情報の収集に関する事。 3 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事。 4 犯罪の予防、取締り等に関する事。 5 危険物に対する保安対策に関する事。 6 広報活動に関する事。
稚 内 市	市長部局	<ol style="list-style-type: none"> 1 市防災会議に関する事務を行うこと。 2 市災害対策本部及び市現地対策本部の設置及び組織の運営に関する事。 3 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 4 防災訓練に関する事。 5 防災思想の普及を図ること。 6 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等に関する事。 7 災害情報の収集、伝達に関する事。
	教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における被災児童及び生徒の救護及び応急教育の指導を行うこと。 2 教育施設の被害調査及び報告に関する事。 3 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関する事。

区分	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
消防機関	稚内地区消防事務組合消防本部 (消防署・稚内消防団)	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防活動に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 火災警報等の市民への周知に関すること。 4 市民の避難誘導及び人命救助に関すること。 5 津波警報及び津波注意報発令時における潮位検測に関すること。 6 緊急時における病人、負傷者及び急患の輸送に関すること。 7 被災地の警戒体制に関すること。
指定公共機関	日本郵便株式会社稚内郵便局及び市内各郵便局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便業務運営の確保を図ること。 2 郵便、為替、貯金及び簡易保険の非常取扱いを行うこと。 3 郵便局ネットワークを活用した広報活動を行うこと。 4 集配業務を通じて収集した被災市民の避難先、被災状況等の提供を行うこと。
	NTT東日本北海道支店設備部災害対策室	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象官署からの警報を市に伝達すること。 2 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
	NTTドコモ北海道支社旭川支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 移動通信網の確立と即設設備の整備による通信設備の安定化に関すること。 2 災害時における移動通信の確保に関すること。
	日本放送協会稚内報道室	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予警報、被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
	北海道電力株式会社稚内営業所	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設等の防災対策を行うこと。 2 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。
	北海道旅客鉄道株式会社市内各駅	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 2 災害時における救援物資の緊急輸送等応急対策に協力すること。
	日本通運株式会社稚内支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における道路輸送の協力を行うこと。 2 災害時における救援物資の緊急輸送等につき関係機関の支援を行うこと。
日本赤十字社北海道支部稚内市地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療、助産その他の救助業務の連絡調整に関すること。 2 防災ボランティアの行う救助活動の連絡調整を行うこと。 3 災害義援金品の受け取りに関すること。 4 アマチュア無線による災害情報の収集と伝達を行うこと。 	

区分	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方公共機関	一般社団法人 宗谷医師会	1 災害時における医療関係機関との連絡調整及び応急医療助産その他救助の実施に関する事。
	一般社団法人 稚内歯科医師会	1 災害時における歯科医療の実施に関する事。
	一般社団法人 旭川地区 トラック協会 稚内支部	1 災害時における救援物資、災害応急対策資材等の緊急輸送等について関係機関の支援を行う事。
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	農業共同組合 漁業協同組合 森林組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行う事。 2 被災組合員に対する融資及びそのあつせんを図る事。 3 共済金支払手続を行う事。
	稚内商工会議所	1 災害時における商工業者の経営指導及び復旧資金のあつせんに関する事。 2 災害時における物価の安定について協力する事。 3 災害時における救助用物資及び復旧資材の確保について協力する事。
	危険物関係施設の 管理者	1 災害時における危険物の保安に関する措置を行う事。
	稚内漁業無線局	1 漁船に対する気象情報の通報に関する事。 2 災害時における漁船との通信に関する事。
	日本水難救済会 稚内・宗谷 救難所	1 沿岸海域における海難救助に関する事。 2 港湾等防災対策の協力に関する事。
	株式会社 エフエム わっかない	1 気象予警報、被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行う事。 2 市災害対策本部の要請に基づき緊急放送を行う事。

第二節 市民、自主防災組織及び事業所の責務

市民及び事業所は、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えを、より一層充実する必要がある、その実践を促進する市民運動を展開することが必要である。

1 市民の責務

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うこととする。また、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、道、市及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 非常持出（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備及び3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- ウ 隣近所との相互協力関係の構築
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 避難行動要支援者への支援
- キ 自主防災組織の結成

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者・避難行動要支援者の救助
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難場所での自主的活動
- オ 防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

(3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が

高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、市民はこれに応ずるよう努めるものとする。

2 事業所の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、稚内市、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域市民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアルの作成及び事業継続計画（BCP）の策定・運用
- イ 防災体制の整備
- ウ 事業所の耐震化の促進
- エ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- オ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- カ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

3 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の居住者及び同じ地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- (2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、稚内市との連携に努めるものとする。
- (3) 市防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、地域防災計画の中に地区防災計画を定める。
- (4) 市は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、市民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第四章 稚内市の地勢、気象及び災害の概要

第一節 自然条件

第一項 位置及び面積

日本最北端に位置する本市は、西は日本海、北は宗谷海峡、東はオホーツク海に面し、陸は南西部に豊富町、南東部は猿払村と境界を接している。

本市の極西は日本海側で東経 141 度 34 分 06 秒、極東はオホーツク海側で東経 142 度 03 分 13 秒、極南は豊富町との境界で北緯 45 度 10 分 09 秒、極北は宗谷岬沖合の弁天島で北緯 45 度 31 分 35 秒であるが、陸域の北端は宗谷岬で北緯 45 度 31 分 22 秒に位置する。これらの各極限は南北およそ 39km、東西およそ 38km でほぼ方形の枠に収まる広さで、面積は 760.89 km²（国土交通省国土地理院調 平成 25 年 10 月 1 日現在）で北海道総面積の約 1%、宗谷地方全面積の約 16%に相当する。

第二項 地勢

本市の地勢は、ほぼ南北に縦走する 2 本の脊梁をなす丘陵性山地と、これらの中間と両翼に発達する低地帯からなっており、特に東側の山地帯は南下するに従って若干その高さや幅を増す。

東方の脊梁山地は、宗谷丘陵と呼ばれ、幌延町方面から北走して市街地に入る。この丘陵はおおむね 200m 以下でやや起伏にとんでおり、その最高点は増幌川支流のイチャンナイ川上流にあって、標高 231.9m である。

西側にある脊梁丘陵は、ノシャップ岬にはじまり南走して豊富町に連なり、高さはおおむね 80m 以下であるが、坂の下からクサナルを結ぶ線からノシャップ岬に至る間は、やや高くなっている。

西側丘陵帯と日本海との間の低地帯は、砂丘と湿地からなっており、オネトマナイ川下流には、無数の沼沢地が存する。この丘陵を源にして、南からオネトマナイ川、勇知川、クトネベツ川があり、川幅 10m 以下の流域を伴う。

第三項 地形、地質

泥炭層が発達する原野と白亜紀から第四紀にいたる堆積岩がつくる緩起伏の丘陵からなっている。この丘陵地形、特に宗谷岬周辺では地中の水分が凍結や融解を繰り返すこと（凍結融解作用）によって形成された周氷河地形と呼ばれている。

泥炭層が発達する原野は稚内市街地の南東側に広がる幕別平野をなし、丘陵から流下する小河川の下流部には小規模な低湿地が発達している。

白亜紀・古第三紀・新第三紀そして第四紀にいたる堆積岩類が所々に軽微な不整合を挟みながら重なり、ほぼ南北方向の軸を持つ褶曲構造をなして分布している。堆積岩類は、概ね海成層で、砂岩や泥岩、チャート等からなり、凝灰岩や火山岩は殆ど伴わない。基本的には背斜部は上昇して丘陵になり、向斜部は沈降して原野となっている硬質泥岩及び砂質頁岩等から構成され、脆弱な地質である。

第四項 気象

当地域は、宗谷海峡に面しているため海洋からの影響を受け、冬期は内陸部に比べ、比較的温暖である。積雪期間は11月上旬から4月中旬である。また、1月下旬から2月にかけて流氷がオホーツク海から宗谷海峡に流入し、その一部が接岸することがある。

年平均気温の平年値は6.8℃であり、夏期(7~8月)の最高気温の平均は21℃程度であるが、その極値は31.3℃である。冬期(1~2月)の最低気温の平均は-7℃程度であるが、その極値は-19.4℃である。

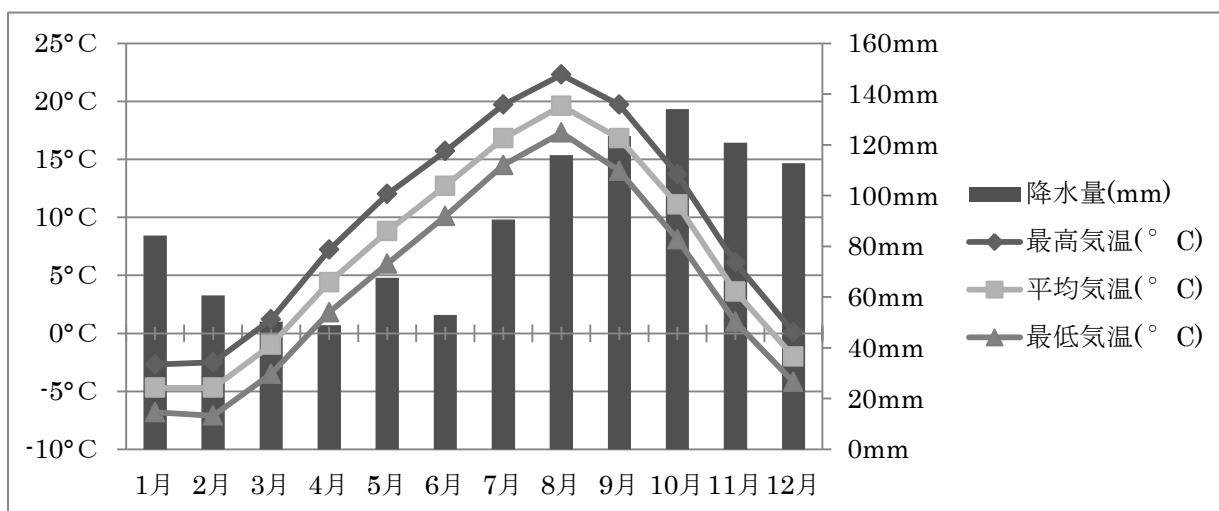
年間降水量の平年値は、1062.7mm、北海道内でも平均的な量である。最も降水量の多かった年は1962年(昭和37年)の1753.7mm、日最大降水量は1970年(昭和45年)10月25日の155.5mm日最大1時間降水量は1938年(昭和13年)9月1日の64.0mm、最も降水量の少なかった年は1986年(昭和61年)の776.5mmである。

稚内地域は、海岸に面しており内陸地方に比較して風が強い。年平均風速の平年値は、4.5m/sであり、日最大風速が10m/s以上の日は年間83.8日ある。風向は、春から夏にかけては南南西の風、秋は西又は西南西の風、冬は西から北北西の風が多い。過去における日最大瞬間風速は、1995年(平成7年)11月8日の44.9m/sである。

10月下旬には初雪を見るが、長期積雪(根雪)となるのは平年では11月下旬で翌年の4月上旬まで続く。積雪の最も多くなるのは2月下旬から3月初めにかけてである。日最深積雪の平年値は81cmである。また、過去の最深積雪は1970年(昭和45年)2月9日の199cmである。

なお、年平均気温・最高気温・最低気温、年間降水量、年平均風速値、日最深積雪の平年値については、1981年~2010年の観測値によるものである。

月別の平均気温、平均降水量、雨温図 (統計期間：1981~2010 気象庁より)



第二節 社会条件

第一項 地区の特徴

稚内市は、都市施設の集中する中央地区や海岸沿いに連担する集落が並び、国道40号沿い、238号沿いのほか、道道121号と道道138号が稚内市を東西南北とつなぐように結節する沼川地区などに集落がある。海岸線に連なる、小規模な地区群に比べ内陸部では一つあたりの地区が大きくなっている。

市 内	中央、開運、宝来、恵比須、ノシャップ、富士見、西浜、港、新港町、大黒、末広、新末広町、潮見、緑、こまどり、栄、萩見、富岡、朝日、若葉台、新光町、はまなす、声間
(旧宗谷村)	富磯・清浜・宗谷岬・東浦
(旧声間村)	増幌・恵北・樺岡・沼川・曲渕
(旧抜海村)	抜海・勇知

第二項 公共施設の分布

本市は、旭川以北最大の都市であることから、海上保安部、自衛隊、税務署、裁判所、区検察庁などの国の機関や宗谷総合振興局が置かれている。

1 稚内市の公共施設

区 分	名 称	住 所
行政施設	稚内市役所本庁舎	中央3丁目
	稚内市役所宗谷支所	宗谷村字宗谷
	稚内市役所沼川支所	声間村字沼川
	稚内地区消防事務組合消防本部	港5丁目
保健・医療・健康増進施設	市立稚内病院	中央4丁目
	市立稚内こまどり病院	こまどり2丁目
	稚内市保健福祉センター	中央4丁目
	稚内市早期療育通園センター	中央4丁目
	稚内市健康増進センター童夢	富士見4丁目

区 分	名 称	住 所
水産・港湾施設	稚内市地方卸売市場	新港1丁目
	稚内市日口友好会館	末広3丁目
	稚内市ポートサービスセンター	開運2丁目
	稚内港国際旅客ターミナル	開運2丁目
水族館	ノシャップ寒流水族館	ノシャップ2丁目
科学館	稚内市青少年科学館	ノシャップ2丁目
観光施設	稚内市観光案内所	中央3丁目
	ゲストハウス氷雪	稚内公園内
	ゲストハウス トナカイ	空港公園内
	ゲストハウス アルメリア	宗谷岬
	大沼バードハウス	声問
	こうほねの家	浜勇知
	動物ふれあいランド	空港公園内
水道・衛生施設	稚内市北辰ダム	上声問
	萩ヶ丘浄水場	富岡5丁目
	終末処理場	末広3丁目
	稚内市産業廃棄物処分場	サラキトマナイ
	稚内聖苑（火葬場）	サラキトマナイ
農業施設	稚内市大規模草地	樺岡
勤労者施設	稚内市総合勤労者会館	大黒3丁目
地域活動・コミュニティ施設	稚内市地域交流センター	中央3丁目
	稚内市立港ふれあいセンター	港3丁目
	宝来地区活動拠点センター	宝来4丁目
	東地区活動拠点センター	潮見3丁目
	富岡・はまなす地区活動拠点センター	富岡5丁目
	北コミュニティセンター	恵比須4丁目
	声問コミュニティセンター	声問3丁目
	沼川コミュニティセンター	沼川
	増幌コミュニティセンター	増幌
図書館	市立図書館	大黒4丁目
消費者施設	消費者センター	中央4丁目

区 分	名 称	住 所
給食施設	学校給食センター	潮見 5 丁目
児童施設	東児童館	潮見 3 丁目
	富岡児童センター	富岡 5 丁目
	富士見児童会館	富士見 5 丁目
	中央児童館	宝来 4 丁目
	中央学童保育所	宝来 4 丁目
	緑学童保育所	緑 2 丁目
	富岡学童保育所	富岡 4 丁目
	東学童保育所	潮見 3 丁目
	ファミリーサポートセンター	中央 3 丁目
文化施設	総合文化センター	中央 3 丁目
	開基百年記念塔	稚内公園内
社会教育施設	少年自然の家	富士見 4 丁目
	社会教育センター	緑 2 丁目
	社会教育センター分館	宝来 4 丁目
	社会教育センター東分館	富岡 4 丁目
	青少年会館	恵比須 2 丁目
体育施設	総合体育館	富士見 4 丁目
	市体育館	宝来 4 丁目
	緑体育館	緑 2 丁目
	勤労青少年体育センター	大黒 3 丁目
	大沼球場	声間
	市営球場	緑 4 丁目
	緑球場	緑 2 丁目
	若葉球場	若葉台 1 丁目
	若葉球技場	若葉台 1 丁目
	ソフトボール場	ノシャップ 2 丁目
	スポーツセンター武道館	ノシャップ 3 丁目
	スポーツセンターカーリング場	ノシャップ 3 丁目
	こまどりスキー場	こまどり 4 丁目
	こまどりパークゴルフ場	こまどり 4 丁目

区 分	名 称	住 所
体育施設	ノシャップ公園パークゴルフ場	ノシャップ2丁目
	富士見球技場	富士見4丁目
	緑庭球場	緑3丁目
	宝来庭球場	宝来4丁目
	稚内市温水プール水夢館	開運1丁目

2 その他行政機関等

(1) 国の機関

分類	名称
裁判所	旭川地方裁判所稚内支部 旭川家庭裁判所稚内支部 稚内簡易裁判所
法務省	旭川地方法務局稚内支局 旭川保護観察所稚内駐在官事務所 札幌入国管理局稚内港出張所 旭川地方検察庁稚内支部・稚内区検察庁
財務省	函館税関稚内税関支署 国税庁札幌国税局稚内税務署
厚生労働省	北海道労働局稚内労働基準監督署 北海道労働局稚内公共職業安定所 小樽検疫所稚内出張所
農林水産省	北海道農政事務所稚内統計・情報センター 林野庁北海道森林管理局宗谷森林管理署
国土交通省	北海道運輸局旭川運輸支局稚内庁舎 北海道開発局稚内開発建設部 東京航空局稚内空港事務所 海上保安庁第一管区海上保安本部稚内海上保安部 気象庁札幌管区气象台稚内地方气象台 新千歳航空測候所稚内空港出張所
環境省	北海道地方環境事務所稚内自然保護官事務所
防衛省	航空自衛隊稚内分屯基地 陸上自衛隊稚内分屯地 海上自衛隊稚内基地分遣隊

(2) 道の機関

分類	名称
振興局	宗谷総合振興局
警察署	稚内警察署
水産試験場	北海道立稚内水産試験場
教育局	宗谷教育局

第三項 災害履歴

災害履歴は、資料編「資料 51」のとおりである。

火災の発生件数及び焼失面積は年により増減があるものの、減少傾向にある。地震については、従来当地域は地震活動が少ない地帯とされているが、1971 年(昭和 46 年) 7 月 4 日サハリン西方沖を震源地としたマグニチュード 6.9 の地震が起こり、更に数回の余震が続いた。なお、稚内市周辺における地震の発生状況については、「地震・津波対策編 第一章 第一節 第一項 稚内市周辺における地震の発生状況」のとおりである。

基本对策編

1 基本対策編のねらい

本編は、稚内市内で発生する様々な災害に対応するための基本的な対策について定める。

日頃からの事前準備(第一章～第三章)、災害発生直後の応急対策(第四章)、災害後の災害復旧・復興対策(第五章)にそれぞれ記述する。



第一章 災害に強い組織づくり

- 第一節 防災知識の普及
- 第二節 自主防災組織、事業者の育成
- 第三節 マニュアル等の整備
- 第四節 防災訓練の実施



第二章 災害情報の収集、伝達

- 第一節 気象予警報等の伝達計画
- 第二節 地震及び津波に関する情報の伝達計画
- 第三節 災害通信手段の確保
- 第四節 その他の災害情報の伝達計画
- 第五節 災害情報等の収集、報告
- 第六節 災害情報の広報計画



第三章 被害を少なくするための予防対策

- 第一節 災害危険区域及び整備計画
- 第二節 土砂災害対策計画
- 第三節 水防計画
- 第四節 消防計画
- 第五節 避難行動要支援者対策
- 第六節 指定緊急避難場所、指定避難所の整備
- 第七節 食糧等の調達と確保
- 第八節 関係団体との協定締結の推進
- 第九節 ライフライン施設の予防対策
- 第十節 土木及び公共施設の予防対策



第四章 災害発生後の応急対策

- 第一節 市職員の動員
- 第二節 避難救出
- 第三節 応急処置
- 第四節 医療
- 第五節 行方不明者の捜索及び遺体の収容並びに埋葬
- 第六節 生活の救援対策
- 第七節 建物対策
- 第八節 障害物除去
- 第九節 輸送
- 第十節 災害警備
- 第十一節 文教対策
- 第十二節 自衛隊派遣要請
- 第十三節 労務供給
- 第十四節 消防防災ヘリコプターの活用
- 第十五節 ボランティアとの連携



第五章 災害からの復旧のための施策

- 第一節 市民生活安定のための支援
- 第二節 災害復旧事業の推進
- 第三節 災害復興事業

第一章 災害に強い組織づくり

第一節 防災知識の普及



大規模災害時には、初期消火、避難、救出、応急救護、避難誘導など、人命に関わる応急対策が必要となるが、防災関係機関だけでこれら全ての対応を行うことは困難である。そのため災害時の初期行動の留意点、消火、救出救護活動の知識や技術、避難行動要支援者への支援協力など基本的な防災知識や技術の普及を図り、市民や企業等の防災知識や防災行動力の向上を図る。

1 市民に対する防災知識の普及

(1) 普及の方法

- ア 「稚内市民防災フォーラム」などの講習会、講演会等の開催
- イ 「稚内市総合防災訓練」の実施、「緊急告知防災ラジオ」貸与の徹底、テスト放送の継続
- ウ 広報紙「広報わっかない」の活用
- エ 「防災ガイドマップ」等の活用
- オ 「稚内市防災情報メール」の登録の周知、登録者数の向上と活用
- カ コミュニティ放送「エフエムわっかない」の活用

(2) 普及の内容

- ア 災害に関する一般的知識
- イ 防災の心得
- ウ 各種災害発生時の心得
- エ 要配慮者対策
- オ 防災情報の入手方法
- カ 稚内市地域防災計画の概要

2 学校教育における防災知識の普及

(1) 毎年小中学校は、ホームルーム等を活用し、児童生徒に対し防災教育を行う。

各学校は、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとられるよう防災訓練を実施して、防災知識の普及に努める。

3 職員に対する防災教育、訓練

(1) 市及び防災関係機関は、職務専念義務のある全ての職員に対し、災害時における防災活動の実際に万全を期するため、防災教育の普及及び啓発の徹底を図る。

また市においては、本計画書に記載の応急対策、復旧対策を災害時に確実に実行できるよう、各部署単位で対策の教育・啓発・訓練等を行う。

(2) 教育の内容

- ア 稚内市地域防災計画の内容
- イ 災害についての一般的な知識
- ウ 非常参集の方法
- エ その他必要な事項

(3) 訓練の内容

- ア 稚内市地域防災計画 各対策班の分掌確認
- イ 作業内容の確認
- ウ 連携する関係機関、協定先、連絡先の確認
- エ 各自の任務分担

4 普及の時期

防災教育、啓発コンテンツの配布を平素から行う。また、防災の日、防災週間及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、効果的に普及できる時期を有効に利用する。

第二節 自主防災組織、事業者の育成



第一項 自主防災組織の育成

災害発生時には、有線電話の途絶又は輻輳により連絡が困難になるほか、道路、橋梁のき損による交通阻害、火災等の二次災害の同時発生が懸念されるなど、防災関係機関が行う災害応急対策を講じる際には防災力が分散される等、多くの制約を受けることが予想される。

特に高齢者、障害者等の要配慮者の安全確認、保護又は避難誘導等の避難対策は、緊急性を考慮すると行政の活動にも限界があり、地域市民の積極的な協力、援助が不可欠となる。

市民自身が「自分たちの地域は自分たちが守る」という意識を持ち活動できる仕組みとして町内会等の組織を生かした自主防災組織づくりを推進する。さらに災害時の機動的な応急活動実施を目指し、自主防災組織を育成するものとする。

1 組織の規模と編成

市民で構成される自主防災組織は、災害時の応急活動、避難行動等を行う場合に相互連携及び相互協力が組織的かつ円滑に行われやすい区域を設定する必要がある。そのため市民の日常生活のつながりを考慮し、自主防災組織の規模は町内会区域とする。

自主防災組織の活動を効果的に行うため、その組織の中での役割分担を明確にすることが必要である。このため、基本的な組織編成として情報班、初期消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等の編成が考えられる。

なお、組織の編成にあたっては、機動的な組織づくりを進める必要がある。

2 組織の活動

(1) 平時の活動

- ア 市民の防災知識の普及及び研修会等の実施
- イ 地域及び家庭の安全点検
- ウ 高齢者等の状況把握、普段からの避難行動要支援者との交流
- エ 防災訓練の実施又は市等が実施する防災訓練の参加協力

(2) 災害時の活動

- ア 市民の被害状況等の把握と被災者の応急対応
- イ 市等の防災関係機関への連絡及び要請行動
- ウ 出火防止及び初期消火
- エ 市民の避難誘導
- オ 避難場所での援護及び協力

(3) 援護活動

市内の避難行動要支援者など高齢者、障害者等の保護、安全確認については、市及び町内会並びに自主防災組織の協力による活動を基本として実施する必要がある。

3 推進方法

市は、町内会に対し、地域の実情に応じた組織の育成を指導するものとする。

なお、自主防災組織の育成に当たっては、編成、活動内容等の基準等を定め指導するとともに、活動の促進を図るため、市は組織及び防災用資機材等の整備を促進していくものとする。

第二項 事業者の育成



地域の防災力を強化するためには、市内に店舗、工場、事務所等を有する事業者及び市内に活動拠点を置く団体（NPO法人及びボランティア団体を含む。）の協力は不可欠である。市は、積極的な地域防災活動への協力参画を求めていき、協力が得られる事業者を育成するよう努めていく。

平常時は、防災意識啓発のための可能な範囲での協力を得る。防災関連グッズの販売促進や、市等が開催する防災講演会や訓練への参加、従業員への防災教育など以下のような項目である。

- ア 地域の防災訓練への参加呼びかけ
- イ 防災福祉コミュニティとの応援協定の締結促進
- ウ 事業者防災リーダーの育成における地域防災活動参画への啓発
- エ 企業向け防災情報の提供

また、災害発生時には、初期消火、人命救出、技術者の派遣などの人的協力、食料品、医薬品、衣類などの物的協力、空地や駐車場など避難地の提供、救援物資の保管など、可能な範囲での協力を啓発活動の中で求めていく。



第三節 マニュアル等の整備

本計画は災害に講ずる対策を整理することで確実に災害対策を実施することを目指すものであるが、個々の対策について仔細を記述するものではない。事前予防、応急対策、復旧対策はそれぞれ専門的な知識や意思決定が必要となる。これらの対策の実践性を高めるために、一つひとつの対策全般を網羅するように、個別の行動マニュアルの整備を進めていく。

マニュアルは、対策を担当する対策班担当課が作成する。責任者、実務者の活動内容が時間経過を考慮して順を追って記述する。マニュアル作成後は図上訓練を通じて実践性を高める。また、連絡先機関の確認も行い、相手方にも確認する。

1 マニュアルの作成

マニュアル作成にあたっては、業務遂行に支障がないよう多角的な視点をもって業務分析を行い、使いやすいよう簡便にまとめるよう心掛ける。

- (1) 全庁的な災害対応の時間的流れの中での着手目標と完了目標時間の確認
- (2) 業務を遂行するために必要な事項（要員、資機材の確保方法、連絡先）
- (3) 業務の手順

(マニュアルの例)

職員の初動体制 庁内の安全確保 災害対策本部の立ち上げ、運営 災害情報の収集と伝達
被害情報の収集 応援要請と受入れ 市民への広報、報道 医療救護活動
避難行動要支援者の安全確保 避難所の開設、運営 給水、し尿および廃棄物の収集処理
遺体の処理、埋火葬 二次災害防止対策 食料、生活必需品等の確保・供給 災害記録

2 マニュアルの保管

作成したマニュアルは緊急時にすぐに使用できるよう、執務環境の中でも目立つ場所に保管するようにする。



第四節 防災訓練の実施

稚内市は関係機関と連携して応急対策が実践できるようにするため、総合防災訓練を隔年実施するものとする。

1 訓練実施機関

訓練は、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長及びその執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者等、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

2 防災訓練の実施

防災訓練は、図上訓練と実施訓練の2種とし、関係機関との緊密な連携協議の上訓練計画を作成し実施するものとする。

(1) 図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

(2) 実施訓練

訓練の成果を最も効果的にするために、次の実施訓練を実施するものとする。

訓練種別	訓練内容
水防訓練	消防機関の動員、一般市民の動員、水防工法、水防資材及び器材の輸送、広報・通報伝達等の訓練を実施する。
消防訓練	消防機関の出動、避難、立退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡等を織り込んだ訓練を実施する。
避難訓練	水防訓練及び消防訓練と合わせて、避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水・給食などを織り込んだ訓練を実施する。
災害通信訓練	気象警報の伝達、災害発生の状況報告、被害報告などを主通信・副通信をそれぞれ組み合わせ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。
非常招集訓練	災害対策本部各班員及び消防機関の招集訓練を実施する。
総合訓練	防災関係機関と市民等が連携を図り、総合的な防災訓練を実施する。
その他防災に関する訓練	その他災害に関する訓練を実施する。（他の関係機関で実施する訓練に協力する。）

第二章 災害情報の収集、伝達

気象、地象、水象等の予警報の伝達、災害に関する情報の収集及び災害応急対策に必要な指揮命令の伝達を迅速かつ確実に実施するための計画は本章の定めるところによるものとする。



第一節 気象予警報等の伝達計画

気象、地象（地震及び火山現象を除く。）、高潮、波浪及び洪水に関する予警報等（以下この節において「気象に関する予警報等」という。）の種類及び伝達計画は、次のとおりである。

1 予報区及び担当官署

北海道においては、全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれており、当地域の予報区の名称と担当官署は次のとおりである。

府県予報区	一次細分区域 ¹ 名	市町村等をまとめた地域	二次細分区域 ²	担当官署
宗谷地方	宗谷地方	宗谷北部	稚内市 ³ 、猿払村、豊富町、幌延町	稚内地方気象台
		宗谷南部	浜頓別町、中頓別町、枝幸町	
		利尻・礼文	礼文町、利尻町、利尻富士町	

レーダー・アメダス解析雨量対応市町村格子（1.0km）



¹ 一次細分区域とは、府県気象情報を定常的に細分して行う区域、気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。二次細分区域とは、警報・注意報の発表に用いる区域で、市町村を原則とするが、一部市町村を分割している場合がある。市町村等をまとめた地域とは、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた地域。また、海に面する区域にあつては、それぞれの海岸線から20海里以内の海域を含むものとする。

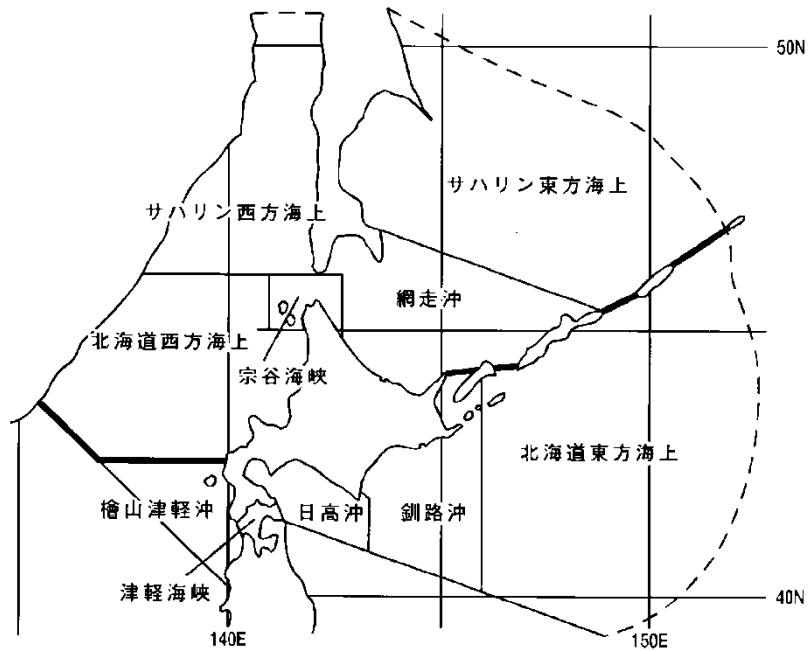
² 大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

³ 記録的短時間大雨情報において解析雨量を用いる場合は、稚内市においては、次のとおり区域を分けて発表される。

区域名	対象範囲
稚内市北部	稚内市街地、宗谷岬、東浦等
稚内市南部	沼川、抜海、浜勇知等

本地域における予報区と担当官署は次のとおりである。

予報区名称	担当官署
宗谷海峡	札幌管区気象台



気象官署は、気象予警報を公表する担当区域を異にしており、その業務内容も異なるが、本地域における予警報等の種類は次のとおりである。

担当官署	予警報等の種類	回数
稚内地方気象台 (府県予報区担当官署)	府県天気予報	毎日3回(5、11、17時)
	地域時系列予報	毎日3回(5、11、17時)
	府県週間天気予報	毎日2回(11、17時)
	注意報・警報	随時
	府県気象情報	随時
	府県海氷予報	毎日1回(海氷期)
	府県海氷情報	随時
	竜巻注意情報	随時
札幌管区気象台 (地方海上予報区担当官署)	地方海上予報	毎日2回(7、19時)
	地方海上警報	随時
	地方海氷予報	随時

2 気象に関する予警報等の種類

気象等に関する注意報及び警報、火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定に基づき行われるもので、当地域における注意報及び警報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

(1) 種類と発表基準

ア 気象注意報及び警報 特別警報

a 気象注意報

- ① 風雪、強風、大雨、大雪、濃霧、雷、乾燥、なだれ、着氷（船体）、着雪、霜、低温、融雪の各注意報
- ② 発表基準については資料編「資料 14」のとおりである。

b 気象警報

- ① 暴風、暴風雪、大雨、大雪の各警報
- ② 発表基準については、資料編「資料 14」のとおりである。

c 特別警報

- ① 「大雨」台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。
- ② 「暴風」数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
- ③ 「暴風雪」数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
- ④ 「大雪」数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。

イ 地面現象注意報及び警報

大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって災害が起きるおそれがあると予想される場合に、その注意報事項を気象注意報に、また重大な災害が起きるおそれがあると予想される場合に、その警報事項を気象警報に含めて発表する。

ウ 浸水注意報及び警報

浸水によって災害が起きるおそれがあると予想される場合に、その注意報事項を気象注意報に、また重大な災害が起きるおそれがあると予想される場合に、その警報事項を気象警報に含めて発表する。

エ 高潮注意報及び警報、特別警報

発表基準については、資料編「資料 14」のとおりである。

オ 波浪注意報及び警報、特別警報

発表基準については、資料編「資料 14」のとおりである。

カ 洪水注意報及び警報

発表基準については、資料編「資料14」のとおりである。

キ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風現象に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(2) 発表方法

気象情報は、観測成果の発表や予報事項に関する情報を一般及び関係機関に対して発表し、円滑な防災活動が実施できるように防災機関や一般の市民を支援する情報で、その種類は次のとおりである。

予告的気象情報	災害に結びつくような顕著な現象が予想されるが警報等を未だ発表するに至らない場合などに、24時間先程度から一週間程度までの情報を予告的に発表する。
補完的気象情報	顕著な現象が切迫しているあるいは発現して警報等を発表している場合などに防災上の注意点や現象の推移等を周知するために発表する。
記録的短時間大雨情報	府県予報区内で数年に一度しか起こらないような激しい短時間の大雨を観測または解析したときに、府県気象情報の一種として発表する。宗谷地方の発表基準は、1時間雨量70mm以上となっている。
社会的に影響の大きな天候に関する気象情報	社会的に影響の大きな天候について注意を呼びかけたり、解説したりする役割がある。長雨や少雨、低温など、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に大きな影響が予想されるときなどに発表する。
土砂災害警戒情報	宗谷総合振興局（稚内建設管理部）と稚内地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市長が避難勧告等を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となるよう市域を対象に発表する。

(3) 伝達系統

気象に関する情報は、電話、無線、ファクシミリその他最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

ア 気象台から発表された予警報及び情報は、通常の勤務時間内は総務部防災安全課が受理するものとし、勤務時間外（夜間・休日）は消防が受理する。

イ 防災安全課長は、次に掲げる予警報等を受理した場合、速やかに総務部長に報告するとともに、関係課長に連絡するものとする。また、消防が受理した場合は、速やかに防災安全課長及び関係課長に連絡するものとする。

ウ 予警報の種類と関係課

連絡を受けた関係課長は、内容に応じて適切な措置をとるとともに、関係機関、団体、学校及び市民に対し、予警報発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。

予警報の種類	関係課
なだれ注意報	農政課、土木課
特別警報 大雨警報、洪水警報	土木課、農政課、都市整備課、管理課、学校教育課
特別警報 大雪警報	土木課、学校教育課
特別警報 暴風雪警報	土木課、学校教育課
特別警報 高潮警報、波浪警報	港湾課
低温注意報	(冬期のみ) 管理課 (夏期のみ) 農政課
その他特に重要と認められる各種注意報及び情報	関連があると思われる各課（警備員が受理した場合は防災安全課長の指示による）

(4) 水防活動用気象注意報及び気象警報

ア 種類

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに同表の右欄に掲げる注意報及び警報により代行される。

水防活動の利用に適合する注意報及び警報	注意報及び警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨特別警報、大雨警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮特別警報、高潮警報
水防活動用洪水注意報(当地域では該当河川なし)	洪水注意報
水防活動用洪水警報(当地域では該当河川なし)	洪水警報

イ 伝達系統

伝達については、資料編「資料 55」による。

(5) 水防警報

宗谷総合振興局（稚内建設管理部）は、気象予警報等により又は自ら水位・流量その他の河川の状況の判断により、水防活動を行う必要があると認められるとき、ウエンナイ川の水防警報を発表する。

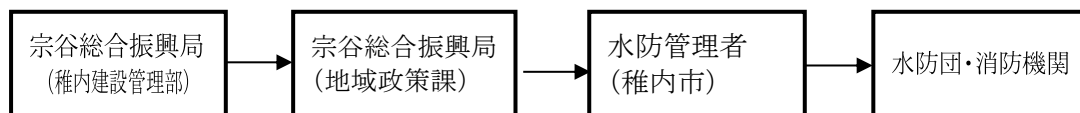
ア 指定河川（知事指定）

幹線ウエンナイ川

イ 種類

待機、準備、出動、指示、解除

ウ 伝達系統



(6) 火災に関するもの

ア 種類及び伝達系統

a 火災気象通報

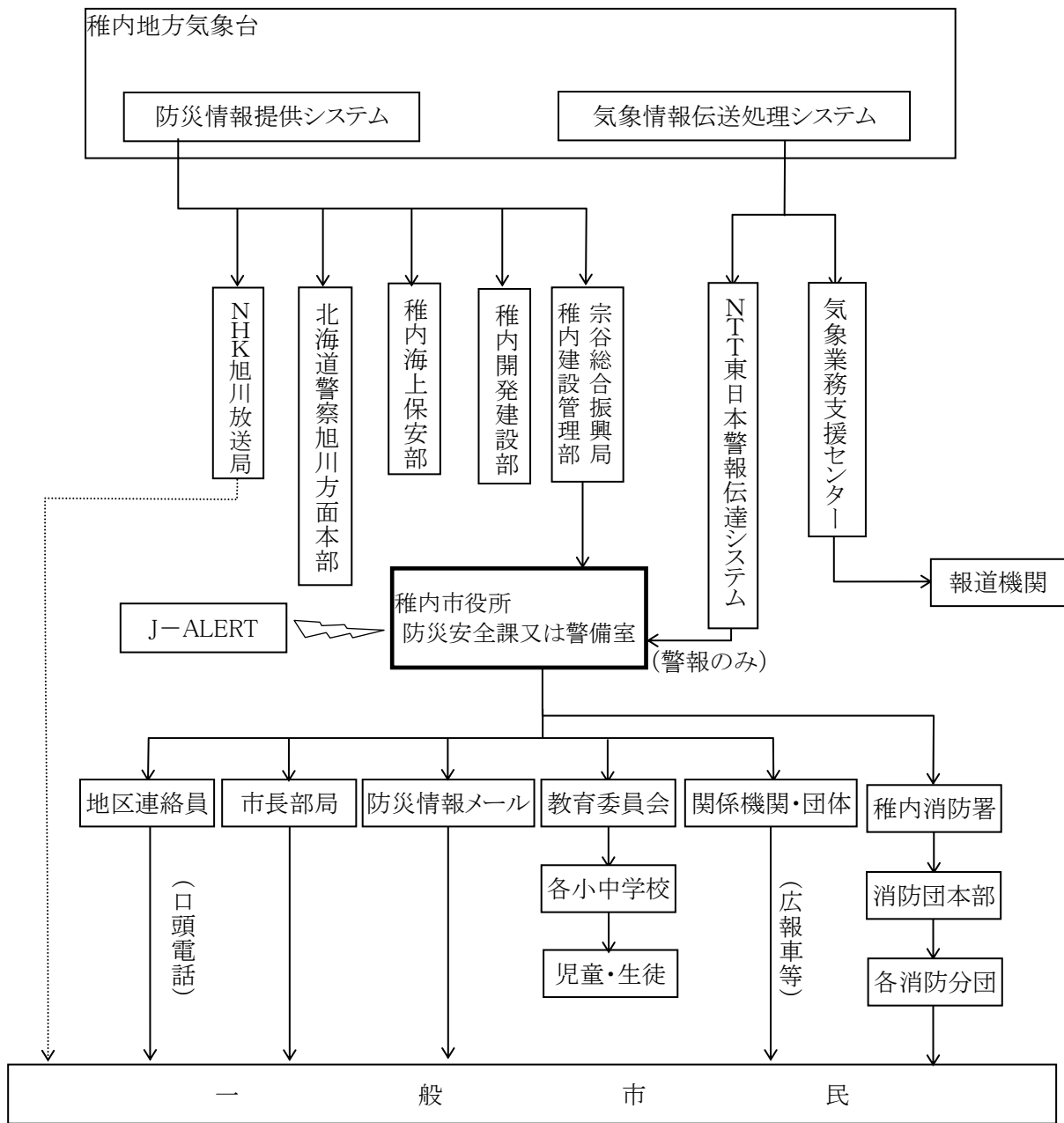
火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定に基づき、気象官署から各総合振興局・振興局に通報されるもので、通報基準と発表官署は次のとおりである。

発表官署	通報基準
稚内地方気象台	実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下の場合、もしくは平均風速が陸上で 13m/s 以上を予想する場合とする。なお、平均風速が陸上で 13m/s 以上を予想する場合であっても、降水及び降雪の状況によっては火災通報を行わない場合がある。

b 林野火災気象通報

林野火災気象通報は火災気象情報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了をもって行う。

別表 気象注意報、警報、情報伝達系統図



別表 関係機関等の連絡先一覧

機 関 名	所 在 地	電話番号 (0162)
稚内開発建設部	稚内市末広5丁目6番1号	33-1000
宗谷森林管理署	稚内市中央1丁目2番7号	23-3617
北海道運輸局旭川運輸支局	稚内市開運2丁目2番1号	23-5047
東京航空局稚内空港事務所	稚内市声問声問村字声問 6744	27-2727
稚内海上保安部	稚内市開運2丁目2番1号	23-2633
稚内地方气象台	稚内市開運2丁目2番1号	23-2679
日本郵便株式会社稚内郵便局	稚内市中央2丁目15番12号	23-4271
稚内労働基準監督署	稚内市末広3丁目3番1号	23-3833
宗谷総合振興局（地域政策部地域政策課）	稚内市末広4丁目2番27号	33-2526
宗谷総合振興局（稚内建設管理部）	稚内市末広4丁目2番27号	33-2550
宗谷教育局	稚内市末広4丁目2番27号	33-3924
宗谷総合振興局（保健環境部保健行政室）	稚内市末広4丁目2番27号	33-2516
稚内警察署	稚内市大黒1丁目6番48号	24-0110
稚内地区消防事務組合消防本部	稚内市港5丁目1番37号	23-2177
N T T 東日本北海道支店設備部災害対策室	札幌市中央区北1条西6丁目1	011-212-4010
株式会社NTT ドコモ 北海道支社旭川支店	旭川市2条通8丁目	0166-26-7544
日本放送協会稚内報道室	稚内市港1丁目2番3号	23-3403
北海道旅客鉄道株式会社稚内駅	稚内市中央3丁目6番1号	23-2583
日本通運株式会社稚内支店	稚内市開運2丁目1番7号	23-2651
北海道電力株式会社稚内営業所	稚内市港3丁目1番13号	23-4001
一般社団法人宗谷医師会	稚内市中央5丁目4番17号	24-1510
一般社団法人稚内歯科医師会	稚内市中央4丁目5番24号	24-5107
一般社団法人旭川地区トラック協会稚内支部	稚内市朝日3丁目 2185-14	32-3360
稚内農業協同組合	稚内市潮見1丁目5番25号	32-4443
北宗谷農業協同組合沼川支所	稚内市沼川声問村字沼川 3757	74-2111
稚内漁業協同組合	稚内市中央4丁目18番6号	23-3034
宗谷漁業協同組合	稚内市宗谷村字宗谷 77 番地	77-2331
稚内機船漁業協同組合	稚内市中央5丁目7番13号	23-4180
稚内商工会議所	稚内市中央2丁目4番11号	23-4400
日本水難救済会稚内救難所	稚内市中央4丁目18番6号	23-3034
日本水難救済会宗谷救難所	稚内市宗谷大岬 49	77-2331
株式会社エフエムわかない	稚内市末広5丁目5番1号	32-0761

1 担当官署及び区域

当地域における地震及び津波に関する情報並びに津波予報は、一定基準以上の地震が発生したとき、気象庁本庁または札幌管区気象台が発表するが、日本の沿岸から 60km 以上の遠い地域の地震による津波予報は、気象庁本庁から遠地津波として発表される。

北海道における震央区域名及び地域名称、津波予報区は次のとおりである。

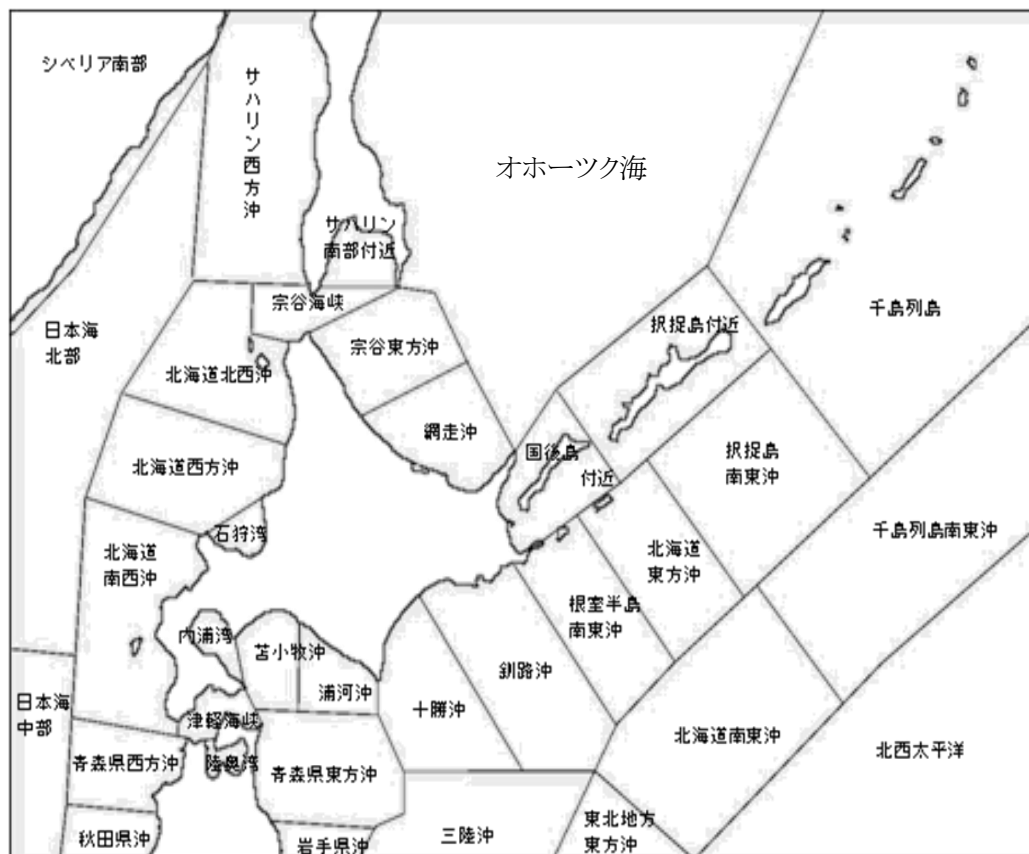
(1) 地震に関するもの

ア 区域名

a 震央区域名（内陸）及び地域名称



b 北海道付近海域の震央名



(2) 震度観測点と震度階級

ア 震度観測点

気象庁が設置する震度観測点は、北海道内には気象官署（特別地域気象観測所含む）23箇所、その他の観測点56箇所の合計79箇所ある。気象庁及びその他の機関が設置している震度観測点の稚内市（震央区域名）における所在地は次のとおりである。

地区名称		観測点所在地	
宗谷地方北部	稚内市	稚内市開運	稚内市開運2丁目2番1号(稚内地方気象台)
		稚内市恵北	稚内市大字声間村字恵北 972-2 内
		稚内市中央	稚内市中央 3 丁目 429-2(稚内市役所)
		稚内市宗谷岬	稚内市宗谷岬 147-1 (大岬小学校)
		稚内市沼川	稚内市大字声間村字沼川 (天北小中学校)

イ 震度階級

資料編「資料 15～19」のとおりである。

ウ 地震動警報及び予報の伝達計画

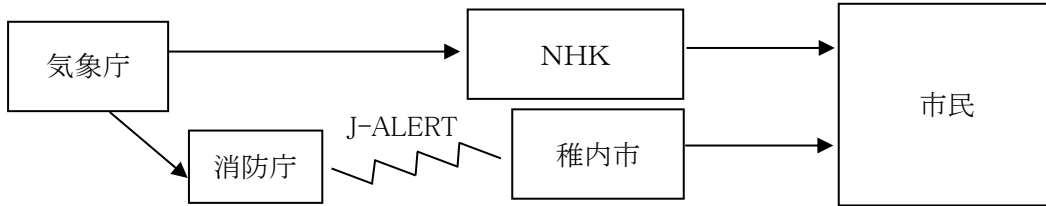
気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、地震動警報及び予報を発表する。

エ 地震動警報の種類及び実施基準等

警報・予報の種類	発表名称	内容等
緊急地震速報(特別警報) 緊急地震速報(警報)	緊急地震速報(警報) 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが想定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する緊急地震速報

(注) 緊急地震速報(警報)は、2点以上の観測点で地震波が観測され、最大震度が5弱以上と予測された場合に発表される。具体的な予測震度や猶予時間は発表されない。震度6弱以上が予想される場合には、特別警報(地震動特別警報)に位置付けられるが、通常の警報と区別されない。

a 緊急地震速報の伝達



b 地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など

市民が緊急地震速報や緊急地震速報の利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれるよう、稚内地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

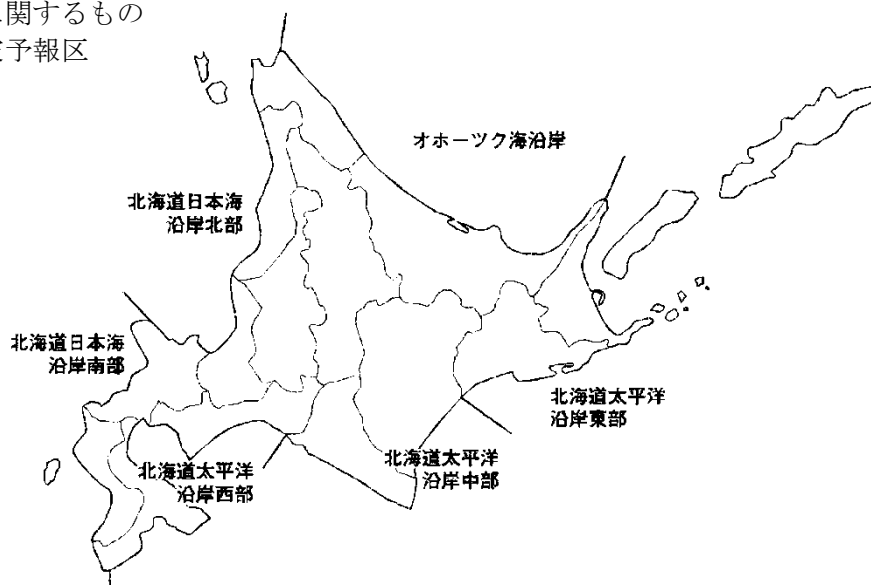
c 地震情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を187地域に区分)と地震の発生時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上(津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	・震度3以上 ・津波警報・注意報発表時 ・若干の海面変動がある場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(注) 1 各情報は稚内地方気象台発表
2 国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合に、地震の発生時刻、発生場所(震源及びその規模(マグニチュード))を「遠地地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響に関しても記述し、気象庁が発表する。

(1) 津波に関するもの

ア 津波予報区



イ 津波警報・注意報の発表基準・解説・発表される津波の高さ等

種 類		発表基準	解 説	発表される津波の高さ	
				高さ	表現
津波特別警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3メートル以上である場合	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	10m 超	巨大
				10m	
				5m	
津波警報	津波	予想される津波の高さが高いところで1メートル以上3メートル未満である場合	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	3m	高い
津波注意報		予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください	1m	(表記しない)

(注)1 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

3 津波特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表する。例えば、大津波警報が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味である。

ウ 津波予報

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

エ 津波情報の種類と発表内容

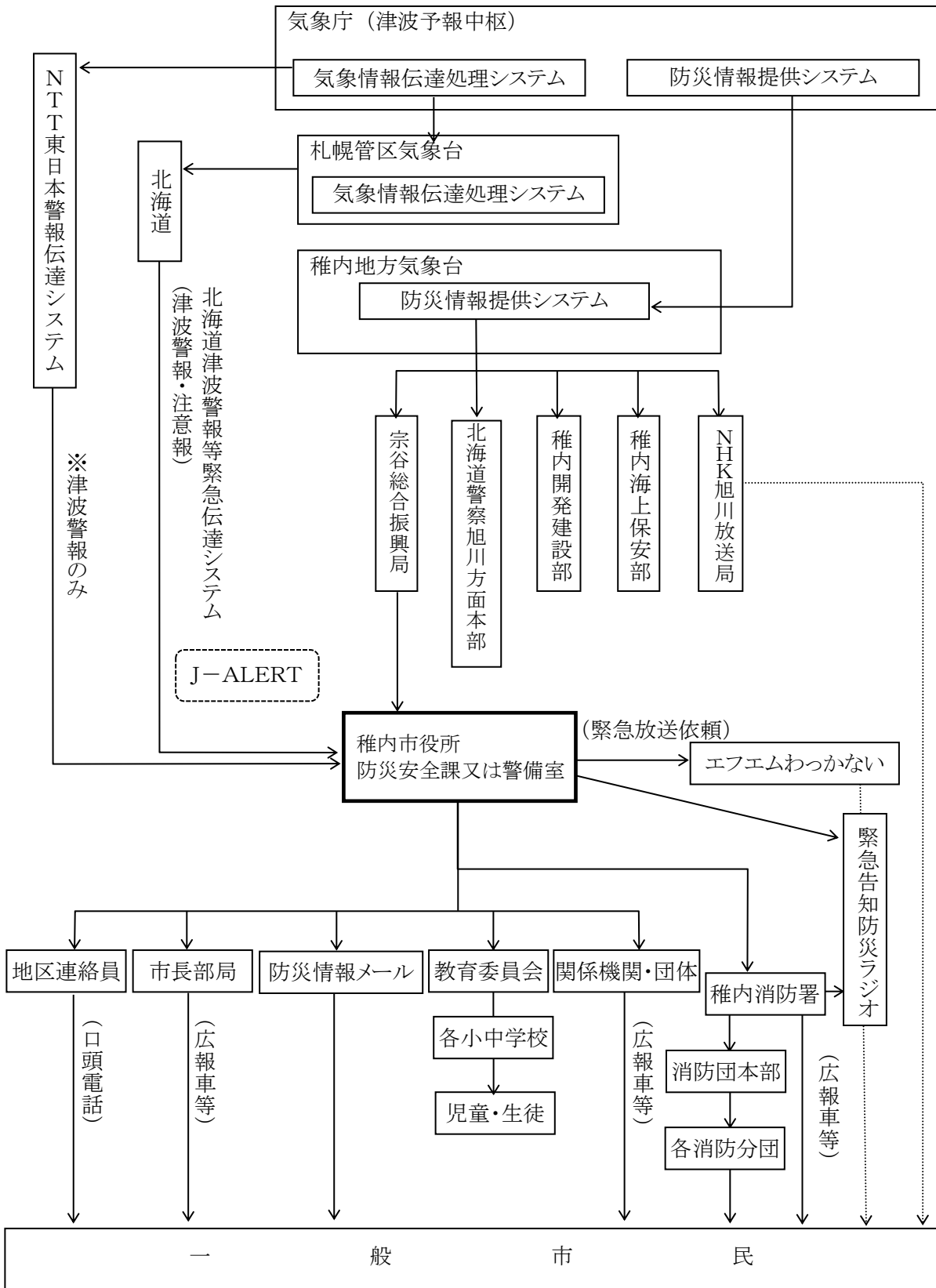
	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをm単位で発表。
	各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。 北海道内における津波の観測地点は、稚内、網走、根室市花咲、釧路、十勝港、浦河、函館、江差、稚内、小樽、紋別、室蘭、えりも(庶野)、福島町吉岡。 なお、津波到達予想時刻は、上記観測点に枝幸港、苫小牧西港、寿都を加えて発表する。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。

3 情報の伝達

地震及び津波に関する情報は、電話、メール、ファクシミリ、その他最も有効な方法により伝達するものとする。

- (1) 気象台より伝達された情報は、通常の勤務時間内は総務部防災安全課が受理するものとし、勤務時間外(夜間・休日)は消防が受理する。
- (2) 防災安全課長は、情報の伝達を受けた場合、速やかに総務部長に報告するとともに、関係課長に連絡するものとする。また、消防が受理した場合は、速やかに防災安全課長及び港湾課長に連絡するものとする。

別表 津波予報、地震及び津波に関する情報伝達系統図



第三節 災害通信手段の確保

市民等への伝達方法は主に以下の手段を活用する。市民や企業、地域団体等は、災害が発生した際や災害発生の危険が高まったことを感じた場合、以下の情報に注目し、確実に情報を得るよう努めることとする。

1 災害情報等の広報内容

市や防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ正確で分かりやすい情報の伝達に努めることとする。市民等に伝達される主な情報の内容は以下のとおり。

時 期	内 容
災害発生前	①気象等に関する警報等 （大雨・洪水に関する警報・注意報、竜巻注意報、特別警報等） ②事前避難情報 ③土砂災害警戒情報
災害発生直後	①災害の発生状況 ②洪水等に関する情報 ③災害対策本部の設置 ④安否情報 ⑤被害状況の概要 ⑥避難所等の情報 ⑦救援活動の状況 ⑧二次災害防止に関する情報 ⑨災害応急対策の実施状況 ⑩医療機関の活動状況 ⑪水・食料等の物資供給状況 ⑫ボランティア受入れ情報 ⑬その他（被災地からの情報発信及び災害時の連絡方法として、公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や通信事業者各社が提供する災害用伝言板の利用について周知を図る。）
生活再開時	①ライフラインの被害状況と復旧見込み ②生活必需品の供給状況 ③道路・交通情報 ④医療情報 ⑤教育関連情報 ⑥災害ごみの処理方法 ⑦相談窓口の開設状況 ⑧その他（被災地からの情報発信を含む）
復興期	①り災証明・義援金関連情報 ②住宅関連情報 ③各種貸付・融資制度情報 ④各種減免措置等の状況 ⑤復興関連情報 ⑥その他（被災地からの情報発信を含む）

(1) テレビ・ラジオの活用

市は、災害発生直後に迅速かつ広範囲に情報を伝えることができる媒体であるテレビ・ラジオ局と連携し、市民への広報を行う。

(2) 広報車による広報

市では、災害の状況に応じて、必要な場合は広報車を出動させ広報を実施する。なお、特に必要と認められる地域に対しては、市職員を派遣するなどして広報を行う。（資料編「資料23」）

(3) 広報紙等による広報

広報紙による情報提供は、詳しい情報を提供することができるだけでなく、読み返すことができるため、よりの確な広報を行うことができる。そのため市では、複雑な情報を分かりやすく市民に伝えるため、速やかに文字情報としての広報紙を作成、配布する。

平常どおりの町内会等を通じた配布が不可能であると予測される状況のときは、避難所や区役所等被災者が多く集まる場所へ配布するとともに、街頭での貼り出しを行い、発行部数の増加の程度に応じて、段階的に配布場所の拡大を図る。

(4) 通信メディアによる広報

市では、市ホームページや電子メール等のインターネットを利用した様々なサービスによる情報伝達を可能な限り実施し、市民への広報を充実させるとともに、国内外へ情報発信を行う。

第四節 その他の災害情報の伝達

災害時における災害情報及び被害報告等の通信連絡の方法については、本節に定めるところによる。

1 通信方法

災害時における通信方法は、電話によることを原則とするが、災害による通信途絶時には、各機関の無線施設、機関相互の通信協力、人的伝達等の通信手段を複数駆使して通信の確保に努めるものとする。

2 専用通信施設等の利用

有線／無線	種類	内容	備考
本庁舎有線回線施設	N T T回線数	28回線(内 23回線は IP 電話)	
	災害時優先電話	市役所における災害時優先電話の指定回線(4回線) 22-2020 23-6183 23-6162 23-3282	一般電話回線の輻輳に伴う発信規制がなされても、発信規制がされず、優先的に回線が確保
無線通信施設	北海道総合行政情報ネットワーク	地上系無線及び衛星系無線の2ルート	
		中継台及びファクシミリ	防災安全課に設置
		本庁舎内線電話機より発受信	
	稚内市行政無線	防災行政無線 移動系 1チャンネル 周波数 466.225MHz	基地局 1局 百年記念塔 通信所 4局 防災安全課、土木課、農政課、港湾課 移動局 47局 総務部 5局、建設産業部 36局、教育委員会 6局 (車載型 41局、携帯型 6局)
		一般行政無線 1チャンネル 周波数 149.34MHz	水道部 16局 (基地局 1局、車載局 8局、移動局 7局)
	消防無線	全国共通波 周波数 150.73MHz	
市町村波 周波数 148.21MHz/149.73MHz		基地局 2局 移動局 51局 (車載型 17局、携帯型 34局)	

上記による通信が不可能になった場合

災害により有線通信が途絶した場合、又は自己の無線通信ができなくなった場合は、基本法第79条に基づき最寄りの無線局に非常通信等の発信を依頼する。

- ・各関係機関の通信設備の利用
- ・稚内市無線赤十字奉仕団(JR8YGX)へ協力を要請し、通信を確保する。
(委員長宅 コールサイン JA8FCB)
- ・徒歩及び車両等の利用

3 防災行政無線の整備

災害時における情報収集及び伝達体制を強化するため、防災行政無線の整備を促進するものとする。(資料編「資料24」)

第五節 災害情報等の収集、報告



市は、災害予防対策及び災害応急対策の実施のため、必要な災害に関する情報、被害状況報告等の収集及び通報等を円滑に行うこととする。

1 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報義務

災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常現象を発見した者は、速やかに市役所（防災安全課）、警察官、海上保安官、消防機関又は地区連絡員（消防分団長）のうち、最も近いところに通報するものとする。

(2) 警察官等の市への通報

異常現象を発見した場合、又は発見者から通報を受けた警察官、海上保安官、消防機関及び地区連絡員は、その内容を確認し、直ちに市役所（防災安全課）に通報するものとする。

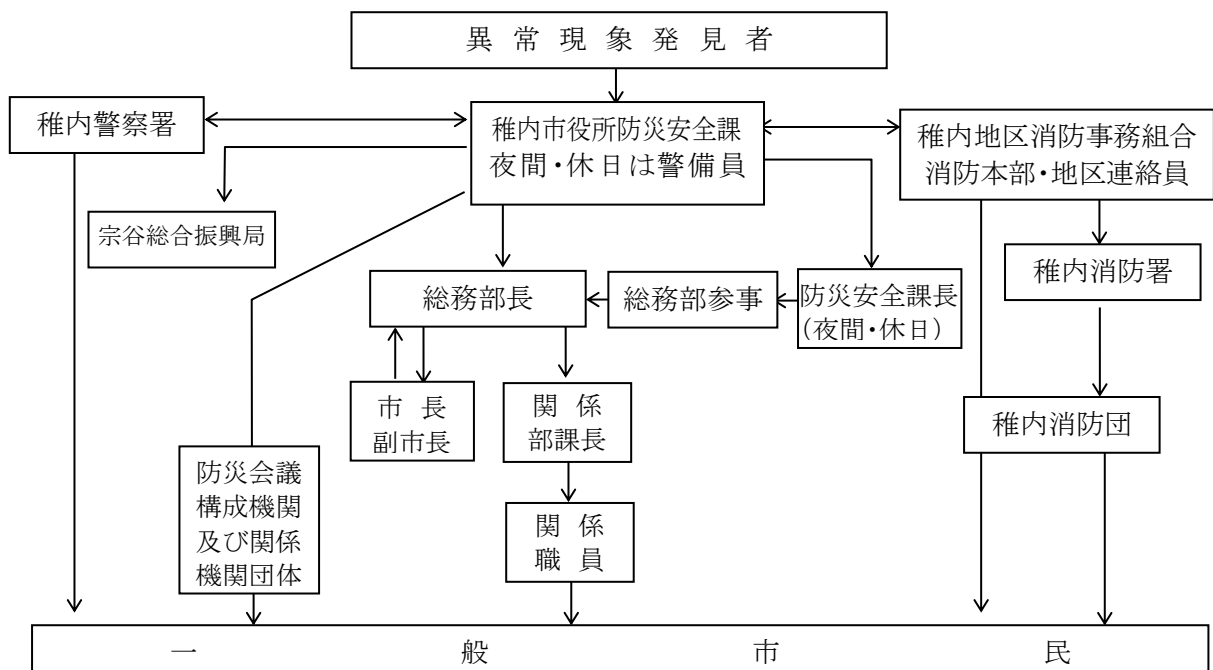
(3) 市から各機関への通報及び市民への周知

市長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により必要に応じて、各関係機関に通報するとともに市民に周知するものとする。

(4) 通報の取り扱い

発見者からの通報及び災害情報、被害状況等は、総務部長へ報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。

休日、夜間にあたっては、警備員が受理し、防災安全課長へ通報し、防災安全課長は総務部参事へ報告し、その指示を受けるものとする。



災害情報連絡系統図

2 地区連絡員

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報収集及び伝達を行うため、各地区別に連絡員を置く。地区連絡員は、地域市民に対し災害情報等の連絡を行うとともに、地域における災害情報の早期把握に努め、災害が発生したときは直ちに市役所又はその他の関係機関に通報するものとする。

地区連絡員は、稚内消防団の各分団長とし、その代理者は副分団長とする。地区連絡員の管轄地域は、当該分団の管轄範囲とする。

地区連絡員

地 区	地区連絡員	地 区	地区連絡員
市街地中央部	稚内消防団第1分団長	富士見地区	稚内消防団第8分団長
市街地北部	稚内消防団第2分団長	曲淵地区	稚内消防団第9分団長
市街地南部	稚内消防団第3分団長	宗谷地区	稚内消防団第10分団長
声間地区	稚内消防団第4分団長	富磯地区	稚内消防団第11分団長
沼川地区	稚内消防団第5分団長	宗谷岬地区	稚内消防団第12分団長
抜海地区	稚内消防団第6分団長	恵北地区	稚内消防団第13分団長
勇知地区	稚内消防団第7分団長	東浦地区	稚内消防団第14分団長

3 災害情報等の収集及び報告

(1) 情報の収集

災害が発生し、又は発生のおそれのあるときは、速やかに災害情報を収集し、所要の応急対策を講ずるものとする。被害状況の把握及び応急対策の実施状況等の調査収集は、各部が所管事項について責任をもって行い、集計等は総務部で取りまとめ、常に災害情報等を把握しておく。また、災害情報等の調査収集に当たって必要なときは、関係地区の連絡員を通じて迅速に調査収集するものとする。

班 名	所 管 事 項
庶務班 総務課	部内の被害状況及び応急対策状況
職員班 人材育成課	職員の被災者調査
調査班 課税課 収納課	被災地域における被害の実態調査報告
管財班 契約管財課	市有財産の被害調査
庶務班 環境エネルギー課	部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめ
庶務班 総合窓口課	部内の被害状況及び応急対策状況
市民生活班 生活衛生課	衛生関係施設の被害調査
救護班 社会福祉課 介護高齢課 地域包括支援センター 生活衛生課	社会福祉施設の被害調査
保健予防班 健康推進課	病院施設の被害調査
庶務班 サハリン課	部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめ
土木班 土木課	土木施設の被害調査
港湾班 港湾課	港湾関係被害の調査
都市整備班 都市整備課	市営住宅の被害調査 都市計画関係施設の被害調査
農政班 農政課	農業関係被害及び被災農家の実態調査
水産商工班 水産商工課	水産関係被害及び被災漁家の実態調査 災害時における商工業者等の被害調査
観光班 観光交流課	観光関係施設等の被害調査
庶務班 教育総務課	部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめ
学校教育班 教育総務課 学校教育課 こども課	学校教育施設の被害調査
施設対策班 社会教育課	社会教育・社会体育施設の被害調査
庶務班 庶務課	部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめ
給水班 管理課	上水道施設の被害状況調査
下水道班 管理課	下水道施設の被害状況調査
沼川支所 宗谷支所 科学振興課 図書館	地域における被災情報の収集
庶務班 庶務課 医事課	病院施設の被害調査
庶務班 総務課 予防課	部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめ
社会福祉協議会 自主防災組織 日赤各奉仕団 民生委員協議会	被災市民の情報収集

(2) 情報の報告

災害情報、被害状況等の報告は、次に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を知事（宗谷総合振興局長）に報告するものとする。また、特に関係のある公共機関、団体等に対しても連絡するものとする。

- ・宗谷総合振興局（地域政策部地域政策課）
 - 電 話（N T T回線）：0162-33-2526
 - F A X（N T T回線）：0162-33-2644
 - 北海道総合行政情報ネットワーク
 - 電 話：64-6-510-2191
 - F A X：64-6-510-4893
- ・道（総務部危機対策局危機対策課）
 - 〔昼間〕 電 話（N T T回線）：011-204-5008
 - F A X（N T T回線）：011-231-4314
 - 北海道総合行政情報ネットワーク
 - 電 話：64-6-210-22-569
 - F A X：64-6-210-22-599
 - 〔夜間、休日〕 電 話（N T T回線）：011-231-4111 内線 22-586
 - F A X（N T T回線）：011-231-4314
 - 北海道総合行政情報ネットワーク
 - 電 話：64-6-210-22-586
 - F A X：64-6-210-22-599

4 災害情報等報告取扱要領

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を宗谷総合振興局長（以下「振興局長」という。）に報告するものとする。

(1) 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、次に掲げるものとする。

- ア 人的被害、住家被害が発生したもの
- イ 救助法の適用基準に該当する程度のもの
- ウ 災害に対し、国及び道の財政援助等を要するもの
- エ 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は、広域的な災害で稚内市域が軽微であっても、振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- オ 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- カ 災害の状況及びそれが及ぼす社会影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- キ その他特に指示があった災害

(2) 報告の種類及び内容

ア 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表の様式により速やかに把握すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

イ 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については、除くものとする。

a 速報

被害発生後、直ちに、資料編「資料 75 様式 2」により件数のみ報告すること。

b 中間報告

被害状況が判明次第、資料編「資料 75 様式 1、様式 2」により報告すること。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合は、その指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表の様式により報告すること。

エ その他の報告

災害の報告は、法令等の定めに従い、それぞれ所要報告を行うものとする。

5 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は北海道総合行政情報ネットワーク等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

6 被害状況判定基準

人的被害、住家被害、非住家被害、農業被害、土木被害、水産被害などの被害の状況判定基準は、資料編「資料 20」のとおりとする。

第六節 災害情報の広報計画

災害時における報道機関及び市民に対する災害情報の提供及び広報活動は、本計画の定めるところによる。

1 災害情報等の収集方法

災害情報の収集については「基本対策編 第二章 災害情報の収集、伝達」によるほか、次の方法による。

- (1) 政策調整対策部秘書広報班派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 一般市民及び報道機関その他関係機関取材による資料の収集
- (3) その他災害の状況に応じ職員の派遣による資料の収集

2 災害情報等の発表方法

(1) 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は、本部長（市長）の承認を得て総務対策部長がこれに当たる。

(2) 市民に対する広報の方法及び内容

ア 市民及び被災者に対する広報活動は災害時の状況を見極めながら、次の方法により行うものとする。

- a 広報車及び消防車両による広報
- b 「災害発生時等における緊急放送に関する協定書」に基づくFMラジオによる広報
- c 新聞、ラジオ、テレビ等の利用
- d 広報紙、チラシの利用
- e 地区連絡員による伝達
- f 稚内市防災情報メール配信サービスによる伝達

イ 広報事項は次のとおりとする。

- a 災害に関する情報及び市民に対する注意事項
- b 災害応急対策とその状況
- c 災害復旧対策とその状況
- d 被災地を中心とした交通に関する状況
- e その他必要と認められる事項

(3) 報道機関に対する情報発表の方法

収集した被害状況、災害情報等は、状況に応じ報道機関に対し、次の事項を発表するものとする。

- ア 災害の種別、名称及び発生日時
- イ 災害発生場所

- ウ 被害状況
 - エ 市における応急対策の状況
 - オ 市民に対する避難勧告指示の状況
 - カ 救助法適用の有無
 - キ 災害対策本部の設置及び廃止に関すること
 - ク 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- (4) 本部職員に対する周知
- 総務対策部は、災害状況の推移を本部職員に周知し、各部に対して措置すべき事項及び伝達方法を連絡する。
- (5) 各関係機関に対する周知
- 総務対策部は、必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して災害情報を提供するものとする。

第三章 被害を少なくするための予防対策



第一節 災害危険区域及び整備計画

災害対策を計画的に推進するため、危険区域を設定し、必要な施設の整備及び訓練等の計画について定めるものとする。

災害が予想される危険区域の実情を調査し、容易に応急対策が講じられるようにするとともに、その地域に対する施設の整備計画を明らかにする。

整備計画名	資料編
水防区域及び整備計画	資料 41
地すべり、崖崩れ等警戒区域及び整備計画	資料 42
土石流危険溪流箇所	資料 43
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	資料 44
高波、高潮、津波等危険区域及び整備計画	資料 45
事業所別危険物等貯蔵量一覧	資料 46

第二節 土砂災害対策計画



地滑り、急傾斜地崩壊（崖崩れ）、土石流等の土砂災害から、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるための予防対策計画は、次のとおりである。

第一項 現況

1 本市は、その地理的特性から、丘陵地と海岸に挟まれた僅かな土地を利用して町並みが形成されており、特に市街地においては、崖崩れ等の土砂災害の危険性を持つ区域が多数存在している。

本市における危険区域は次のとおりである。

種 別	把握箇所
地滑り危険区域	9
急傾斜地崩壊危険区域	111
土石流危険溪流	53

2 土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年5月8日法律第57号)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は、次のとおりである。

自然現象の種類	土砂災害警戒区域	内特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	6	6
土石流	10	1
地滑り	0	0
指定箇所数 計	16	7

第二項 予防対策

1 地滑り災害、急傾斜地崩壊（崖崩れ）予防対策

土地の高度利用と開発に伴って、地滑り災害及び急傾斜地崩壊（崖崩れ）災害が発生する傾向にあり、ひとたびこれらの災害が発生すると多くの住家、公共施設等に被害が発生し、また、山地の崩壊による土石流災害の発生にもつながるため国、道及び市は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

(1) 市

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所について、当該区域の崖崩れ災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。

イ 市の所轄する区域の保全及び安全を確保するため、必要に応じ防止柵の施設等を行うとともに、付近市民に対しては危険箇所及び急傾斜地等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）等の早期発見と通報協力について周知する。

(2) 北海道

急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

急傾斜地崩壊危険区域を指定したときは、当該区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

(3) 国（農林水産大臣）又は道

森林法に基づき森林の造成若しくは維持に必要な事業を行い、山腹の崩壊等を防止するとともに施設点検を実施し、必要に応じ適切な処理を講ずるものとする。

2 土石流災害対策

(1) 市

土石流危険渓流の周知に努めるものとする。

(2) 道

ア 治山工事及び砂防工事の推進をはじめ、砂防法に基づく砂防指定や森林法に基づく保安林指定の促進を図るとともに、土石流の発生を助長するような行為を制限するなど、土石流対策を推進するものとする。また、治山、砂防施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

イ 市に対し危険渓流に関する資料を提供し、市民への危険渓流に関する資料の提供等について指導する。

ウ 砂防及び治山事業を実施する場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のための土石流に対する警戒避難体制について指導する。

(3) 稚内開発建設部、宗谷森林管理署

ア 土石流危険渓流に係る直轄の砂防及び治山施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

イ 砂防、治山事業を実施する場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制について指導するものとする。

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域における災害対策

(1) 市

ア 指定された土砂災害警戒区域ごとに情報収集及び予警報の発令・伝達、避難、救助、その他当該区域の土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制等について、市地域防災計画に定め、市民の安全を確保するものとする。

イ 市地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

ウ 市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 道

ア 土砂災害のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及びその土地の利用の状況等に関する調査を行い、これを基に被害の生じるおそれのある区域の指定及び発生原因となる自然現象の種類を公示し、市民に周知するものとする。

イ 市に対して、土砂災害警戒区域等の公示事項等を記載した図書を送付し、市地域防災計画に警戒区域ごとに、土砂災害を防止するために必要な計画避難体制に関する事項を定めるように指導するものとする。

ウ 土砂災害特別警戒区域における開発行為の制限や建築物の安全性の向上、又は建築物に対する移転等の勧告を行うものとする。

エ 土砂災害特別警戒区域内の住宅移転及び建築の制限などの指導を行うものとする。

第三項 警戒体制

市長（建設対策部土木班、経済対策部農政班）は、大雨警報等が発表され、土砂災害が発生するおそれがある場合は、当該危険区域の巡視を行い警戒にあたるものとする。

1 警戒巡視にあたって注意する事項は、概ね次のとおりとする。

- (1) 表層の状況
- (2) 地表水の状況
- (3) 湧水の状況
- (4) 亀裂の状況
- (5) 樹木等の傾倒状況

第四項 避難及び救助

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、「基本対策編 第四章 第二節 第一項 避難救出計画」の定めにより、当該地域市民に警告し、避難のため立退きを勧告又は指示するとともに関係機関に通知し、避難誘導等の協力を得るものとする。

第三節 水防計画



洪水その他による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための組織及び活動の大綱は、本計画の定めるところによる。

第一項 水防の責務

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に定める水防に関係する機関及び一般市民等の水防上の責務の大綱は、次のとおりとする。

1 稚内市（水防管理団体）の責務

市は、水防法第 3 条の規定に基づき、水防管理団体として市の区域内における水防を十分果たす責任を有する。

2 北海道（宗谷総合振興局地域政策部・稚内建設管理部）

(1) 道は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めるものとする。

(2) 知事（宗谷総合振興局長）は、気象庁長官（稚内地方気象台長）が気象の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認め発表する通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等にその内容を通知するものとする。

3 居住者等の義務

市の区域内に居住する者又は水防の現場にある者は、水防管理者（市長）、消防機関の長（消防長）から水防に従事することを求められたときは、これに従うものとする。

第二項 水防組織

水防事務の総括は総務部防災安全課で行うものとする。

第三項 水害危険区域

市の区域内の河川、低地帯等で、水防上特に重要な警戒防御区域は、資料編「資料 41」のとおりである。

第四項 雨量・水位観測所

1 市の区域内に設置された雨量・水位観測所は次のとおりであるが、迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めるときは稚内開発建設部、宗谷総合振興局（稚内建設管理部）と連絡を取り、その状況を把握しておくものとする。

観測所名	所管区分	種 別	河川名	位 置	水防団待機 水位 (m)	はん濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	はん濫危険 水位 (m)
四線橋	北海道	水位	増幌川	増幌	3.50	4.50	—	6.97
声問橋	北海道	水位	声問川	声問 3	0.90	1.20	—	—
声問川	北海道	水位	声問川	声問	0.89	1.19	—	—
小松橋	北海道	雨量・水位	声問川	沼川	10.40	10.90	—	—
ウエンナイ川	北海道	雨量・水位	ウエンナイ川	潮見 4	1.85	2.01	2.12	3.15

2 雨量・水位の情報は、次に掲げるホームページからリアルタイムで入手するものとする。

【川の防災情報】（国土交通省提供）

パソコン：<http://www.river.go.jp/>

携帯電話：<http://i.river.go.jp/>

3 水防区域を防御するための地域分担

水防区域を防御するため消防機関の地域分担を次のとおり定める。ただし、消防団長が必要と認めて指示したときは、分担区域以外の地域であっても出動するものとする。

水防地区名	河川名	消 防 機 関
声問、恵北、樺岡	声 問 川	稚内消防署及び第4分団
増幌	イチャンナイ川	稚内消防署及び第13分団
萩見5、朝日2、若葉台	一 の 沢 川	稚内消防署及び第3分団
緑1	クサンル川	稚内消防署及び第3分団

4 非常監視及び警戒

市長（水防管理者）が非常配備を指令した場合、建設対策部及び消防機関は市内の水防区域内を巡視し監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は速やかに宗谷総合振興局長に報告するとともに水防作業を実施するものとする。

監視警戒に当たり特に留意する事項は、次のとおりである。

- (1) 裏法の漏水又は飽水によるき裂及び崖崩れ
- (2) 表法で水当たりの強い場所のき裂及び崖崩れ
- (3) 天端のき裂又は沈下
- (4) 堤防の越水状況
- (5) 樋門の両そで又は底部からの漏水ととびらの締め具合
- (6) 橋梁その他構造物と堤防の取付け部分の異常
- (7) 溜池等については、(1)から(6)までのほか、次の事項とする。

ア 取入口の閉塞状況

イ 流域の山崩れの状態

ウ 流入水及び浮遊物の状況

エ 余水吐及び放水路付近の状況

オ 重ね池の場合の上部ため池の状況

カ 樋管の漏水によるき裂及び崖崩れ

5 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し迅速的確に作業を実施するものとする

6 決壊通報及び避難

堤防その他の施設が決壊した場合は、水防管理者及び消防長は関係機関に通報するものとする。水防管理者は、堤防等が決壊した場合又は破堤のおそれがある場合は、直ちに必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。

7 水防解除

水防管理者は、水位がはん濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは水防の警戒体制を解除し、これを関係機関に周知するものとする。

8 水防信号

水防法第 20 条の規定により知事の定める水防信号は、資料編「資料 31」のとおりである。

9 報告

(1) 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに宗谷総合振興局長に報告するものとする。

ア 消防の機関を出動させたとき。

イ 他の水防管理団体に応援を要請したとき。

ウ その他必要と認める事態が発生したとき。

(2) 水防活動実施報告

水防活動を実施したときは、当該活動の終了した日の属する月の翌月の 5 日までに資料編「資料 75 様式 3」で定める「水防活動実施報告書」により、活動状況を宗谷総合振興局に報告するものとする。



第四節 消防計画

この計画は、消防の任務が市民の生命及び財産を火災から保護するとともに、火災その他の災害を防除し、その被害を軽減することにあることから、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運用を定めるものとする。この節に定めるもののほか、消防計画について必要な事項は、稚内地区消防事務組合消防署勤務規程第 5 章消防計画によることとする。

第一項 消防・救急体制の整備

1 組織計画

(1) 平常時の組織機構

平常時における消防行政に係る事務を円滑かつ迅速に行なうための組織は、稚内地区消防事務組合消防本部の組織に関する規則(平成 7 年稚内地区消防事務組合規則第 1 号)、稚内地区消防事務組合消防署の組織に関する規程(昭和 48 年稚内地区消防事務組合訓令第 9 号)、稚内地区消防事務組合消防団規則(昭和 48 年稚内地区消防事務組合規則第 24 号)に定めるところによる。消防機構は別表 (P86) のとおりである。

(2) 非常時の組織機構

非常時の諸活動を迅速かつ的確に遂行するための組織及び事務は、稚内地区消防事務組合消防署勤務規程(昭和 48 年稚内地区消防事務組合訓令第 4 号)に基づく消防体制をとるものとする。

(3) 非常時の定義

非常時とは災害の態様により平常時の体制で対処できない場合を言い、気象予警報等により災害の発生の恐れがある場合も含むものとする。

2 消防力の整備計画

稚内市の消防力を正しく把握し、消防力の指針(平成 12 年消防庁告示第 7 号)、消防水利の基準(昭和 36 年消防庁告示第 7 号)等に準拠して、予想される災害の規模、態様等あらゆる災害事象に対応できる消防力の増強及び更新等の整備計画を立て実施するものとする。

3 調査計画

災害が発生した場合、消防活動等が迅速かつ効果的に行なうことができるよう地形、水利、危険区域等の調査を次の区分により定期的に行うものとする。

(1) 警防調査

地形、道路、橋梁及び建築物、工作物の状況その他警防上注意を要する箇所について行う。

(2) 水利調査

消火栓、貯水槽、貯水池、池沼、河川、プール、井戸、湧水、海水その他消防水利として使用できるものについて行う。

4 火災予防計画

(1) 防火思想の普及

火災を未然に防止するため、予防査察、市民の自主的予防及び協力体制の確立のため指導を実施し、防火思想の普及に努める。

(2) 諸行事による防火思想の普及

火災の予防運動を年2回実施し、街頭宣伝、防火チラシとポスターの配布、映画会、講習会等の火災予防行事により防火思想の普及を図る。

(3) 防火管理者の育成と防火体制の強化

消防法第8条の規定による防火管理者制度の完全実施を図り、講習会、研修会等を開催して防火知識及び技術の向上を図るとともに防火対象物の管理体制の強化を図る。

(4) 予防査察

指定防火対象物、危険物貯蔵所等及び一般家庭の予防査察を計画的に実施して、火災の未然防止と焼死事故の絶滅を図る。

(5) 建築確認の同意

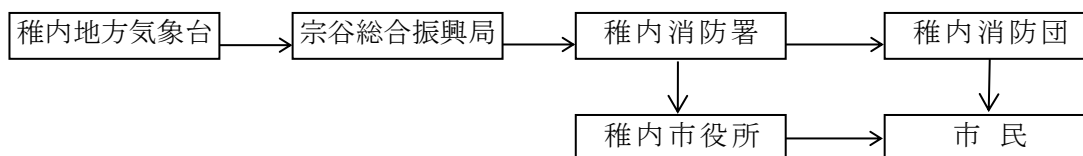
消防法(昭和23年法律第186号)第7条の規定に基づき、建築物の同意を行う際の不燃化促進、災害時の避難設備及び対策の推進を図る。

5 火災警報及び伝達計画

(1) 火災気象通報

火災気象通報は、消防法第22条の規定に基づき稚内地方気象台が発表及び終了の通報を行うものとする。

なお、火災気象通報の通報基準は、資料編「資料14」のとおりである。



(2) 火災警報

市長(消防管理者)は、消防法第22条第2項の規定による通報を受けた場合で、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

(3) 火災警報発令条件

ア 実効湿度 75%以下にして最小湿度 50%以下となり、平均風速 5m/s 以上となる見込みのとき

イ 平均風速 8m/s 以上のとき、又は 8m/s 以上となる見込みのとき

(4) 警報の伝達及び周知

市長は、火災警報を発令した場合、直ちに関係機関及び報道機関に連絡するとともに市民に対し消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 34 条の規定による消防信号（資料編「資料 29」）により周知徹底を図り、火災の未然防止に努めるものとする。

(5) 解除

市長は、火災予防上危険がない気象の状況に復したと判断したときは、速やかに火災警報を解除し、関係機関に連絡するものとする。

6 火災警防計画

火災等の災害が発生し、若しくは発生が予想されるときは、消防力を合理的に運用できるよう必要な事項を定めるものとする。

(1) 招集

ア 火災等の災害及び非常災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、稚内地区消防事務組合消防署勤務規程第 9 章に基づき、その警戒防御のために必要な勤務を要しない職員（以下「非番職員」という。）を招集するものとする。

イ 招集の命を受けた非番職員は、特に参集場所を指定された場合を除き、速やかに消防署に参集するものとする。

(2) 出動種別

稚内地区消防事務組合消防署勤務規程に定めるところによる。

(3) 出動区分

災害時の出動区分は次のとおりとする。

第 1 種出動 署及び管轄区域の消防分団の消防隊が出動する。

第 2 種出動 非番職員及び管轄区域以外の隣接の消防分団の消防隊が出動する。

第 3 種出動 非番職員及び管内全域の消防分団の消防隊が出動する。

7 相互応援協力

大規模災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、道内及び全国の消防機関より迅速に応援体制が図られるよう、次により効果的な運用及び活用を図るものとする。

(1) 北海道広域消防相互応援協定（平成 3 年 4 月 1 日施行）

(2) 北海道消防防災ヘリコプター応援協定（平成 8 年 7 月 1 日施行）

(3) 大規模災害消防応援実施計画（平成 7 年 10 月 19 日適用）

- (4) 緊急消防援助隊要綱（平成 7 年 10 月 30 日施行）
- (5) 稚内海上保安部と稚内地区消防事務組合消防本部との船舶消火に関する業務協定（昭和 44 年 4 月 10 日締結）
- (6) 稚内空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書（昭和 49 年 10 月 1 日締結）

8 救急救助計画

平常時における救助及び救急体制の強化と救出及び救急活動に必要な機器の整備に努めるとともに、災害時における救急救助活動の場合には直ちに医療処置ができるよう警察、医師会等との連携を図り、災害現場における被災者の救急救助活動の万全を期する。

災害時において、避難に遅れた者、生命身体が危険な状態にある者の救出、又は生死不明の状態にある者を捜索、救出し、その保護に万全を期するものとする。

(1) 救出実施責任者

市長は、警察官、消防署員、消防団員等の協力を得て救出を行うものとするが、災害が甚大であり本部のみで救出の実施が困難である場合は、「基本対策編 第四章 第十二節 自衛隊派遣要請」に定めるところにより、知事（振興局長）に自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

また、救助法の適用を受け、市長が知事の委任を受け救助を実施する場合も同様とする。

(2) 救出を受ける者

災害のために、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者でおおむね次に該当するときとする。

ア 火災の際、火中に取り残された場合

イ 台風、地震、津波等により倒壊家屋の下敷きになった場合

ウ 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合

エ 崖崩れ、地滑り等により生き埋めとなった場合及び気動車、自動車等の大事故が発生した場合

(3) 救出状況の記録

被災者を救出した場合は、次により記録しておかなければならない。

ア 救助実施記録日計表（資料編「資料 75 様式 6」）

イ 救助の種目別物資受払状況（資料編「資料 75 様式 7」）

ウ 被災者救出状況記録簿（資料編「資料 75 様式 9」）

第二項 消防水利・資機材の確保



大規模地震発生時には、同時多発的に火災が発生する危険があり、地震動や液状化現象等の影響により、消火栓等の消防水利の使用が不可能となる事態も予想される。

市（消防本部）は、既設の防火水槽の点検整備はもとより、耐震性防火水槽の整備や民間施設の貯水槽・プール等の利用のほか、河川水や海水などの利用の促進を図り、災害時における消防水利の確保に努める。

1 耐震性防火水槽の整備

木造や老朽化した建物の密集地域や出火・延焼の危険性が高い地域等を中心に、耐震性防火水槽の整備を促進する。

2 民間水利の活用

民間施設の貯水槽やプール施設等の活用方法について普及・啓発を行うなど、民間水利の活用を図る。

3 河川水や海水の活用

河川水、海水等を消防水利として利用を図るため、取水位置や取水方法について調査・検討し、取水をするための施設整備の推進を図る。

4 消防用資機材の確保

大規模地震災害発生時には、大量の資機材が必要となり、市（消防本部）で所有している消防用資機材だけでは不足することが考えられる。そのため、北海道及び市町村相互の応援に関する協定に基づく応援体制を充実する。

第三項 消防職員及び消防団員の教育訓練

消防職員及び消防団員は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する重要な人的消防力であるため、物理的な消防の強化とともに、職員及び団員の資質と能力の向上を図る必要がある。また、消防人としての職務と人格の高揚、学術、技能の習得、体力、気力の練成及び規律を保持し、もって能率的な警防活動等を遂行できるよう教育訓練を計画的に行うものとする。

別表 消防機構 (資料編「資料 25」)

組織	稚内地区消防事務組合	
機関	機 構	所 轄 区 域
消防本部	総務課 ——— 総務グループ 予防課 ——— 予防保安グループ	稚内市 豊富町 } 行政区域一円 猿払村
消防署	警防第1課 ——— [警防グループ 消防施設グループ 救急救助グループ 警防第2課 ——— [警防グループ 消防施設グループ 救急救助グループ 豊富支署 _____ 猿払支署 _____	稚内市、豊富町及び猿払村の全域 豊富町の全域 猿払村の全域
消防団	団本部 第1分団 第2分団 第3分団 第4分団 第5分団 第6分団 第7分団 第8分団 第9分団 第10分団 第11分団 第12分団 第13分団 第14分団 豊富消防団 猿払消防団	稚内市一円 駅前通りから港5丁目まで一円 駅前通りからノシャップ5丁目まで一円 緑、大黒1丁目からはまなす5丁目まで一円 声間 沼川 抜海 勇知 富士見 曲渕 宗谷 富磯 宗谷岬 恵北 東浦 豊富町 猿払村

(消防職員の配置人数は「資料 26」、消防団員の配置人数は「資料 27」を参照)

第五節 避難行動要支援者対策

第一項 安全対策

災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児その他に特別に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）が犠牲になることが多い。このため、市及び社会福祉施設管理者は、避難行動要支援者の安全を確保するため、市民及び町内会等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めるものとする。

1 市の対策

市は、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援者」という。）と協力して、避難行動要支援者の避難支援体制を整備し、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者は、以下の要件に該当する者とする。

- ア 要介護認定 3～5 を受けている者
- イ 身体障害者手帳 1・2 級の第 1 種を所持する者
- ウ 療育手帳 A を所持する知的障害者
- エ 精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級を所持する者
- オ 市の支援を受けている難病患者
- カ その他避難支援が必要と市長が認める者

(2) 避難行動要支援者名簿に記載する情報の範囲

市は、次に掲げる事項について、避難行動要支援者名簿に記載するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他連絡先
- カ 避難支援等を必要とする理由
- キ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 避難行動要支援者名簿に係る情報の入手

市は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な情報を関係部局より集約するとともに、必要に応じて宗谷総合振興局等関係機関に対し、当該情報の提供を依頼するものとする。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新

市は、避難行動要支援者の情報が適切に反映されたものとなるよう、避難行動要支援者名簿を年1回以上更新するものとする。

(5) 避難行動要支援者名簿の提供

市は、避難行動要支援者名簿に記載されている情報を外部へ提供することについて、予め本人（本人が意思表示困難な場合は親族等の関係者を指す。以下同じ。）から同意を得ている場合は、平常時から避難支援者に対し情報を提供し、避難体制の構築に努めるものとする。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、当該避難行動要支援者の支援を行うために必要な限度で、本人の同意の有無に関わらず支援者に対し情報を提供することができる。

(6) 避難行動要支援者名簿の提供における情報の管理

市は、避難行動要支援者名簿に秘匿性の高い個人情報に記載されていることに鑑み、当該避難行動要支援者を担当する地域の支援者に限り提供するものとする。また、提供する者に対し、基本法に基づく守秘義務が課せられていることを説明し、個人情報の保護のため必要な措置を求めるとともに、名簿を必要以上に複製しないよう指導する等、本人及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(7) 避難体制の確立

ア 市は、避難行動要支援者に対する避難誘導の方法や避難支援者等を定めるものとする。

イ 市は、要配慮者が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合には、円滑に対応できるよう配慮しなければならない。

ウ 市は、避難支援者の安全確保に十分配慮しなければならない。

エ 市は、避難所の指定にあたっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて、利便性や安全性に配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努めるものとする。

(8) 外国人対策

市は、言語、生活習慣及び防災意識の異なる外国人をいわゆる「要配慮者」として位置づけ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう環境づくりに努めるものとする。

2 社会福祉施設の対策

(1) 施設の管理者は、利用者や入所者が寝たきりの高齢者や心身障害者(児)等いわゆる避難行動要支援者である可能性があることから、施設の災害に対する安全性の向上を図る。

(2) 施設の管理者は、災害発生の予防又は災害が発生した場合において、迅速かつ的確に対処するため、防災組織を整え、職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制を明確にしておく。

(3) 平常時から市との連携のもとに、他の施設、近隣市民及びボランティア組織と入所者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

- (4) 施設の管理者は、緊急時における情報手段・方法を確立し、緊急連絡体制の整備を図る。
また、災害時に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動について理解や関心を深めるため、防災教育や防災訓練の実施に努める。

第二項 援助活動

市は、避難行動要支援者の早期発見に努めるとともに、避難行動要支援者に応じた適切な援助活動を行うものとする。

災害発生後、直ちにあらかじめ把握している避難行動要支援者について確認し、居宅に取り残された避難行動要支援者の発見に努める。

- (1) 避難行動要支援者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、以下の措置を講ずる。
- ア 応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。
 - イ 在宅での生活が可能と判断した場合は、その生活実態を的確に把握し適切な援助活動を行う。
 - ウ 救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、道及び隣接市町村へ応援を要請する。
- (2) 避難所以降の避難行動要支援者への対応
- あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援者から避難所等の責任者に引き継がれるよう措置する。
- また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。
- ア 避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
 - イ 病院への移送
 - ウ 施設等への緊急入所
- (3) 応急仮設住宅への優先的入居
- 応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。
- (4) 在宅者への支援
- 避難行動要支援者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。
- (5) 応援の要請
- 救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第六節 指定緊急避難場所・指定避難所の整備



市は、大規模火災、津波等の災害から、市民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。

また、学校等においては保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。



第一項 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

市は、地震被害予測の結果や過去の災害履歴、避難収容人数等の各施設環境を考慮し、地震災害、津波災害、市街地火災等の災害に応じた指定緊急避難場所・指定避難所を指定する。

また、指定避難所については、学校施設等の公共的施設を指定することを基本とするが、地域の実態に合わせ、社会福祉施設等の民間施設について、施設管理者の同意を得て指定する。

1 指定緊急避難場所・指定避難所の機能と条件

(1) 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した緊急時において市民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、土地の利用状況や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。ただし、緊急を要する場合等でこれらの場所を使用することができないときは、最寄りの民間施設、公園、空地等を使用するものとする。

学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域市民等の関係者と調整を図る。

指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。

市は、指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなると認めるときは、当該指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。また、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

(2) 指定避難所

災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定する。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

ウ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

また、次の事項について努めるものとする。

エ 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。

オ 老人福祉センターや障害福祉施設、特別支援学校等の施設を活用し、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、指定避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

カ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域市民等の関係者と調整を図る。

指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、当該指定避難所の指定を取り消すものとする。指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

種別	機能と条件	施設例
指定緊急避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所に避難する際の一時的な安全を確保でき、市が適当と認める土地 ・崖崩れや浸水の危険が少ない。 ・周辺に耐火建物や街路樹が多い。 ・付近に危険物がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校のグラウンド ・公園 ・広場 ・球場 ・その他の空き地、施設（オープンスペース）
指定避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・救援、救助活動を実施することができる。 ・給水、給食等の救援活動ができる。 ・耐震性、耐水性及び耐火性に優れている。 ・津波、浸水等による被害の恐れが少ない。 ・その他、被災者が避難し、生活する上で、市が適当と認める施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・児童館、児童センター ・町内会館 ・公共施設 ・その他の施設

対象とする災害（異常な現象）洪水や崖崩れ、土石流、高潮、津波、地滑り、大規模な火事、竜巻

別表 指定緊急避難場所（津波を対象とする。）

No.	名 称	所 在 地
1	富士見1丁目バス停裏山	富士見1丁目
2	稚内市総合体育館裏山	富士見4丁目
3	富士見団地裏山	富士見5丁目
4	ウロンナイ神社裏山	西浜1丁目
5	稚内西小中学校裏山	西浜2丁目
6	泉宅裏山	西浜2丁目
7	マタルナイ地区裏山	西浜3丁目
8	道道稚内天塩線	西浜4丁目
9	抜海配水池	抜海
10	抜海神社裏山	抜海
11	航空自衛隊稚内分屯基地高台	ノシャップ
12	宗谷岬公園	宗谷岬

別表 指定避難所

No.	名称	所在地	収容 可能人員	管理者	電話	指定緊急 避難場所		
						土砂	地震	津波
1	稚内西小中学校	西浜2丁目	500	学校長	28-1800	○		
2	稚内市総合体育館	富士見4丁目	3,000	教育委員会	28-1111	○		○
3	稚内市青少年会館	恵比須2丁目	200	教育委員会	23-7049	○		
4	稚内中学校	宝来5丁目	2,000	学校長	23-2354	○		○
5	稚内中央小学校	宝来4丁目	2,000	学校長	23-3042		○	○
6	稚内市体育館	宝来4丁目	500	教育委員会	23-3600	○		○
7	稚内総合文化センター	中央3丁目	2,000	教育委員会	22-2727			○
8	稚内港小学校	港4丁目	2,000	学校長	23-6707	○		○
9	稚内南小学校	緑1丁目	2,000	学校長	23-3329	○		○
10	稚内南中学校	緑1丁目	2,000	学校長	23-4128	○		○
11	稚内市社会教育センター	緑2丁目	1,000	教育委員会	23-6369	○		○
12	稚内市総合勤労者会館	大黒3丁目	200	市長	23-3643	○	○	○
13	稚内市勤労青少年体育センター	大黒3丁目	500	市長	23-7001	○		○
14	稚内東小学校	潮見5丁目	1,500	学校長	33-4341	○	○	○
15	稚内東中学校	潮見5丁目	1,500	学校長	33-7832	○	○	○
16	潮見が丘小学校	富岡4丁目	1,000	学校長	32-9147	○		○
17	潮見が丘中学校	若葉台1丁目	1,000	学校長	34-3315	○	○	○
18	旧抜海小中学校	抜海	200	教育委員会	23-6519	○		
19	旧更喜苦内小学校	更喜苦内	100	教育委員会	23-6519	○		○
20	上勇知小中学校	上勇知	100	学校長	73-2117	○	○	○
21	旧下勇知小中学校	勇知	300	教育委員会	23-6519	○	○	○
22	声問小学校	声問5丁目	1,000	学校長	26-2919	○	○	○
23	声問コミュニティセンター	声問3丁目	200	市長	26-2541	○		
24	増幌小中学校	恵北	300	学校長	26-2850	○	○	○
25	増幌コミュニティセンター	増幌	50	市長	26-2947	○		○
26	旧樺岡小中学校	樺岡	200	教育委員会	23-6519	○	○	○
27	稚内市自然体験施設	上声問	100	教育委員会	74-2474	○	○	○
28	天北小中学校	沼川	1,000	学校長	74-2414	○	○	○
29	沼川コミュニティセンター	沼川	200	市長	74-2973	○		○
30	旧豊別小中学校	豊別	100	教育委員会	23-6519	○		○
31	旧上修徳小中学校	天興	100	教育委員会	23-6519	○		○
32	旧曙小学校	曙	100	教育委員会	23-6519	○	○	○
33	旧曲渕小中学校	曲渕	500	教育委員会	23-6519	○		○
34	富磯小学校	富磯	300	学校長	77-2012	○	○	○
35	宗谷小学校	宗谷	500	学校長	77-2010		○	○
36	宗谷中学校	清浜	500	学校長	77-2019	○	○	○
37	大岬小学校	宗谷岬	200	学校長	76-2010	○	○	○
38	旧東浦小中学校	東浦	100	教育委員会	23-6519	○		
39	稚内高等学校	栄1丁目	540	学校長	33-4154	○	○	○
40	稚内大谷高等学校	富岡1丁目	580	学校長	32-2660	○	○	○
41	稚内北星学園大学	若葉台1丁目	470	学長	32-7511	○	○	○
42	宗谷経済センター	中央2丁目	190	商工会議所会頭	23-4400	○	○	○
43	稚内市保健福祉センター	中央4丁目	320	市長	23-4000	○	○	○
44	稚内鈴蘭幼稚園	港3丁目	370	園長	23-3237			○

上記のほか、臨時に公共施設や町内会館等を指定する場合もある。

2 管理運営

(1) 指定緊急避難場所の管理運営

ア 避難を要する状況にあつては、速やかに本部から連絡員を配置し、避難市民との連絡、避難状況の掌握に努めるとともに、避難者に対する情報提供及び指示を行い、避難者の安全確保と混乱の防止を図るものとする。

イ 避難における救援措置は、原則として給水及び医療救護とする。

ウ 指定緊急避難場所の施設管理者は、本部長あるいはその命を受けた職員の指示に従い管理運営に協力するものとする。

(2) 指定避難所の管理運営

ア 指定避難所の開設は、本部の指示により施設の管理者が行い、管理については市民生活対策部が行うものとする。ただし、教育施設については教育対策部が行うものとし、市民生活対策部が協力体制をとるものとする。また、日々の運営については避難所にいる被災した市民により行うことができるよう環境整備を進める。

イ 指定避難所の開設基準、開設期間等については救助法が適用されたときは同法により、また、適用されない場合は同法に準じて行うものとする。

ウ 指定避難所として使用する施設の管理者は、本部長あるいはその命を受けた職員の指示に従い、速やかに指定避難所の開設及び管理運営に協力するものとする。

第二項 避難体制の整備



1 避難路の検討

市民及び自主防災組織は、地震災害や風水害等の災害特性、建物や道路現況等を考慮し、災害時に安全・迅速に避難するための避難路を検討し、災害時の避難に備える。

【検討事項】

- (1) 道路幅員、歩道の整備状況
- (2) 周囲の危険物の状況
- (3) 高齢者や障害者等の要配慮者の現況
- (4) 災害凶上避難訓練の普及
- (5) 冬季間の除雪環境

2 避難情報伝達手段の検討と確保

市民が災害時に迅速な避難活動を行えるよう避難情報伝達手段を検討し、整備する。

【避難情報伝達手段】

- (1) 広報車の活用
- (2) 報道機関（テレビ・ラジオ等）の活用
- (3) 消防団・自主防災組織（町内会）等の防災連絡員への情報伝達
- (4) 防災行政無線
- (5) 地域FMラジオ（エフエムわっかない）の活用
- (6) パソコン、携帯電話のメールサービスの活用
- (7) 市等のホームページの活用

第三項 指定緊急避難場所・指定避難所の市民等への周知



市は、市民の円滑な避難を確保するため、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講じ、住民に周知するよう努めるものとする。また、平時から指定緊急避難場所を周知するため、幹線道路等に面した判りやすい場所に資料編「資料78」の表示板を設置する。

要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域市民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、日頃より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

【避難誘導體制の整備のための検討内容】

- (1) 避難指示・避難勧告・避難準備情報を発令する基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 市民の避難状況の把握
 - ウ 避難市民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ 避難市民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
 - ア 防災行政無線等による周知
 - イ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
 - ウ 避難誘導者による現地広報
 - エ 市民組織を通じた広報

第七節 食料等の調達と確保



災害時において市民の生活を確保するため、食料、飲料水をはじめ応急生活物資等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の確保に努めるものとする。

- 1 あらかじめ食料販売業者と食料調達に関する協定を締結するなど備蓄及び調達体制を整備し、災害時における、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備(備蓄)に努める。
- 2 応急生活物資の備蓄は、関係する団体等とあらかじめ協定を締結するなど、事前に災害時における協力体制を整備し、応急生活物資の確保に努めるものとする。
- 3 防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、2日から3日分の食料、飲料水及び携帯トイレ、トイレトペーパー等の生活必需品の確保に努めるよう啓発を行うものとする。

第八節 関係団体との協定締結の推進

災害時には、あらゆるサービス、物資、輸送が、平時の通り活用できなくなる。市は、災害対応可能な機動力が保持できる程度の備蓄を進めると同時に、災害が長期化する場合に備え、各方面の主体との災害協定の締結を推進する。

- ・災害応急対策等に係る業務を行う企業と国・地方公共団体との協定締結を促進
- ・燃料、食料、生活物資の供給に関する民間企業との協定締結を促進
- ・物資の緊急輸送に関する民間企業との協定締結

分野	応援内容	応援主体
医療救護	負傷者の応急手当	医師会
	医療救護活動の提供	歯科医師会
	医薬品の供給	薬剤師会
物資供給	食料品の供給	食品業者
	飲料水の供給	清涼飲料水販売業者
	災害対応型自動販売機の設置	
	日用品の供給	小売業者
	燃料の供給	建設・土木業者
	ガスの供給	エルピーガス協会各支部
	炊き出しの実施	稚内市赤十字奉仕団
緊急輸送	物資輸送	全日本トラック協会各支部
	輸送用車両の提供	軽自動車運送協同組合連合会
避難収容	帰宅困難者の避難収容	大規模小売店舗
ライフライン復旧	ガス施設の復旧	管工事共同組合
	水道施設の復旧	電力会社
	電気施設の復旧	ガス事業者
し尿収集運搬	し尿の収集運搬・処理	し尿処理業者

第九節 ライフライン施設の予防対策



災害発生時には水や食料等の物資供給の遅れなど、様々な応急対策活動に支障をきたすことが考えられる。市及び各ライフライン企業等は、地震などによる災害に備え、次のような予防対策を実施する。

第一項 上・下水道施設の予防対策



市は地震などによる災害時において、被害を最小限に抑えることができるよう、地震動や液状化危険度が高い地域の埋設管の耐震化を推進する。

また、災害時の迅速な応急給水や上・下水道施設の早期応急復旧の実施が図られるよう、対応マニュアルを作成しておくとともに、日本水道協会北海道支部内の災害時応援協定や稚内建設協会の協力等による応援体制を確立しておく。

第二項 電力施設の予防対策



北海道電力(株)稚内営業所は、防災業務計画に基づき、防災訓練の実施や防災知識の普及など、職員に対する防災教育等の実施に努める。また、災害時に備え、施設の被害情報収集等の連絡体制を確立しておくとともに、迅速な応急復旧活動が図られるよう、活動体制を整備する。更に、単独での応急普及活動が困難な場合に備え、電力他社等の協力が得られるよう応援体制を確立する。

第三項 通信施設の予防対策



東日本電信電話(株)北海道支店は、防災業務計画に基づき、防災訓練の実施や防災知識の普及など、社員に対する防災教育等の実施に努める。また、災害時の電話の混雑等により防災活動に支障をきたさないよう、重要な回線を災害時優先電話としての指定や非常用交換機等の設置体制の整備を実施する。更に、災害時に家族や友人が安否確認等を行う際に、有効な災害用伝言ダイヤル「171」の利用について、市民等への周知に努める。

第四項 各交通業者施設の予防対策



北海道旅客鉄道(株)旭川支社及び交通業者(宗谷バス、大丸交通グループ、ハートランドフェリー)は、各防災業務計画及び災害対応マニュアル等に基づき、防災訓練の実施や防災知識の普及など、社員に対する防災教育等の実施に努める。また、災害時に備え、施設の被害情報収集等の連絡体制を確立しておくとともに、迅速な応急復旧活動が図られるよう、活動体制を整備する。

第十節 土木及び公共施設の予防対策

道路、橋梁及び港湾等の施設管理者は、災害時の避難・消防活動、救援物資輸送の役割を担う道路等の防災総点検や冬季の積雪・除雪対策、耐震性の高い港湾の整備を推進し、災害時の緊急輸送を確保する。

河川、海岸施設及びがけ地・急傾斜地等の施設管理者は、市民等の安全を確保するため、各整備計画に基づく施設整備を推進するとともに、市民等の協力を得て、浸水や崖崩れ等の災害の発生や二次災害の防止体制の確立を図る。

市役所、学校、児童館、体育施設、公園施設等の施設管理者は、地震などの被災により、市民等の避難や物資の供給等の応急対策に支障をきたさないよう、耐震性能や防災機能の向上を推進するとともに、施設の安全性の確保を図る。

第一項 道路・橋梁の予防対策

1 道路及び橋梁は、災害時の避難、救援、消防活動及び物資の輸送等に重要な役割を果たす。そのため各施設管理者は、災害時において緊急輸送道路等を確保するため、平常時から道路及び橋梁の整備に当たっては、耐震性能の向上に努めるものとする。

(1) 道路防災の総点検の実施

各施設管理者は、道路防災総点検を実施するとともに、その結果に基づき、道路の災害に対する危険性を把握し、災害に強い道路づくりを推進する。

2 積雪・除雪対策

冬季に地震などによる災害が発生したときは、道路の積雪により避難活動や物資の輸送等に大きな支障となる。各施設管理者は、平常時から路線別除雪計画（個別災害対策編 第2章 第1節「積雪災害対策」参照）に基づき、除雪作業を実施し、災害時に備えて道路の確保を図る。

第二項 港湾施設の予防対策

稚内港は、重要港湾に指定されており、貿易や物流の拠点として位置付けられている。稚内開発建設部は、稚内港が災害時における大量海上輸送の拠点としての機能が発揮できるよう、港湾施設の整備を推進する。

稚内港において、漁船等が安全に係留し水産品の荷役を行うため老朽化している岸壁(-5.0m)の改良を進める。

宗谷港において、荒天時の波浪による港内の擾乱を防止し、漁船等が安全に係留し水産品の荷役を行うため、防波堤(北外)及び防波堤(北内)の整備を進める。

第三項 河川・海岸施設の予防対策

風水害による浸水被害、地震による液状化被害及び市街地火災等を防止するため、市をはじめとする各施設管理者は、市域の災害の危険性を把握し、各整備計画に基づく予防対策を推進する。

1 市域の危険性を考慮した施設整備計画の推進

各施設管理者は、市域の災害による危険性を把握し、地盤特性に合った施設整備を計画的に推進していく。

2 水辺空間の整備

親水性豊かな空間は、市民生活に憩いと潤いを与えるとともに、消防水利の確保や洪水防止のための遊水地、火災発生時の避難地など、防災上重要な役割を果たす。このことから、河川・海岸の各施設管理者は、防災に配慮した親水性の高い水辺空間の整備に努める。

3 取水護岸の整備

地震などによる災害時には、断水により消火栓が使用できなくなり、消火活動に支障をきたす危険性があることから、各施設管理者は、河川や海岸の護岸から、直接消火用水を取水できるような施設整備の推進を図る。

第四項 がけ地・急傾斜地等の予防対策

ノシャップ岬から宗谷岬の間の海岸部は、崖崩れなどの土砂災害が発生する危険性がある。

市は「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）に基づき、急傾斜地崩壊危険区域において施工する崩壊防止工や点検等の実施に伴い、円滑な事業実施のための協力をし、崖崩れ等の被害の防止を図る。

1 急傾斜地崩壊危険区域における防災点検

宗谷総合振興局稚内建設管理部は、北海道が指定した急傾斜地崩壊危険区域について、危険度の高い地域を優先し、防災点検を行う。

2 市民等の協力体制の確立

がけ地・急傾斜地危険区域等に居住する市民は、常に危険に対する意識を持って急傾斜地等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水等）の早期発見に留意し、異常を発見した時は、市もしくは宗谷総合振興局稚内建設管理部、警察等の関係機関へ通報する。

第五項 公共施設の予防対策



市庁舎、学校、児童館、体育施設、公園施設等、避難所に指定される公共施設が、地震などにより被災すると、利用者等の安全確保、市民等の避難及び物資の供給等に支障をきたすこととなる。また、防災拠点や指定避難所等が被災することにより、市民等の不安心理が急速に膨らみ、混乱を助長するおそれがある。各施設管理者は、このような施設の安全性を確保するため、各施設の整備計画に基づき、計画的に耐震性や防災機能の確保を図る。

第六項 危険物等災害への予防対策



危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者及び関係機関は、必要な予防対策を実施するものとする。

第七項 大規模な火事災害の予防対策



市及び消防本部は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、大規模な火事災害に対する強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成等必要な予防対策を実施するものとする。

第四章 災害発生後の応急対策



第一節 市職員の動員

市は、地震などによる災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、次の基準に従い職員を動員し、迅速に応急対策を実施する。各対策部長は、災害時活動要領等を作成し、あらかじめ職員の動員人員・配置要員について定める。



第一項 初動体勢の充実

災害発生時には各種応急対策を機動的に実施するため、初動体制の構築を迅速に進める努力を続けていく。初動体制の早期構築は、防災訓練による確認と改善を繰り返していくほか、動員指示そのものが、これまで以上に迅速に指令される手段についても検討を進める。

職員は、勤務時間外においても、非常配備基準（「総則編 第二章 防災組織 第二節 第二項（3）非常配備基準」）に達する災害の発生又は発生が予想される事態若しくは災害対策本部及び区本部の設置を知ったときは、非常配備の伝達を待つことなく、自らや家族等の安全を確保した後、直ちに勤務場所又はあらかじめ指定された場所に自主的に参集しなければならない。

1 所属動員

各災害対策部及び区本部の初動対応機能を確保するため、下記の職員は、非常配備基準に達したときは、あらゆる手段を活用して自らの勤務場所に参集する。

- (1) 課長相当職以上の職員
- (2) 部の庶務班及び区本部の総務班の職員
- (3) 部及び区本部において、災害活動上、欠くことのできない職員

2 指定動員

下記の職員は、非常配備基準に達したときは、勤務場所以外の指定された場所に参集する。

- (1) 災害対策本部・区本部事務局員
- (2) 各部及び区本部の情報連絡員
- (3) 震度6弱以上を観測する地震発生時における避難所担当職員（勤務時間外に発災した場合において速やかに避難所を開設するため、指定避難所の近隣に居住する職員の中からあらかじめ指定された者）
- (4) その他参集先を指定しておく必要がある職員
- (5) 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき

3 直近動員

交通の途絶、道路の損壊等により勤務場所に参集しがたい場合は、一時的に所在地の直近の施設等に参集し、その後、上司の指示に従い防災活動を行う。

4 市長等の出勤

市長、副市長は、災害発生後、あらゆる手段を用いて迅速に災害対策本部に出勤する。



第二項 窓口体制の整備

大規模な地震などが発生し、多くの被災者が出たときは、り災証明の発行や各種手続業務に混乱を生じないように、留意する必要がある。

市、公共職業安定所、稚内市社会福祉協議会及び日赤北海道支部は、このような手続を行う窓口について、担当部局の役割を明確にし、窓口業務の円滑な実施を図り、被災者の生活の早期回復と自力復興を1日でも早く実現できるよう、体制の整備を推進する。

【窓口対応の内容】

- ・り災証明の発行
- ・ボランティアの受入れ
- ・職業の斡旋
- ・災害義援金の支給
- ・生活相談・心のケア
- ・各種資金の貸付等の相談



第三項 応援要請

市は、市域において地震などによる災害が発生し、救助・救出活動、医療活動及び食料や水の供給等の応急対策活動において、市単独では対応することが難しいと判断したときは、被害の状況等を報告した後、各法令、協定に基づき周辺自治体、防災関係機関及び民間企業等に対し応援を要請し、迅速な応急対策活動の実施を図る。

一方、周辺自治体等において災害が発生し、救助・救出活動や医療活動等の支援を要請されたときは、市は、被災自治体が行う応急対策活動を支援する。

第二節 避難救出



災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命を保護し、災害の拡大を防止するため、必要と認める地域市民に対して安全地域への避難のための立退きを勧告又は指示し、避難所を開設するための計画は、次のとおりである。

第一項 避難救出計画



1 避難実施責任者

避難のための立退き勧告又は指示を行う責任者は、基本法その他の法律により次のように定められている。

(1) 市長

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し避難のための立退きを勧告し、又は立退きを指示し、必要があると認めるときは立退き先を指示するとともに、速やかにその旨を振興局長を経由して知事に報告する。また、解除の場合は同様に報告するとともに直ちにその旨公示するものとする。（基本法第 60 条）

イ 前アの場合において、市長が立ち退きを指示することができない場合、警察官及び海上保安官にその指示を要請するものとする。（基本法第 61 条）

ウ 洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のために立ち退くべきことを指示する。この場合、警察署長にその旨を通知しなければならない。（水防法第 29 条）

(2) 警察官又は海上保安官（基本法第 61 条）

市長が指示できないと認めるとき又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きの指示及び必要があると認めるときは立退きの指示を行うものとし、その場合、直ちに市長に通知するものとする。

(3) 警察官（警察官職務執行法第 4 条）

人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災、危険物の爆発等の危険な事態がある場合、危害を受けるおそれのある者に対し、避難等の措置をとることができる。

(4) 知事又はその命を受けた道の職員

ア 洪水、高潮のはん濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。（水防法第 29 条、地滑り等防止法第 25 条）また、知事は洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合においても、市が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。（基本法第 72 条）

イ 知事は、災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置を市長に代わって実施しなければならない。（基本法第 60 条）

(5) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、実施すべき者がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、イからエの措置をとった場合には、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

ア 警察官がその場にいない場合に限り、居合わせた者に対する避難の措置等（自衛隊法第 94 条）

イ 市長若しくはその委任を受けた市の職員、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定等（基本法第 63 条第 3 項）

ウ 市長若しくはその委任を受けた市の職員、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、他人の土地等の一時使用及び被災工作物の除去等（基本法第 64 条第 8 項）

エ 市長若しくはその委任を受けた市の職員、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、市民等への応急措置業務従事命令（基本法第 65 条第 3 項）

2 避難勧告・指示等の区分

避難の勧告及び指示は、避難準備情報と避難勧告及び急を要する場合の避難指示に区分し、次のように定める。

(1) 避難準備情報

気象情報等に注意を払い、避難の準備を促すとともに、避難に時間を要する避難行動要支援者などが事前に避難するための目安となる情報をいう。

(2) 避難勧告

その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為をいう。

(3) 避難指示

被災の危険が目前に切迫しているなど、事前避難のいとまがない場合に至近の安全な場所に緊急に避難するよう強く促す行為をいう。ただし、避難行動をとることでかえって危険が及ぶおそれがある場合は、屋内での安全確保を呼びかける。

3 避難勧告・指示等の基準は次の通りとする

(1) 避難準備情報

ア 土壌雨量指数※が大雨警報（土砂災害）の発表基準を超えたとき。

イ 避難の準備又は事前に避難する必要があると認められるとき。

(2) 避難勧告

- ア 土壌雨量指数が土砂災害警戒情報の発表基準を超えたとき。
- イ 河川がはん濫注意水位を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。
- ウ 近隣で災害前兆現象が発見される等、事前に避難を要すると判断されたとき。

(3) 避難指示

- ア 津波注意報、津波警報及び大津波警報が発表されたとき
- イ 土砂災害警戒情報及び記録的短時間大雨情報が発表されたとき
- ウ 災害が発生する等、被害の危険が目前に切迫しているとき。

※土壌雨量指数…降った雨がどれだけ土壌に溜まっているかを表す数値

4 避難勧告、指示の伝達方法

市民への伝達は、政策調整対策部秘書広報班が行い、伝達する内容及び方法は次のとおりである。

(1) 勧告、指示事項

- ア 避難先
- イ 避難経路
- ウ 避難勧告又は指示の理由
- エ 避難対象区域
- オ 注意事項
 - a 携行品は必要最小限にする。
(食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等)
 - b 服装は軽装とし、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具を携行する。
 - c 避難時の戸締り
 - d 火気の始末をし、火災が発生しないようにする。

(2) 伝達方法

次に掲げるもののうち、災害の状況及び地域の実情に応じ、最も迅速かつ的確に伝達できる方法により伝達するものとする。なお、場合によっては二つ以上の方法を併用するものとする。

ア ラジオ、テレビ放送等による伝達

- a 緊急割込放送システムを使用し、市から直接FMラジオの割り込み放送を行う。
- b 放送局（NHK、民間放送局）に対し、勧告、指示を行った旨を連絡し、関係市民に連絡すべき事項を提示して放送することを要請する。

イ 電話による伝達

電話により市民組織、官公署、会社等に通報する。

ウ 広報車による伝達

市及び消防機関等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

エ 伝達員による個別伝達

避難を勧告、指示した時が、夜間、停電時、風雨が激しい場合等全家庭に対する完全周知が困難であると予想される時は、消防団員等で班を編成し個別に伝達するものとする。

オ 町内会又は自主防災組織による伝達

カ 稚内市防災情報メール配信サービスによる伝達

キ 資料編「資料 31」に定める水防信号によるものとする。

(3) 避難の方法

ア 避難は、可能な限り町内会単位、あるいは町内会各班の単位で行う。

イ 避難は、避難者自ら行うことを原則とする。

第二項 避難行動要支援者への対応



1 避難誘導者

避難者の誘導は、総務対策部調査班、消防署、消防団及び警察官が協力して行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、その地域に居住する市職員が行なうものとする。

2 避難行動要支援者等への配慮

避難させる場合には、高齢者、乳幼児、身体障害者、傷病者及び妊婦など自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を定めておくなど支援体制を整備し、速やかに避難できるよう配慮する。

第三項 避難所の開設・運営



1 収容避難所の開設状況の記録

収容避難所を開設した場合は、次により記録しておかなければならない。

- (1) 避難者名簿
- (2) 避難所用物資受払簿
- (3) 避難所設置及び収容状況

2 道（宗谷総合振興局）に対する報告

避難の勧告又は指示を市長が発令したときは、発令者、発令日時、避難の事由、避難の対象区域、区域人員及び避難先を記録するとともに、知事（振興局長）に対しその旨報告する。（市長以外の者が発令したときは市長経由） また、収容避難所を開設したときは次の事項を知事にその旨報告する。

- (1) 収容避難所開設の日時、場所及び施設名
- (2) 開設期間の見込み
- (3) 収容状況、収容人員
- (4) 炊出し等の状況等

3 関係機関への連絡

市長が避難の勧告若しくは指示を発令したときは、総務部長は警察署にその旨を連絡するとともに、必要に応じて協力を求めるものとする。

第四項 避難所の統合及び廃止



災害の状況、収容している避難者数及び電気・ガス・水道等のライフライン施設等の復旧状況に応じて、避難所を統合又は廃止する。

第五項 警戒区域の設定



警戒区域を設定できる者は、市長、警察官、海上保安官、消防吏員などであり、設定の目的及び要件については、次のとおりである。

警戒区域の設定 を実施する者	設定の目的及び要件	根拠法令
市長（各対策部）	市民の生命又は身体に対する危険を防止し、市民の安全を確保するため、必要があると認めるとき。	基本法第 63 条
消防吏員 消防団員	消防、水防活動の実施のため、警戒区域の設定の必要があると認めるとき。	消防法第 28 条 水防法第 21 条
警察官 海上保安官 自衛官	市長（市職員）が現場にいないとき、又はその要求があったとき。	基本法第 63 条

第三節 応急措置

市の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係法令及び本計画の定めるところにより市長、消防長及び防災に関係ある施設の管理者は所要の措置を講じ、また、市長は必要により道及び他の市町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- (1) 知事（基本法第 70 条）
- (2) 警察官及び海上保安官（基本法第 63 条第 2 項）
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第 63 条第 3 項）
- (4) 指定行政機関及び指定地方行政機関の長（基本法第 77 条）
- (5) 指定公共機関及び指定地方公共機関（基本法第 80 条）
- (6) 市長、市の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等（基本法第 62 条）
- (7) 水防管理者（市長）、消防機関の長（消防長）等（水防法第 17 条及び 24 条）
- (8) 消防長又は消防署長等（消防法第 29 条等）

2 市の実施する応急措置

(1) 警戒区域の設定（基本法第 63 条第 1 項）

市長は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 応急公用負担の実施

市長は、本市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本市区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。（基本法第 64 条第 1 項）

この場合、速やかに土地建物等の占有者、所有者等に対し、必要事項を通知しなければならない。（基本法施行令第 24 条）

(3) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第 64 条第 2 項）

市長は、本市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。

なお、この場合において、工作物等を除去したときは、市長は当該工作物等を保管しなければならない。

(4) 他の市町村長等に対する応援の要求等（基本法第 67 条第 1 項、第 2 項）

- ア 市長は、本市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
- イ 上記の応援に従事する者は、応急措置の実施については、市長の指揮の下に行動するものとする。

(5) 知事に対する応援の要請等（基本法第 68 条第 1 項）

市長は、本市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

(6) 市民等に対する緊急従事指示等

- ア 市長は、本市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本市区域内の市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第 65 条第 1 項）
- イ 市長及び消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本市区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（水防法第 24 条）
- ウ 消防吏員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第 29 条第 5 項）
- エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第 35 条の 7 第 1 項）

(7) 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償

市長は、前記アにより、本市区域内の市民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。（基本法第 84 条第 1 項）

3 救助法適用の場合

救助法適用の場合は、次のとおりである。

(1) 実施責任者

救助法による救助は、知事が行う。市長は、知事が行う応急救助活動を補助するものであるが、災害救助法施行規則（昭和 30 年北海道規則第 142 号）により委任された職種の一部については、自らの判断と責任において、救助を実施するものとする。

(2) 救助法の適用基準

災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条第 1 号に定められるところにより、次のいずれかに該当する災害の場合に適用。

ア 住宅が滅失した世帯数が下記に該当する場合

被害区分 市町村の人口	市単独の場合		被害が相当 広範囲な場合 (2,500 世帯以上)	被害が全道にわたり 12,000 世帯以上の住家が滅失した場 合等
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数		
稚内市 (30,000 人以上 50,000 人未満)	60	30	市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき	

a 住家被害の算定基準

① 滅失……全壊、全焼又は流失した世帯のことをいう。

損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延面積の 70%以上に達した程度のもの、又は、住家が改築しなければ居住できない状態になったもの。

② 半壊、半焼……2 世帯で滅失 1 世帯に換算する。

損壊又は焼失した部分の床面積がその住家の延面積の 20%以上 70%未満であって、その部分の修理を行うことによって住家として使用できる程度のもの。

③ 床上浸水……3 世帯で滅失 1 世帯に換算する。

床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

b 世帯の判定

① 生計を一にしている実際の生活単位をいう。

② 寄宿舍、下宿等に宿泊する者で共同生活を営み、各個人の生計の独立性が認められないものは、その寄宿舍等の全部をもって 1 世帯とする。

③ 旅館の住込み従業員等単身で他の家族と同居し、その者の生計の独立性が認められない場合は、当該家族と同一の世帯員とする。

イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。

4 救助法の適用手続

(1) 市

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、応急措置、災害応急対策を行う必要があると認めるときは、知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。さらに、基本法第 68 条により市長は、知事に対する要求ができない場合には、災害の状況などを防衛庁長官又は長官が指定する者に通知することができる。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の状況

ウ 法の適用を要請する理由

エ 法の適用を必要とする期間

オ 既に執った救助措置及び今後の救助措置の見込み

カ その他必要な事項

(2) 宗谷総合振興局

振興局長は、市長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用（告示）することとし、その旨を市長に通知するとともに知事に報告するものとする。

(3) 道

知事は、振興局長から災害救助法の適用について報告があった場合は、厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 救助の種類、市長への委任

救助の種類は次のとおりであり、その実施が市長に委任されている。ただし、(2)、(10)及び(15)については、市長は事前に知事（振興局）の承認を得なければならない。

(1) 避難所の設置

(2) 応急仮設住宅の設置

(3) 炊き出しの実施

(4) 食品の供与

(5) 飲料水の供給

(6) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(7) 医療

(8) 助産

(9) 災害にかかった者の救出

(10) 災害にかかった住宅の応急修理

(11) 学用品の給与

(12) 埋葬

- (13) 遺体の搜索
- (14) 遺体の処理
- (15) 障害物の除去
- (16) 輸送及び賃金職員雇上

6 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等その緊急の限度においてそれぞれ救助法、同施行令、同施行規則並びに同細則の定めにより実施するものとし、市長は、これらの措置を必要とする場合、その必要とする理由、期間その他必要な事項を明らかにして、知事に対し要請するものとする。

(1) 救助業務従事命令（救助法第24条第1項及び第2項、同施行令第10条）

ア 知事は救助を行うために特に必要があると認めるとき、若しくは主任大臣の命令を実施するため必要があると認めるときは、次の者を救助に関する業務に従事させることができる。

- a 医師、歯科医師又は薬剤師
- b 保健師、助産師又は看護師
- c 土木技術者又は建築技術者
- d 大工、左官又はとび職
- e 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者

イ 運輸局長は、知事が主任大臣の命令を実施するため必要があると認めて要求したときは、次の者を救助に関する業務に従事させることができる。

- a 地方鉄道業者及びその従業者
- b 軌道経営者及びその従業者
- c 自動車運送事業者及びその従業者
- d 船舶運送業者及びその従業者
- e 港湾運送業者及びその従業者

(2) 救助業務への協力命令（救助法第25条）

知事は、救助を必要とする者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

(3) 保管命令等（救助法第26条、同施行令第12条）

知事は救助を行うために特に必要があると認めるとき、若しくは主任大臣の命令を実施するため必要があると認めるときは、病院、診療所、助産所、旅館及び飲食店を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管もしくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。

(4) 従事命令等の実施

知事等が従事命令等を発し救助を実施する場合は、公用令書その他所定の定めにより実施する。

7 救助の期間、費用の限度

それぞれの救助の種類により、救助法施行細則の定めるところによる。

8 費用の請求及び書類の整備

- (1) 市長が委任を受けた救助を実施した場合、その費用は市において一時繰替支弁しなければならない。
- (2) ただし、救助を迅速に実施するため特に必要がある場合は、知事（振興局）にその旨を申し出、概算払いで受けることができる。
- (3) 市長は、費用を請求しようとするときは、請求書及び証拠書類の謄本を知事（振興局）に提出しなければならない。また、概算払いとするときは、資料編「資料 75 様式 4」の救助費概算払申請書を振興局長に提出しなければならない。

第四節 医療

災害のため地域の医療機関の機能が失われ、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施については、以下に定めるところによる。

救助法が適用された場合における医療、助産は、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。一方、救助法が適用されない場合の医療、助産は、市長（医務対策部医療班）が実施する。これらについては、一般社団法人宗谷医師会と緊密な連絡協議のもとに実施するものとする。

1 市

市長は、災害により応急医療を必要とする場合、次により医療救護活動を実施するものとする。

- (1) 救護所を開設するとともに医務対策部を主体に救護班を編成し実施する。
- (2) 医務対策部において救護班を編成することが困難な場合又はその診療能力を超える場合においては、宗谷医師会長及び稚内歯科医師会長に対し救急医療班の編成及び派遣を要請し、応急医療に当たるものとする。
- (3) 必要に応じ、道その他の関係機関に協力を要請する。

2 道

救助法が適用された場合、又は市から医療救護に関する協力要請があった場合で必要と認めた場合は、救護所を設置する。また、道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣するとともに、必要に応じて災害拠点病院及び協力機関等に救護班の派遣を要請する。

- (1) 日本赤十字社北海道支部
道の要請に基づき、赤十字病院の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
- (2) 災害拠点病院

北海道では、災害時における地域医療の拠点となるべく病院を災害拠点病院と位置づけ指定しており、その役割及び本地域における指定病院は次のとおりである。

ア 指定病院

区分	医療圏名	病院名	電話番号
基幹災害医療センター	全道域	札幌医科大学付属病院	011-611-2111
地域災害医療センター	宗谷	市立稚内病院	23-2771

イ 業務

- a 道の要請に基づき救護班を派遣し、医療救急活動を行う。
- b 被災患者を収容するとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

第一項 医療及び助産の対象者とその把握



1 対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者及び災害の発生日前後7日以内の分べん者で災害のため助産の途を失った者とする。

2 対象者の把握

対象者を発見した場合、所管のいかんを問わず、できる限り正確かつ迅速に本部長に通知するものとする。通知を受けた本部長は、直ちに救護に関し医師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係部、班に指示するものとする。

第二項 医療救護活動の範囲

医療救護活動は、原則として市又は道が設置する救護所において、医師、看護師その他の要員により組織した救護班によって実施するものとし、その活動の範囲は次のとおりとする。

1 トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）

2 傷病者に対する応急処置及び医療

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

3 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

4 助産救護

- (1) 分べんの介助及び分べん前後の処置
- (2) 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給



第三項 医療救護所の設置

地震などによる災害が発生し、指定避難所が開設されたときは、必要に応じて指定避難所等に、医療救護所を設置する。医療応急救護所は原則として、指定避難所のうち中学校を使用し、負傷者の応急手当及び助産活動を行う。

また、大規模な災害が発生し、多数の負傷者が発生したときは、避難勧告・指示が発令され、指定避難所が開設された直後から医療救護所に患者が殺到することが予想されるため、トリアージ（治療の優先度の判定）を実施し、重症と考えられる患者については、応急手当後、最寄りの医療機関へ搬送する。

また、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

- (1) 負傷者の応急手当
- (2) 重症患者の搬送
- (3) 助産活動



第四項 医療班の派遣

市（医務対策部）は、被害状況から必要と認めるときは、宗谷医師会に対し医療班の派遣を要請する。

宗谷医師会は、派遣要請を受けたときは、迅速に医療班を派遣し、災害現場において円滑な医療・救護活動の実施を図る。

1 要請方法

宗谷医師会に対して出動を要請する場合、次の項目を通知して行うものとする。

- (1) 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- (2) 出動の時期及び場所
- (3) 出動を要する人員及び資機材
- (4) その他必要な事項

2 救急医療班の編成基準及び業務内容

医療班の構成基準（医師、看護師、事務職員等）は、宗谷医師会長の定めるところによる。



第五項 医薬品・医療資機材の確保

市、日赤北海道支部及び宗谷医師会は、災害時の医薬品、医療資機材の調達を行うときは、市内の医療機関からの一時借入及び市内等の販売業者からの購入等により行う。なお、市（市民生活対策部、医務対策部）が医薬品等の確保が困難なときは、近隣市町村長及び宗谷総合振興局保健環境部保健行政室に協力を要請する。



第六項 患者の移送

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として稚内地区消防事務組合稚内消防署が実施するが、道路の破損などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、知事に対しヘリコプターの出動を要請するものとする。



第七項 関係機関の応援

市長は、災害規模に応じ知事（振興局長）に対し次の事項について関係機関に応援を求めるものとする。

- (1) 医療班の支援（日赤救護班、国立・道立病院等）
- (2) 患者の移送（自衛隊、道）



第八項 メンタルヘルス対策

市は、医務対策部の協力を得て、避難所等に災害の状況に応じて、メンタルヘルスの相談窓口を設置し、被災者の精神的な動揺や不安に対して相談に応じ、被災者の精神的な負担の軽減を図る。

第九項 医療救護活動実施の記録



医療救護活動を実施した時は、次により記録しておかなければならない。

- (1) 救助実施記録日計表（資料編「資料 75 様式 6」）
- (2) 救助の種目別物資受払状況（資料編「資料 75 様式 7」）
- (3) 救護班活動状況（資料編「資料 75 様式 19」）
- (4) 病院診療所医療実施状況（資料編「資料 75 様式 20」）
- (5) 助産台帳（資料編「資料 75 様式 21」）

第十項 費用の限度及び期間

救助法の定めに従って行う。

第五節 行方不明者の捜索及び遺体の収容並びに埋葬

地震などによる災害が発生したときは、情報の混乱等により、安否確認や行方不明者捜索に支障をきたすおそれがある。市、防災関係機関、自主防災組織等は、正しい情報の収集に努め、安否確認や行方不明者の捜索を行うとともに、遺体が発見されたときは必要な措置を行う。

第一項 安否の確認と行方不明者の捜索

地震などによる災害が発生したときは、障がい者データベース、介護予防システム（高齢者情報）緊急通報装置、避難所の避難者リスト等に基づき、障がい者・高齢者等の避難行動要支援者に対して、積極的に安否の確認を行う。一般市民の行方不明者については、市が稚内警察署に協力を要請し、稚内警察署が行方不明者捜索の受付窓口を開設し、行方不明者リストの作成と捜索を実施する。自主防災組織は、地域の避難行動要支援者に対して安否の確認を行い、行方不明者等に関する情報を警察署等へ連絡する。市民が安否確認を行うときは、災害用伝言ダイヤル171を利用する。また、市は、安否に関する情報を総括し、報道機関や広報誌等により、市民等へ情報を提供する。

項 目	担当部局等
避難行動要支援者の安否確認	市
一般市民の行方不明者の捜索	稚内警察署

第二項 遺体の収容・処理・埋葬

1 遺体の収容処理

(1) 対象者

災害による社会混乱のため、遺族等が遺体識別のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保全あるいは検案を行うことができないもの。

(2) 処理の方法

遺体が発見したときは、速やかに警察官に届け出、検視後、次により処理するものとする。

ア 身元が判明しており、かつ遺族等がいる場合は遺体を引き渡す。

イ 身元が判明しない場合、又は遺族等により身元確認が困難な場合、又は引取人がいない場合は、市（市民生活対策部救護班、ただし検案については医務対策部医療班）が実施する。

a 遺体の識別のため必要な処置

遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、写真撮影等により身元確認の措置をとる。

b 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、また、死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合は、遺体を特定の場所（市内の寺院、公共施設又は公園等遺体の収容に適切な場所）を選定し、埋葬の処理を行うまでの期間保存する。

2 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者で、災害のため遺族が埋葬を行うことが困難なものに対し、応急的に遺体を埋葬する。

(2) 処理の方法

ア 遺体を火葬又は土葬に付し、骨つぼ及び骨箱又は棺を遺族に支給する等現物支給をもって行うものとする。

イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡してその調査に当たるとともに埋葬にあたっては火葬又は土葬にする。

ウ 埋葬を市において実施することが困難なときは、関係機関の協力を得て行うものとする。

(3) 火葬場の現況

火葬場名	所在地	火葬炉	電話番号
稚内聖苑	サラキトマナイ	3基	34-2447

(4) 埋葬場所の現況

墓地名	所在地	面積
稚内霊苑	裏山地	126,482 m ²

3 他市町村から漂着した遺体の処理

被災した他市町村より漂着した遺体については、次のとおり処理するものとする。

(1) 遺体の身元が判明している場合

死亡した者の遺族等又は被災地域の市町村長に連絡のうえ、引き渡すものとする。ただし、被災地域が災害発生直後においては、災害による社会混乱のためその遺族等が直ちに引き取ることができない場合には、市において処理するものとする。

(2) 遺体の身元が判明していない場合

ア ある一定地域に災害が発生してから短期間に多数の遺体が漂着した場合は、遺体の身元が判明した場合と同様に処理するものとする。

イ 遺体の身元が判明せず、かつ、被災地から漂流してきた遺体であることが推定できない場合は、市長が行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により処理するものとする。

第三項 実施状況の記録

行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画を実施した時は、次により記録しておくなければならない。

- 1 行方不明者の捜索
 - (1) 救助実施記録日計表 (資料編「資料 75 様式 6」)
 - (2) 救助の種目別物資受払状況 (資料編「資料 75 様式 7」)
 - (3) 遺体の捜索状況記録簿 (資料編「資料 75 様式 22」)
- 2 遺体の収容処理
 - (1) 救助実施記録日計表 (資料編「資料 75 様式 6」)
 - (2) 遺体処理台帳 (資料編「資料 75 様式 23」)
- 3 遺体の埋葬
 - (1) 救助実施記録日計表 (資料編「資料 75 様式 6」)
 - (2) 埋葬台帳 (資料編「資料 75 様式 24」)

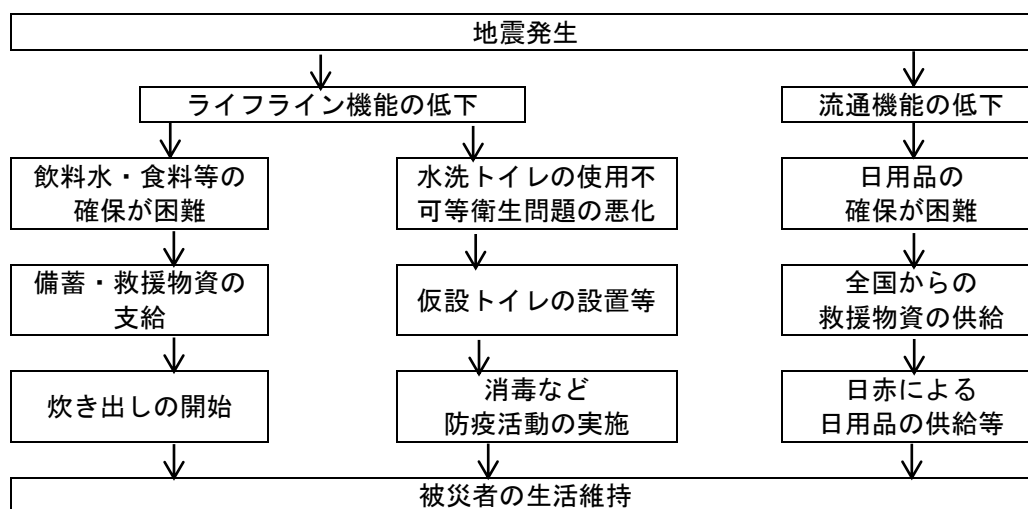
第六節 生活の救援対策

災害発生時は、電気・ガス・水道等のライフラインや流通機能の低下が予想されるため、応急給水や救援物資等を供給するなど生活救援活動を実施する。

市、稚内市社会福祉協議会、日赤及び関係機関は、全国から寄せられる義援金や救援物資等の受入を行うとともに、速やかに被災者に支給するなど、円滑な生活救援活動の実施を図る。

市は、被災者の生命の維持を確保するため、応急給水等を実施するが、市独自の給水が困難なときは、各協定や自衛隊の応援による給水活動を実施する。

市は、仮設トイレの設置や避難所等における防疫・環境対策を実施し、衛生環境の改善を図る。



第一項 応急給水

市は、地震などによる災害が発生したとき、水道施設が被災し、飲料水・生活用水の確保が困難となった被災者に対し、生命の維持、健康の確保のため、応急給水を実施する。

また、市は、必要に応じて自治体等との応援協定、基本法や自衛隊法に基づく応援要請等により、円滑な応急給水を実施する。

1 応急給水体制の整備と応援要請の実施

市は、被災者の生命を維持するため、迅速に応急給水体制をとり、円滑な応急給水を実施する。また、災害の状況により、市独自の給水が困難なときは、各協定に基づき給水応援要請を行う。

2 給水資機材の確保

市は、給水に必要な給水資機材を確保し、迅速な応急給水活動の実施を図る。

3 給水方法

市は、必要に応じ、給水工事指定店等に協力を求め応急給水を実施するものとする。なお、市において飲料水の確保が困難な場合には、近隣市町村に応援を要請して供給を受けるものとする。

項目	取水・給水の方法	備考
取水	直接取水	・配水管が破損し給水できないときは、浄水場からの取水を基本とする。
給水	市による搬送給水	・基本とする給水方法。給水車及び給水容器をもって実施する。
	他の自治体・自衛隊による給水	・日本水道協会北海道支部の応援協定に基づく応急給水や自衛隊による搬送給水等により実施する。
	消火栓を利用した給水	・特定地域の水道施設が破損して使用できないときは、消火栓に応急仮設給水栓を取り付けて給水する。
	浄水装置による給水	・搬送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源があるときは、浄水装置の確保等により給水する。

4 給水場所・時間等の広報

災害時における応急給水の実施にあたっては、給水場所、時間について、報道機関、広報車の巡回により市民等に事前に周知するよう努める。

- (1) 給水資機材 (資料編「資料 35」)
- (2) 水道施設 (資料編「資料 36」)
- (3) 配水池保有水量 (資料編「資料 37」)

5 目標応急給水量 (1人1日給水量)

災害時においても、可能な限り多くの水を供給するよう努めなければならないが、水道施設の被害状況及び応急給水体制によっては供給量が制限され、また、時間の経過とともに都市機能の回復などにより、市民からの要求量は増加していく。目標給水量を次のとおり設定する。

「目標応急給水量」

経過日数	給水量	備考
災害発生後 3 日間	3 ℓ/人/日	この期間は混乱しており、当面の飲料水を確保することを優先し、運搬給水などにより対応する。
災害発生後 4～10 日	20 ℓ/人/日	混乱期も沈静化し、市民も飲料水だけでなく生活用水も求めてくる。配水本管及び支管の復旧に伴い、断水人口が減少する。
災害発生後 11 日以降	100 ℓ/人/日	配水小管の復旧により、給水管被災家屋を除き通常給水に復帰する。

6 応急給水優先順位

目標給水量に応じた応急給水を実施するが、水道施設の被害状況などによっては、制限されることも予想されるため、次の優先順位で実施する。

「応急給水先の順位」

順位	給水先	備考
1	医療機関、福祉施設（老人ホームなど）	必要に応じて、受水槽の有無と病床数などで更に細分化する。独居老人世帯などへの配慮
2	災害対策関係機関	
3	収容避難所	
4	その他	飲食店、浴場等

7 水道施設の整備

震災に備え導水管の複線化や給水を容易にできるよう耐震性貯水槽及び浄水装置等の整備に努めるものとする。

8 水道施設の応急復旧

応急給水栓、消火栓及び医療用施設等民生安定と緊急を要するものから優先的に行うものとする。

9 応援の要請

市長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、日本水道協会北海道支部、自衛隊、北海道又は他市町村へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

10 給水の記録

応急給水を実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

- (1) 救助実施記録日計表 (資料編「資料 75 様式 6」)
- (2) 救助の種目別物資受払状況 (資料編「資料 75 様式 7」)
給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材分について記載する。
- (3) 飲料水の供給簿 (資料編「資料 75 様式 18」)

11 費用の限度及び期間

救助法の定めに準じて行うものとする。

【資料参考】

- ・日本水道協会 北海道地方支部 災害時相互応援に関する協定

第二項 食料の供給



災害のため食料確保が困難となった者に対し食料の供給を迅速に実施する。ただし、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長が実施する。

学校給食の委託業者、食料供給協定の締結業者などと連携を取り、パンや弁当などの食料を確保し、被災者等に配布する。

また、被災地において応急作業に従事している班員については、総務対策部職員班及び市民生活対策部給食班が実施する。

1 供給の対象者

災害時における応急的な食料供給の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 指定避難所へ避難している被災者
- (2) 家屋の被害により、自炊ができない者
- (3) 災害応急対策に従事している者
- (4) その他市長が必要と認めた者

2 供給の期間

原則として指定避難所が開設された直後から廃止されるまでの期間について、食料の供給を実施する。

3 供給の方法

(1) 炊出しによる供与

炊出しは、必要に応じ市民組織に協力を求め、材料を調達し、主食及び副食を調理して配分する。炊出しに使用する施設は、避難所に指定されている施設を利用するものとするが、不足する場合又は施設が被災等で使用不能の場合には、仕出し業者、宿泊施設等、市内の炊出し可能な施設に協力を求めるものとする。

(2) その他による供与の方法

市において直接炊出しすることが困難な場合で、米飯提供業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊出しの基準等を明示して購入したものを提供する。

(3) 炊出しに至るまでの措置

炊出し実施に至るまでの応急措置として、又は上記(1)及び(2)の方法によりがたい場合の措置として、弁当、即席メン、パン、缶詰等、調理の必要がないものを市内の業者等から調達して配分するものとする。

4 食料の確保

食料の調達は、次のとおり行うものとし、企画財政対策部企画財政班が担当する。災害発生後1日間の食料は、市民による家庭内備蓄と市による備蓄（アルファ化米等）とする。2日目以降については、協定業者から調達した食料、全国各地からの救援物資、又はボランティアによる炊き出しにより、平常時に食べなれている食料の確保を図る。

(1) 米穀

災害が発生した場合又はそのおそれがある場合で、炊出し等の給食に米穀を必要とする場合は、市内の業者から調達するものとするが、応急用米穀を市内で確保できないときは、その確保について振興局長を通じて知事に要請するものとする。

なお、救助法が適用された場合の政府米の引き渡し手続きについては、農林水産省が別に定めるところによる。

(2) 副食及び調味料

副食、調味料調達は、市内の小売業者又は卸売業者から購入して行うものとするが、市内における調達が不可能であり、又は必要数量を満たし得ない場合にあっては、振興局を經由して知事に対しその斡旋を要請する。

(3) 乳児対策

人工栄養を必要としその確保が困難な乳児に対しては、実情に応じて市内業者から調達して支給するものとする。

時系列	食料の推移	物資種別
災害発生後 1日間	・家庭内備蓄食料 ・市の備蓄食料	・アルファ化米、乾パン等 ・インスタント食品 ・その他、最低限、飢えをしのぐことのできる食品
災害発生後 2日目以降	・協定業者から提供される食料 ・全国各地からの救援物資	・おにぎり、パン ・弁当 ・その他、暖かく食べやすい食品

※ 乳幼児や高齢者に対しては、粉ミルクや軟らかく食べやすい食品を用意する。

5 要配慮者への配慮

食料の供給にあたって、幼児、高齢者及び障がい者等の要配慮者に配慮するものとする。

6 炊き出し実施状況の記録

炊き出しを実施した場合、各現場責任者は、次によりその状況を記録しておかなければならない。

- (1) 救助実施記録日計表 (資料編「資料 75 様式 6」)
- (2) 救助の種目別物資受払状況 (資料編「資料 75 様式 7」)
- (3) 炊出し給与状況 (資料編「資料 75 様式 10」)

第三項 生活必需品の供給



地震などによる災害が発生したときは、被災者や応急災害対策活動に従事している者、災害のため生活必需品の確保が困難になった者に対し、毛布や食器などの生活必需品を供給する。

また、日本赤十字社北海道支部稚内市地区は、災害の状況に応じて、日用品や毛布等の生活必需品の供給を実施する。

1 供給の対象者

災害時における応急的な生活必需品供給の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 指定避難所へ避難している被災者
- (2) 家屋の被害により、生活必需品の確保が困難な者
- (3) 災害の応急対策に従事している者
- (4) その他市長が必要と認めた者

2 供給品目

供給品目は、概ね、次のとおりとする。

- (1) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (2) 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- (5) 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (7) 日用品（石けん、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー等）
- (8) 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

3 供給の期間

指定避難所が開設された直後から廃止されるまでの期間について、生活必需品の供給を実施する。

4 供与又は貸与の方法

- (1) 地区取扱責任者の決定

供与及び貸与物品の取扱いを適正に行うため、地区毎に取扱者及び取扱責任者を置くものとし、取扱者に民生委員、また取扱責任者に町内会長を充てるものとする。

- (2) 物資購入（配付）計画に基づく実施

物資購入の際作成する、物資購入（配付）計画表に基づき、世帯単位に行うものとする。

5 生活必需品の確保

市が配布する生活必需品は、協定業者から調達した品物や全国各地からの救援物資により確保を図る。

- (1) 世帯構成員別被害状況を把握したうえ物資購入（配分）計画表を作成し、これに基づき必要数量を市内の業者等より調達するものとする。また、市内において調達が困難な場合には、知事（振興局長）に対して斡旋及び調達を依頼する。なお、この場合の様式は次による。

ア 世帯構成員別被害状況（資料編「資料 75 様式 11」）

イ 物資購入（配分）計画表（資料編「資料 75 様式 12」）

- (2) 日本赤十字社北海道支部稚内市地区は、次のとおり物資を備蓄しており、必要がある場合には地区長（事務局は市社会福祉課内）に対して要請する。

ア 毛布 200 枚

イ 日用品セット（タオル、洗剤、缶切、栓抜き等） 20 セット

ウ 避難所用日用品セット（シャンプー、歯ブラシ、ゴミ袋等） 100 セット

6 避難行動要支援者への配慮

生活必需品の供給にあたっては、幼児、高齢者及び障がい者等の避難行動要支援者に配慮する。

7 供与又は貸与にかかる実施状況の記録

物資の給与又は貸与を実施した場合、次によりその状況を記録しなければならない。

(1) 救助実施記録日計表（資料編「資料 75 様式 6」）

(2) 救助の種目別物資受払状況（資料編「資料 75 様式 7」）

(3) 物資の給与状況（資料編「資料 75 様式 13」）

(4) 物資受払簿（資料編「資料 75 様式 14」）

(5) 物資供与及び受領簿（資料編「資料 75 様式 15」）

(6) その他物資の貸与状況のわかる書類

第四項 災害見舞金の支給



市は、被災の状況に応じて災害見舞金を支給する。また、市及び稚内市社会福祉協議会は、全国各地からの義援金や救援物資を被災者等へ配分する。

1 災害見舞金の支給

稚内市災害見舞金及び弔慰金支給要綱に基づき、被災の状況に応じて被災者に災害見舞金を支給する。

2 義援金の受入・配分

日赤は、全国各地からの義援金受付窓口を設置し、義援金の受入を実施するとともに、日赤北海道支部に義援金配分委員会を設置し、被害状況に応じて、義援金を被災者に配分する。

全国各地からの被災者あての義援金を受けけるとともに、提供者の意向を尊重し、義援金を被災者に配分する。

第五項 救援物資の受入れ・配分



市、社会福祉協議会は、郵便局、トラック協会及び一般ボランティアの協力を得て、全国各地から送られてくる救援物資の受入・配分を迅速に実施する。

第六項 防疫・環境対策の実施



災害時における被災地の感染症に対する予防策の実施は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

- (1) 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 宗谷総合振興局の指導のもと集団避難所等において市民に対する保健指導等を実施する。

2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、市長は次の班等を編成するものとする。

- (1) 市長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成するものとする。
- (2) 防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成するものとする。

3 感染症の予防

(1) 検病調査及び保健指導等

知事が編成した検病調査班は、次の要領により検病調査及び保健指導等を実施するものとする。

ア 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては、市と連携し、少なくとも1日1回以上行うこと。

イ 市地区内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。

ウ 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施すること。

(2) 衛生対策

ア 家屋周辺の衛生対策は、各個人において実施するものとし、知事の指示を受けた場合、管内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施するものとする。

a ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定するところによる。

b し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

(3) 消毒方法

市長は、感染症法第 27 条第 2 項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第 14 条及び平成 16 年 1 月 30 日付け健感発第 0130001 号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

市長は、感染症法第 28 条第 2 項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第 15 条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

(5) 生活用水の供給

市は、感染症法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は 1 日 1 人当たり約 20 リットルとすることが望ましい。

(6) 一般飲用井戸等の管理

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、市長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

(7) 臨時予防接種

被災地の感染症発生を予防するため必要があるときは、知事の指示を受け予防接種を実施するものとする。

(8) 指定避難所の防疫指導

市長は、指定避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施するものとする。

ア 健康調査等

a 健康調査等

避難所等の管理者、市内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

b 知事は、必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 17 条の規定による健康診断の勧告又は措置を実施するものとする。

イ 衛生対策、消毒方法等の実施

宗谷総合振興局の指導のもと、避難所等の衛生対策を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

ウ 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従させるものとする。また、配膳等の衛生保持及び残廃物、厨芥（野菜くずなど）等の衛生的処理についても、十分指導徹底させるものとする。

エ 飲料水の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

4 防疫資機材の調達

災害時において、市が所有する防疫資機材等を使用して不足をきたした場合は、宗谷総合振興局保健環境部並びに隣接市町村より借用するものとする。

防疫活動に要する器材の所有状況

資 機 材 名	数 量	保 管 場 所	電 話 番 号
噴霧器	2台	保健福祉センター (中央4丁目16番2号)	23-4000
クレゾール	6,500ml		
逆性石鹼	2,000ml		
石 灰	60kg		
次亜塩素酸ナトリウム	20kg		

第七項 清掃計画

被災地における環境衛生に万全を期すため、ごみの収集、し尿の汲取り及び死亡獣畜の処理等の清掃計画について、以下のとおり定める。

1 実施責任者

(1) ごみ及びし尿の処理

ア 地域市民の協力を得て、市長（市民生活対策部市民生活班）が実施するものとする。

イ 市長は、災害による被害が甚大で市のみで処理することが困難な場合は、隣接市町村又は道に応援を求め実施するものとする。

(2) 放浪犬の処理

災害発生時において、市長（市民生活対策部市民生活班）は、関係団体の協力を得て、放浪犬等の捕獲・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、市民等に対し、放浪犬等の収容について周知を図るものとする。

(3) 死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、やぎ等の死んだもの）の処理

市は、被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施するものとする。

2 清掃の方法

(1) ごみ処理

ア 収集

a 委託業者のほかに必要に応じて、業者作業員の協力を得て実施するものとするが、不足する場合は民間所有者又は業者から車両を借上げて実施するものとする。清掃車両は資料編「資料 38」のとおり。

生活ごみについては、衛生上の観点から、地区市民の協力を得て腐敗しやすい野菜くず等の生ごみを優先的に収集する。

b 処分

市の廃棄物処理場（資料編「資料 39」）に投棄して行う。

(2) し尿処理

ア 収集

a 委託業者のほかに必要に応じて車両を借上げ、業者作業員の協力を得て実施するものとする。

b 倒壊、溢水等でし尿が他に散乱しないよう、被害程度の大きな箇所から収集する。

c 処理能力を超えると予想されるときは、便槽内の一部の収集に留め、早急に全戸のトイレの使用を可能にする。

イ 処理

市の汚泥共同処理施設（資料編「資料 40」）を使用して完全処理に努めるものとする。

ウ 仮設トイレの設置

トイレに倒壊、溢水等の被害を受けた世帯がある場合、又は浄化槽等に被害を受け水洗トイレが使用できない世帯がある場合には、状況に応じて野外に仮設公共トイレを設置するものとする。

この場合、恒久対策の障害にならぬよう配慮するものとする。

(3) 死亡獣畜の処理

ア 原則として、死亡獣畜取扱場で行うものとする。

イ 伝染病の罹患等により上記による処理が困難な場合は、大規模草地（樺岡）内に設置する処理場に埋却して処理するものとする。

ウ 移動できないものについては、宗谷総合振興局保健環境部の指導の下に措置を講ずるものとする。

(4) 飼養動物の取り扱い

ア 動物の管理者は、災害発生時においても動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。

イ 災害発生時における動物の避難は、動物の管理者が自己責任において行うものとする。

3 出動体制

清掃作業を効率的に行うため、出動にあたっては使用車両毎に班を編成し、実施するものとする。

第七節 建物対策



第一項 応急的な住宅の供給・修理

市は、災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった被災者に対して応急的な住宅の供給・修理を行う。なお、救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するが、知事の委任を受けた場合は、市長が行う。市は、住宅の供給・修理に関する相談窓口を設置し、被災者の相談に応じるとともに、報道機関や広報誌を利用し、実施の時期・基準等について、十分な情報の提供を行う。

(1) 応急修理を受ける者

- ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。
- イ 自らの資力で応急修理ができない者であること。

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

- ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
- イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。
- ウ 市は、住宅応急修理記録簿（資料編「資料 75 様式 17」）に住宅の応急修理に関する費用を記録することとする。

第二項 応急仮設住宅の設置

北海道（宗谷総合振興局稚内建設管理部）又は知事の委任を受けた市長（建設対策部）は、救助法が適用され、必要な場合は、応急仮設住宅を設置し被災世帯を入居させる。

(1) 応急仮設住宅の入居対象者

次の条件に該当していなければならない。

- ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。
- イ 居住する住宅がない者であること。
- ウ 自らの資力では住宅を確保できない経済的弱者で、次に該当する者であること。
 - a 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - b 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、老人、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

(2) 応急仮設住宅の入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、市長が行う。

(3) 応急仮設住宅の設置戸数

道は市からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(4) 応急仮設住宅の規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸につき 29.7 平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による 2～6 戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3 月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2 年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(5) 応急仮設住宅の維持管理

知事が応急仮設住宅を設置した場合、その維持管理は、市に委任する。市は応急仮設住宅台帳(資料編「資料 75 様式 16」)を作成し入居後における経過を記録することとする。

第三項 災害公営住宅の建設

(1) 災害公営住宅の建設条件

災害公営住宅は、次の場合に建設するものとする。ただし、火災を原因とするものについては、条件のイに限るものとする。

ア 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき

イ 市内の滅失戸数が 200 戸以上又は 1 割以上のとき

(2) 建設及び管理者

災害公営住宅は市が建設し、管理する。ただし、知事が道において建設する必要を認めたときは道が建設し、建設後は公営住宅法第 46 条の規定による事業主体の変更を行って市に譲渡し、市が管理するものとする。

(3) 建設管理等の基準

ア 入居者の条件

- a 当該災害の発生の日から 3 年間は、当該災害により住宅を失った世帯であること。
- b 月収 214,000 円以下(当該災害発生日から 3 年経過後は 158,000 円以下)であること。
- c 現に同居し又は同居しようとする親族がある世帯であること。
- d 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。

イ 規格構造及び建設年度

再度の被災を防止する構造であり、原則当該年度、やむを得ない場合は翌年度

ウ 国庫補助

建設、買取りに要する費用の 2/3 (ただし、激甚災害の場合は 3/4)

第八節 障害物除去

市は、水害、がけ崩れその他の災害によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で市民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の保護を図るとともに交通機能を確保して生活の安定を図るところによる。

1 実施責任者

道路、河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が、また、鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）その他の法律により当該施設の所有者が行うものとする。その他の障害物の除去については、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事の委任を受けて市長が行う。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、市民の生活に著しい支障及び危険を与え、または与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとし、その概要は次のとおりである。

- (1) 災害によって住家又はその周辺に運ばれた土石等で日常生活に著しい障害を及ぼしているもので、自らの資力では除去することができない場合。この場合、除去を行う範囲は、居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分、又は玄関等の住家への出入りに必要な部分とする。
- (2) 障害物の除去が、交通安全と輸送の確保に必要なとき。
- (3) 河川における障害物の除去が河川の流れを良くし、溢水や護岸等の決壊を防止するために必要なとき。
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合。

3 障害物除去の方法

- (1) 実施責任者は、自らの応急対策機器を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力、応援を得て、速やかに障害物を除去するものとする。
- (2) 障害物の除去の方法は、原状回復でなく応急的な除去に限るものとする。

4 除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近遊休地等を利用し、集積するものとし、集積場所の選定に当たっては次の点に留意する。

- (1) 人命、財産に被害を与えない場所とする。
- (2) 盗難等の危険のない場所とする。
- (3) 道路交通の障害とならない場所とする。

5 障害物の保管等

- (1) 市長は、応急措置の実施に支障となる工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。（基本法第 64 条第 2 項）
- (2) 工作物を保管したときは、保管を始めた日から 14 日間その工作物名簿を公示する。（基本法施行令 第 26 条）
- (3) 保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用、手数を要するときは、その工作物を売却し、代金を保管することとする。この場合、売却の方法及び手続きは競争入札又は随意契約による。（基本法施行令第 27 条）

6 実施状況の記録

住家の障害物を除去した場合は、次により記録しておかなければならない。

- (1) 救助実施記録日計票 （資料編「資料 75 様式 6」）
- (2) 障害物除去の状況 （資料編「資料 75 様式 25」）

第九節 輸送

地震などによる災害時には、市民等の避難、災害応急対策員の輸送及び救助、救護のための資材物資の輸送を迅速、かつ、確実に行うため、緊急輸送の確保が不可欠である。

また、倒壊建物、がれき等による障害物のため交通の確保が極めて困難となることが予想される。市は、稚内開発建設部、稚内海上保安部、自衛隊、宗谷総合振興局稚内建設管理部及び稚内警察署等の協力を得て、自動車、船舶及びヘリコプターなどを活用し、災害時の緊急輸送手段の確保を図る。

1 実施責任者

基本法第 50 条第 2 項に掲げるそれぞれの災害応急対策を実施する機関の長が行うものとする。

市長が行うものについては、救助法が適用された場合は、知事の委任により市長（総務対策部管財班）が行うものとする。

2 災害時輸送の方法

(1) 車両等による輸送

災害時輸送は、一次的には自機関の所有する車両、舟艇等を使用し、被災地までの距離、被害の状況等により市の所有する台数では不足する場合は、他の機関に応援を要請し、又は民間の車両、船舶の借上げを行うなど災害時輸送に支障のないように行うものとする。

(2) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力輸送又は雪上車等による輸送を行うものとする。

(3) 空中輸送

地上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合には、「本章 第十二節 自衛隊派遣要請」及び「本章 第十四節 消防防災ヘリコプターの活用」に定めるところにより、航空機等を利用した空輸を行うものとする。

(4) 舟艇輸送

水害時における水中孤立者の救出、水中孤立者に対する食料の供給等の必要がある場合は、消防機関に要請して舟艇等により輸送を行うものとする。

第一項 緊急輸送の範囲

災害時の緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- 1 消防・水防活動など災害の拡大防止のための人員及び資機材の輸送
- 2 救助・救出、医療活動の従事者及び血液・医薬品等の輸送
- 3 医療機関への負傷者等の搬送
- 4 被災地外への重症者の搬送
- 5 食料、水、衣料等の生活必需品の輸送

- 6 公共施設（道路、橋梁、港湾）や電気・ガス・水道等の応急復旧及び交通規制に必要な人員・物資の輸送

第二項 緊急輸送道路、緊急交通路等の確保



1 障害物の除去、施設の復旧

市は、稚内開発建設部、宗谷総合振興局稚内建設管理部等の道路管理者、自衛隊及び稚内警察署の協力を得て、道路の被害・渋滞等の情報を収集し、障害物の除去、道路施設の復旧を実施する。

障害物の除去及び施設の復旧は、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が策定したネットワーク計画における緊急輸送道路の一次路線及び公安委員会が指定した緊急交通路等から優先的に実施する。市は、被害状況及び復旧状況について集計・総括し、各関係機関へ報告する。

- (1) 障害物の除去
- (2) 緊急輸送道路（一次路線）・緊急交通路等の優先的な復旧
- (3) 被害・復旧状況の集計・報告

2 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- ア 破損し、又は通行不能となった道路及び区間
- イ 迂回路を設定し得る場合は、その路線名、分岐点及び合流点
- ウ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- イ 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡する。

(4) 広報の徹底

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第三項 緊急通行車両標章等の申請



災害時において公安委員会により道路通行が禁止又は制限されたときは、市及び各防災関係機関は、救援物資の輸送等の緊急車両を通行させるため、北海道知事（宗谷総合振興局長）又は公安委員会に対し緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を申請する。

市及び各防災関係機関は、証明書及び標章の交付を受けたときは、証明書を携帯するとともに標章を車両の見やすい箇所に掲示する。（資料編「資料 75 様式 29」）

第四項 実施状況の記録



緊急輸送を実施した場合は、次により記録しておくものとする。

- 1 救助実施記録日計表 （資料編「資料 75 様式 6」）
- 2 救助の種目別物資受払簿 （資料編「資料 75 様式 7」）
- 3 輸送記録簿 （資料編「資料 75 様式 26」）

第五項 船舶による海上輸送の確保



市は、必要に応じて海上保安部、海上自衛隊等の協力を得て、全国の自治体等から送られてくる救援物資、復旧資機材等の船舶による大量海上輸送を実施する。

第六項 ヘリコプター等による航空輸送の確保



災害時において車輛輸送、船舶輸送が困難又は不適當と判断したときは、北海道（防災航空室）に対しヘリコプター等の出動を要請する。

要請を受けた北海道（防災航空室）は、北海道の所有するヘリコプターを出動させるほか、必要に応じて航空自衛隊稚内分屯基地及び自衛隊等の協力を得て、ヘリコプター等の運航を実施し、円滑な緊急輸送の確保を図る。

第七項 輸送拠点の確保



災害時の輸送の拠点となるヘリポート及び物資輸送拠点を指定し、必要に応じて施設等の整備を行う。

第十節 災害警備



警察署は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、市民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

第一項 災害警備体制の確立



稚内警察署は、地震などによる災害が発生したときは、災害の状況に応じて災害警備本部を設置し、災害警備体制の確立を図る。

1 警察官の出動要請

市長（総務対策部庶務班）が基本法第 58 条の規定に基づき、警察官の出動を求め応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、次の事項を記載した文書（緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。）により、稚内警察署長（以下「警察署長」という。）を経て北海道警察旭川方面本部長（以下「方面本部長」という。）に対して行うものとする。

- (1) 出動を要する理由
- (2) 出動を要請する職員の職種別及び人員数
- (3) 出動を必要とする期間
- (4) その他出動についての必要事項

2 市長の要請により行う事前措置

警察署長は、市長からの要請により基本法第 59 条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知するものとする。この場合にあつては、市長が当該措置の事後処理を行うものとする。

第二項 応急対策の実施



1 災害情報の収集、伝達

稚内警察署は、市及び各関係機関と連携し、迅速に災害情報を収集し、応急対策活動の円滑な実施を図る。（資料編「資料 63」）

(1) 災害情報の収集

警察署長は、市長その他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとする。

(2) 災害情報の連絡

警察署長は迅速に災害情報を収集し、必要と認められる場合には、市長その他の関係機関に連絡するものとする。

2 交通規制

稚内警察署は、道路管理者等と連携して、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両及び規制対象車両以外の通行を禁止又は制限する。また、通行禁止区域等において、車両等が通行の妨害となるときは、所有者等に対し、移動等の措置を命ずる。

(1) 警察署長は、その管轄区域内の道路について、災害による道路の決壊等危険な状態が発生し、また、その状況により必要があると認めるときは、道路交通法第5条第1項の規定に基づき歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(2) 警察官は、災害発生時において、緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(3) 緊急輸送車両の交通確保

北海道公安委員会（警察署長）は、災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急対策を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、基本法第76条の規定に基づき区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

ア 緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知するものとする。

イ 車両の使用者の申し出により当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行い、「緊急通行車両確認証明書」（資料編「資料75 様式29」）、「標章」（資料編「資料75 様式29」）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させるものとする。

3 防犯パトロール・広報

稚内警察署は、住宅街及び商店街等におけるパトロールを実施し、犯罪の予防及び取締りを実施する。

また、市民等に対し、警備措置上必要と認める場合は、災害の状況及びその見通し並びに避難措置、犯罪の予防、交通の規制、その他の警察活動について広報を行うものとする。

4 救助・救出活動の実施

稚内警察署は、市などの各関係機関の協力を得て、被災者の救助・救出活動を行うとともに、遺体の検視（見分）等にあたる。

5 避難勧告・指示

稚内警察署は、市長が指示できないとき、又は市長から要求があったときは、基本法第61条に基づき、市民等に対して避難の勧告・指示を実施する。

第十一節 文教対策

学校等の管理者は、地震などによる災害が発生したときは、園児・児童・生徒等の安否の確認を行い、安全を確保するとともに、教育活動の早期再開に向けた対策を実施する。

また、校舎の被害状況に応じ、最寄りの公共施設等を利用し、臨時の学校施設を確保するとともに、児童・生徒の学用品の支給を円滑に実施する。

第一項 安否確認と被害状況の報告

学校等の管理者は、地震などによる災害が発生したときは、園児・児童・生徒等の安否の確認を実施し、安全の確保を図る。また、学校施設等の被害状況について速やかに市へ報告する。

第二項 応急教育の実施

市及び学校等の管理者は、地震などによる災害が発生したときは、次により応急教育を実施する。

1 休校措置

学校等の管理者は、学校施設等の被災、その他の理由により校務の運営上やむを得ないと認めるときは、市と協議し、休校措置をとる。

この場合、学校等の管理者は直ちにその旨を各児童・生徒などに周知するとともに、ラジオ、テレビ及び広報車等を通じて、休校措置等についての周知徹底を図る。

2 学校施設の確保

学校等の管理者は、被害の程度に応じて、次の方法により、施設の確保を図る。

被害の程度	施設確保の方法
校舎の一部が使用できないとき	特別教室、屋内体育館等を利用する。なお、不足するときは、2部授業等の方法をとる。
校舎の全部又は大部分が使用できないとき	最寄りの学校又は公共施設等を利用する。

※ 上記の方法による施設の確保ができないときは、応急仮設校舎の建築を検討する。

3 教職員の確保

学校長等からの連絡により、教職員の被災状況を把握するとともに、稚内市教育委員会と密接な連絡をとり、教職員の確保に努める。

第三項 学用品の調達及び支給



被災世帯の児童・生徒で、教科書、学用品等を滅失、毀損したことにより就学上支障がある者に対し、学用品を支給する。

1 学用品の給与状況（資料編「資料 75 様式 28」）

(1) 支給品目

被害状況に応じて、次の品目を現物支給する。

ア 教科書及び教材

イ 文房具及び通学用品

(2) 学用品の調達

教科書の調達については、学校長が学校別、学年別に使用する教科書ごとに必要な数量を教育対策部に報告し、教科書取扱店から調達する。また、教科書以外の学用品は、市内の文房具店等から調達する。

第四項 学校給食の実施



学校長は、地震などによる災害が発生し給食施設が被災したときは、米飯やパンは委託業者から納品するとともに、温食については速やかに施設の応急修理を行い、給食の継続・再開を図る。また、災害により食材が入手困難なときは、関係機関と連絡の上、食材の応急調達を実施する。

第十二節 自衛隊派遣要請

市は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため自衛隊に対し部隊等の派遣を要請するときは、自衛隊法（昭和 29 年法律第 132 号）第 83 条に基づき、次のとおり定める。

1 災害派遣要請基準

自衛隊への災害派遣の要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準はおおむね次のとおりとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害等の災害の発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請の要領等

(1) 要請方法

市長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、次の事項を明らかにした文書（資料編「資料 75 様式 30」）をもって知事（振興局長）に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

(2) 担当部及び要請依頼先

- ア 災害派遣要請依頼は、総務対策部庶務班が行う。
- イ 派遣要請依頼は、宗谷総合振興局地域政策部地域政策課防災担当（電話 0162-33-2526）へ行う。

(3) 緊急を要する災害派遣要請方法

市長は人命の緊急救助に関し、知事（振興局長）に通知するいとまがないとき、又は通信の途絶により知事（振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合については、直接次の部隊に通報できるものとする。

ただし、この場合においても、その後速やかに知事（振興局長）に連絡し、(1)の手続を行う。

緊急の場合の連絡先

時間区分	連絡先	所在地	電話番号
平日 8:00～17:00	陸上自衛隊名寄駐屯地司令 (第3普通科連隊 第3科)	名寄市内淵 84	01654-3-2137 内線 235
上記以外	陸上自衛隊名寄駐屯地司令 (駐屯地当直司令)	名寄市内淵 84	01654-3-2137 内線 302
	航空自衛隊稚内分屯基地 (第18警戒隊運用班)	稚内市恵比須 5 丁目 2 番 1 号	0162-23-5377

3 災害派遣部隊の受入れ態勢

(1) 受入れ準備の確立

知事（振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 宿泊所等の準備

イ 派遣部隊の宿泊所及び車両、機材等の保管場所の準備その他受入れのために必要な措置をとる。

ウ 連絡職員の指名

本部長は、現地責任者を指名し、派遣部隊指揮官との協議、連絡にあたらせる。

エ 作業計画の準備

応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他について計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、自衛隊の活動が円滑に行われるよう調整を行うものとする。

イ 知事（振興局長）への報告

総務対策部長は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を知事（振興局長）に報告する。

- a 派遣部隊の長の官職氏名
- b 隊員数
- c 到着日時
- d 従事している作業の内容及び進捗状況
- e その他参考となる事項

(3) 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ、関係機関に伝達するとともに、市においても災害情報を自衛隊に提供するものとする。

4 経費

自衛隊の派遣に要する費用は自衛隊において負担するが、自衛隊が防災活動に要する次の費用は、市において負担するものとする。

- (1) 資材費及び機器借上料
- (2) 電話料及びその施設費
- (3) 電気料
- (4) 水道料
- (5) 汲取料

その他必要経費については、協議の上定めるものとする。

5 派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなつたと認めるときは、速やかに文書(資料編「資料 75 様式 31」)をもって知事(振興局長)に撤収の要請を依頼するものとする。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要請し、その後文書を提出するものとする。

第十三節 労務供給

市及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により賃金作業員を雇用して災害対策の円滑な推進を図るものとする。

1 実施責任者

市が実施する災害応急対策に必要な賃金作業員の雇用については、市長（経済対策部水産商工班）が行う。

2 賃金作業員の雇用

(1) 動員の要請

応急対策のため賃金作業員を必要とする場合は、次の事項を明示して作業員の配備を要請し、要請を受けた経済対策部長は、速やかに労務供給計画を樹立して労務の供給を行うこととする。

ア 動員を必要とする理由

イ 作業の内容

ウ 作業場所

エ 予定期間

オ 所要人員数

カ 集合場所

キ その他参考事項

(2) 賃金作業員を雇用する労務の範囲

ア 被災者を避難させるための労務

イ 医療及び助産における輸送のための労務

ウ 被災者救出のための機械器具その他の資材の操作を行うための労務

エ 飲料水の運搬、器材操作、浄水用薬品の配布等のための労務

オ 救援物資の整理、輸送及び配分のための労務

カ 遺体の捜索及び処理のための労務

キ その他特に必要とする輸送

3 稚内公共職業安定所長への要請

市において賃金作業員の確保ができないときは、次の事項を明らかにして稚内公共職業安定所長に求人申し込みをするものとする。

(1) 職業別所要就労者数

(2) 作業場所及び作業内容

(3) 期間及び賃金等の労働条件

- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要な事項

4 実施状況の記録

賃金作業員を雇用した場合は、次により記録しておかなければならない。

- (1) 救助実施記録日計表（資料編「資料 75 様式 6」）
- (2) 賃金作業員雇用台帳（資料編「資料 75 様式 27」）

5 費用の限度及び期間

救助法に定めるところに準じる。

第十四節 消防防災ヘリコプターの活用



災害時における消防防災ヘリコプターの活用についての計画は、次のとおりである。

1 緊急運航の要請

本市において災害が発生し、迅速・的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合、市は「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき知事に対し防災ヘリコプターの緊急運航を要請するものとする。

(1) 要請の要件

市長は災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合に要請する。

- ア 災害が隣接する市町村に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合
- イ 市の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- ウ その他消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(2) 要請方法

市から知事（危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（資料編「資料 75 様式 32」）を提出する。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請の場合は、稚内地区消防事務組合消防署が「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」により行うものとする。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 災害現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- オ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

(3) 報告

緊急運航を要請した場合、災害等が収束したときには、すみやかに、災害等状況報告書（資料編「資料 75 様式 33」）により、道総務部危機管理監に対し報告する。

(4) 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室	TEL 011-782-3233
	FAX 011-782-3234
北海道総合行政情報ネットワーク	TEL 64-6-210-39-897
	FAX 64-6-210-39-899

2 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができる場合に派遣される。

(1) 災害応急対策活動

ア 災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要がある場合

イ 災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要がある場合

(2) 救急活動

ア 生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合の他、緊急に輸送することにより後遺症の軽減などが期待できる場合又は他の医療機関へ転送する場合

イ 緊急に搬送又は他の医療機関へ転送することにより後遺症の軽減などが期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

ウ 交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要がある場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うことが必要である場合

イ 災害が発生した市町村等の消防力等では対応できない場合

(4) 火災防ぎょ活動

ア 地上における消火活動では、消火が困難である場合

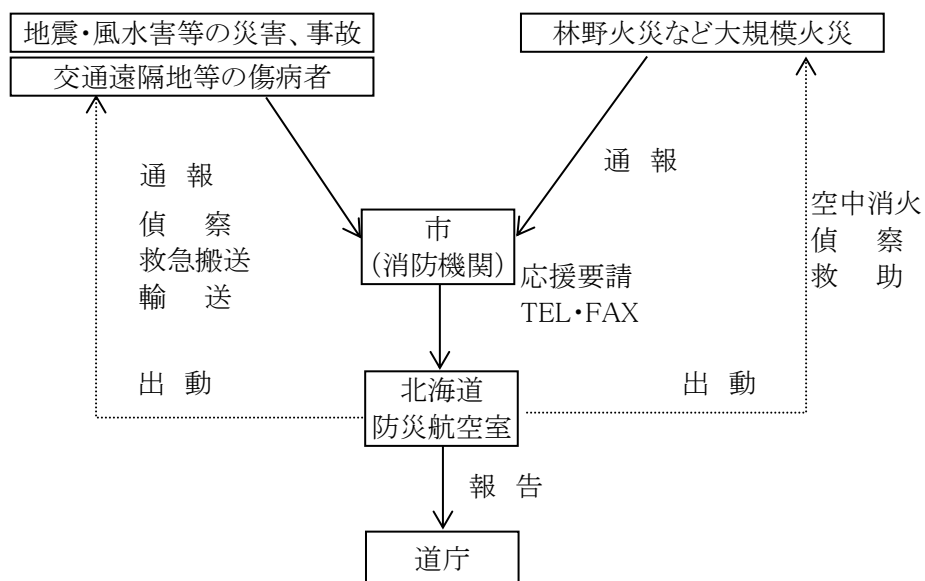
イ 大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要がある場合

ウ 大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段に活用が有効である場合。

エ その他災害応急対応策、特に航空機の活用が有効である場合

3 消防防災ヘリコプター運航系統図

消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー



4 ヘリコプター発着可能地

本市におけるヘリコプターの着陸可能地は、次のとおりである。

施設名	所在地	土地の状況	施設管理者
稚内空港	稚内市メグマ	2320×487m	東京航空局稚内空港事務所
各小中学校グラウンド	-	-	各学校長
北緑地	稚内市開運	70×70m	市建設産業部港湾課

第十五節 ボランティアとの連携

災害時における各種ボランティア団体等との連携は、本計画の定めるところによる。

1 ボランティア団体等の協力

市及び関係団体は、各種ボランティア団体等からの申し入れ等により、災害応急対策の実施について協力を得るものとする。

2 ボランティアの受入れ等

- (1) 市及び関係団体は、相互に協力しボランティアに対する被災者の援助ニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等の体制を確保するよう努めるものとする。
- (2) 市は、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ有効に機能するために、情報と活動拠点施設等を提供するなど、ボランティア関係団体との連絡調整を行うものとする。
- (3) 市は、災害対策本部を設置した場合、必要に応じて「ボランティア連絡部」を設置する。
- (4) 市におけるボランティアの受入れ及び連絡調整は、市民生活対策部救護班が行うものとする。

3 ボランティア団体等の活動内容

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊きだし、その他の救助活動
- (3) 高齢者、障害者等の介護、看護補助
- (4) 被災地の清掃活動
- (5) 救援物資などの物資の搬入・配布作業
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) その他、被災者の支援活動

4 ボランティア活動の環境整備

市は、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会及びボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

第五章 災害からの復旧のための施策



本章は、被災した市民生活の早期回復と地域経済の復旧支援を図るために講ずる措置について定めたものである。また、被災した公共施設等の復旧に必要な財源確保のため、国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業について示したものである。

第一節 市民生活安定のための支援



本節は、被災した市民の生活相談や職業の斡旋など生活再建に向けての援護対策や義援金の支給及び援護資金の貸付、更には、中小企業者への融資制度等について定めたものである。

第一項 被災者生活再建支援制度

市は、地震などにより生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、被災者生活再建支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、自立した生活の開始を支援する。問い合わせ等の対応は、市の市民生活対策部とする。

1 支給金額

被災した世帯の構成等の条件によって、最高100万円の支援金が支給される。

2 支給対象となる経費

生活に必要な物品購入又は修理費、引越費用、医療費等

第二項 その他各種の支援



被災者の生活支援のため、市（各対策部）及び関係機関は市民への相談、義援金の配分、法令等による各種の支援を行う。

支援の種類	市・関係機関	支援内容
り災証明の発行	市	被害にあった家屋等の調査を実施し、り災証明の発行を行う。
生活相談	市	建築相談、要支援者相談、保健・医療・介護相談、教育相談等を行う。
税等の徴収猶予及び減免	市	被災した市民の市道民税、国民健康保健税等の徴収猶予及び減免の措置を行う。
職業の斡旋	公共職業安定所	災害により職を失った者に対して職業の斡旋を行う。
災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	市	市は災害により死亡した市民の遺族又は災害により障害を受けた市民に対して災害弔慰金等を支給する。
災害義援金の支給	市	全国から寄せられた義援金は、義援金配分基準に基づき支給する。
災害援護資金の貸付	市	市は救助法が適用された災害について家財等に被害のあった者に対して、災害援護資金の貸付を行う。
生活福祉資金の貸付	社会福祉協議会	救助法の適用にならないときは、低所得者を対象として生活福祉資金の貸付を行う。

第三項 経済の復興支援



市は、災害による商工業者の被害調査をいち早く実施し、食料や生活関連物資等の安定供給を図るとともに、災害復旧のための確保や被災商工業者への融資対策などの早期実施による経済の安定を図る。

また、大規模な災害により農地や農作物、農業用施設、水産漁業施設等に多大な被害が出る事が予測される。そのため、災害時には道及び農林水産関係団体と密接に連携を図り、被害等の情報収集に努めるとともに、被災した施設等について、機能を回復するための支援対策を実施する。



第二節 災害復旧事業の推進

本節は、被災した都市の公共施設や電気・ガス・水道等の基盤施設の復旧事業に係る激甚法やその他の法律による災害復旧事業について示すものである。



第一項 激甚法による災害復旧事業

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

甚大な災害が発生したときは、地方公共団体の経費負担の軽減を目的として激甚法が制定されている。国が激甚災害に指定した場合は、地方公共団体に対して特別の財政援助及び助成措置が行われる。激甚法による財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- (9) 知的障害者援護施設災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業
- (14) 湛水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業
- (2) 農林水産業協同利用施設災害復旧事業
- (3) 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

- (6) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (7) 森林災害復旧事業に対する補助
- (8) 土地改良区等の行う湛水排除事業

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業
- (4) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

4 その他の財政支援及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業
- (2) 私立学校施設災害復旧事業
- (3) 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
- (5) 水防資機材費の補助の特例
- (6) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (7) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (8) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需用額への算入
- (9) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第二項 その他の法令による災害復旧事業



激甚法以外で法令に基づいて財政援助の対象となる事業の概要は、次のとおりである。

法令	財政援助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、海岸、道路、港湾、漁港の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（街区公園、共同浴場、集会場等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急を要する土地区画整理事業
感染症予防法	感染症指定医療機関復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
海岸法	海岸保全施設（堤防、突堤、護岸）の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者更生援護施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業

第三節 災害復興事業

災害復興事業については、復興のためのまちづくりをはじめとし、市民生活再建、経済復興等のすべての分野を対象とする。

特に、復興のためのまちづくりにおいては、市民等の合意形成を図りながら基本方針を策定する。基本方針策定に向けては、稚内市の都市づくりの理念に都市防災関連事業制度を重ね、新たな付加価値を加えたまちの再構築を図る。

地震・津波対策編

第一章 地震、津波の想定

第一節 地震の発生状況及び地震の想定



第一項 稚内市周辺における地震の発生状況

- 1 宗谷地方は北海道の中でも地震の少ない地域である。1940年4月1日から2014年3月31日の74年間のうち、稚内市で観測した有感地震（震度1以上）は93回であり、そのうち最も強い揺れは震度3を観測した。震度3を観測したのは1947年北海道西方沖地震（M6.7）、1971年サハリン西方沖地震（M6.9）、同余震（M6.3）、2006年サハリン西方沖地震（M5.9）、2008年宗谷地方北部地震（M3.6）、2013年宗谷海峡地震（M5.2）の6回である。
- 2 宗谷地方で津波を観測した地震は、過去に20回あり、このうち日本海で発生した地震は6回である。

第二項 地震の想定



北海道地域防災計画では、北海道に災害を及ぼすと考えられる地震の震源地として、既往の地震経験及び最近の地震予知研究から北海道東部など6つの地域を挙げている。そのうち、当地域に被害を及ぼすと考えられるのは、稚内沖を震源とするものであり、想定規模はマグニチュード7とされているが、この場合、当地域は震度3程度が予想され、被災危険度としては低い津波の来襲が見込まれるため、警戒が必要である。

また、豊富町から稚内管内天塩町に至るサロベツ原野付近の約44kmにわたり「サロベツ断層帯」が存在することが確認されている。地震の規模は最大でM7.6と想定され、今後30年以内に発生する確率は4%以下となっているが、わが国における活断層の中では比較的高いグループに属しており、こちらについても警戒する必要がある。

第二節 津波被害の想定



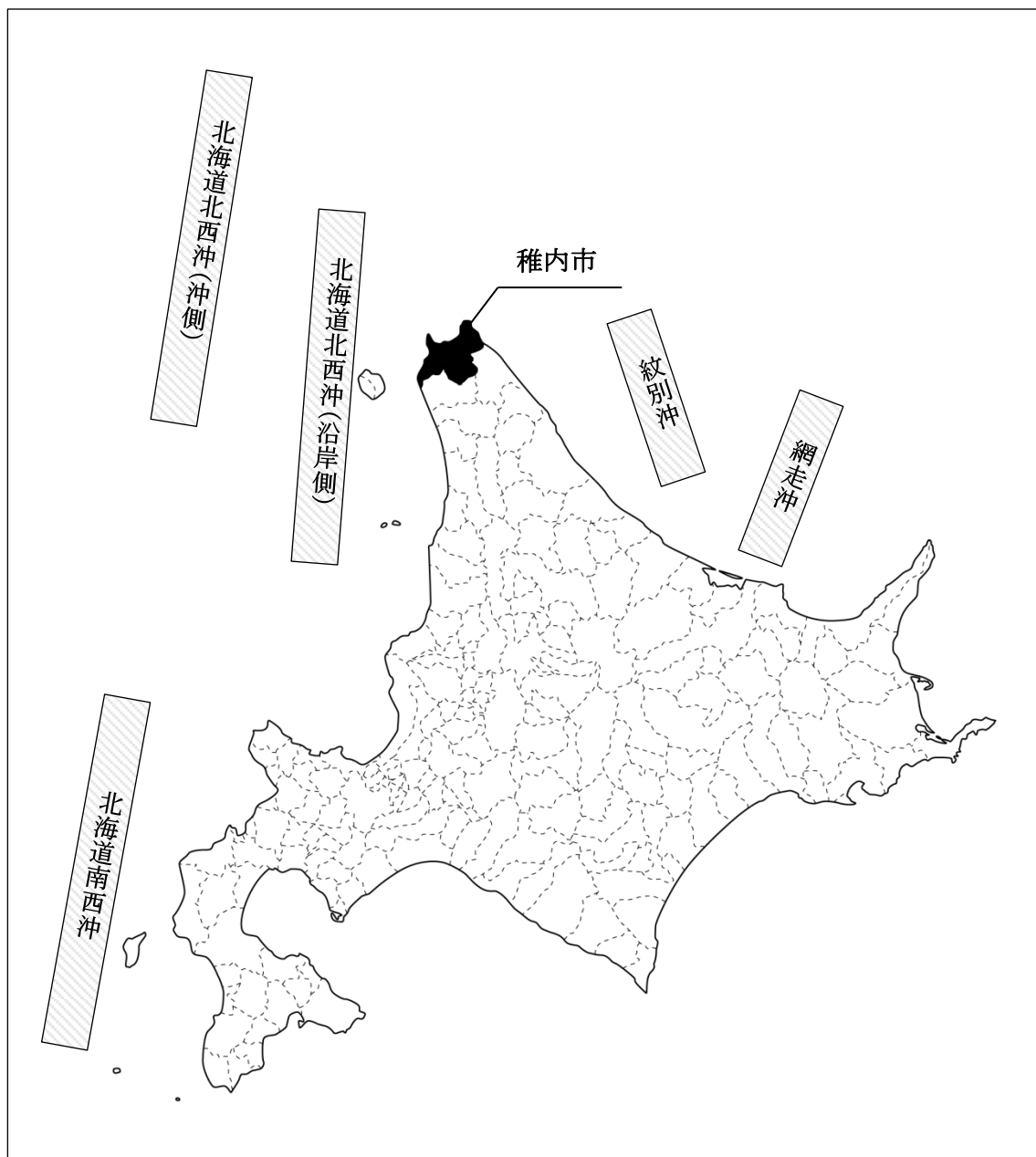
第一項 稚内市周辺における津波の発生状況

宗谷地方に達した0.29m以上の津波は3回発生している。このうち稚内市で津波を観測したのは、1993年北海道南西沖地震（M7.8）の際の最大44cm（稚内港）、2011年東北地方太平洋沖地震（M9.0）の40cm、1971年サハリン西方沖地震（M6.9）の際の最大29cm（稚内港）などがある。

これまで宗谷地方で津波が観測された日本海で発生した地震のマグニチュードは、6.7～7.8であるが、マグニチュードの大きさに比べ津波が広範囲におよび、局地的に大きいのが特徴で回数は少ないが警戒を要する。（M=マグニチュード：地震の規模を表す数値）

第二項 津波と津波到達域の想定

稚内市に津波の被害をもたらす恐れのある地震の震源地は、日本海側では北海道北西沖（沖側）、北海道北西沖（沿岸側）、北海道南西沖、オホーツク海側では紋別沖、網走沖の5箇所である。



このうち最も大きな被害が予想される津波は、北海道北西沖（沿岸側）の地震によるものである。
各地点で予想される津波の到達時間及び高さは、次のとおり。

地点	到達時間（分）	高さ（m）
ノシャップ沖	20	6.1
野寒布岬沖	21	6.2
富士見沖	22	5.9
恵比須沖	27	4.8
西稚内漁港沖	24	5.9
稚内港沖	28	4.4
声間川河口	36	3.5
富磯沖	40	4.2
宗谷漁港沖	33	4.7
清浜沖	37	5.8
宗谷港沖	38	6.5
東浦漁港沖（北西沖沿岸の地震）	55	3.2
東浦漁港沖（紋別沖の地震）	73	4.3
抜海沖	21	3.9
勇知川河口付近	21	4.8
夕来沖	28	5.2

※東浦漁港沖以外は、すべて北海道北西沖（沿岸側）の地震による津波の想定となっている。

第二章 地震災害対策

第一節 地震災害への予防対策

地震による災害の発生及び拡大を防止するため、市及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進する。

第一項 大規模地震対策施設計画



大規模な地震による災害の発生を想定し、次の港湾物流機能及び市民の避難場所等、並びに緊急輸送機能としての防災拠点を確保するものとする。また、水産活動を早期再開するための耐震施設を確保する。

- 1 稚内港中央埠頭 耐震強化岸壁（水深 6m、岸壁延長 160m）
- 2 稚内港北埠頭 避難緑地（4ha）
- 3 宗谷港 避難緑地（1ha）
- 4 稚内港中央埠頭 緊急支援物資保管用地（0.5ha）
- 5 稚内空港（基本施設等）
- 6 東浦漁港 耐震強化岸壁

第二項 避難計画



地震災害から市民の生命、身体を保護するため、指定緊急避難場所、指定避難所の整備等に関する計画は、次のとおりである。

1 指定緊急避難場所の確保及び管理

市は、地震及び津波災害から市民の安全を確保するために必要な指定緊急避難場所及び避難路の整備を図るとともに、指定緊急避難場所及び避難路沿い等に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難ができるよう整備しておくものとする。

2 指定避難所の確保及び管理

市は、地震及び津波による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失したものを収容するための指定避難所をあらかじめ選定、確保するものとする。

(1) 指定避難所

指定避難所は、資料編「資料 32」のとおり指定している。

(2) 指定避難所の管理

- ア 指定避難所を開設する場合は、管理責任者をあらかじめ定めておく。
- イ 指定避難所の運営に必要な資機材等の整備に努める。
- ウ 休日・夜間等における指定避難所の開設に支障がないようにする。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の市民への周知

(1) 場所等の周知

市は、地域市民に対し、次の事項について周知を図るものとする。

- ア 指定緊急避難場所の名称
- イ 指定緊急避難場所の所在地
- ウ 避難対象の地区割り
- エ その他の必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識
- ウ 避難後の心得

第二節 発災後の応急対策



第一項 災害広報

市は、地震の発生時に市民に対して正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるようにする必要がある。

このため、「基本対策編 第二章 第六節 災害情報の広報計画」の定めによるほか、次のとおりとする。

1 広報内容

災害の規模に応じ内容等を周知するものとするが、主なものは次のとおりとする。

- (1) 津波に関する情報（注意報、警報、危険区域等）
- (2) 指定緊急避難場所等について（指定避難所の位置、指定緊急避難場所の位置、経路等）
- (3) 交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域等）
- (4) 火災状況（発生箇所、避難指示等）
- (5) 電気、水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
- (6) 医療救護所の開設状況
- (7) 給食、給水実施状況（供給日時、場所、種類、対象者等）
- (8) 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- (9) 道路、橋梁、河川、港湾等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (10) 市民の心得等民生の安定及び社会秩序保持のために必要とする事項

2 広報の方法

あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、防災行政無線、新聞、広報車、郵便局ネットワーク等）を利用して迅速かつ適切なる広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、高齢者、障害者等の要配慮者への伝達に十分配慮する。

第二項 避難救出対策



地震災害時において、市民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置及び救助救出については、「基本対策編 第四章 第二節 第一項 避難救出計画」に定めるもののほか、次のとおりとする。

1 避難誘導は、市職員、消防職員、消防団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員があたり、避難誘導にあたっては、円滑な立退きについて適宜指導する。

その際、自力避難の困難な要支援者に関しては、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮するものとする。

2 避難救出にあたっては、消防機関を主体として行うが関係機関及び地域町内会等の市民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

3 市民等の避難にあたっては、市職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路及び指定避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

4 指定避難所の運営は、避難者の状況を早期に把握し、指定避難所における生活環境に注意を払うとともに、必要に応じてプライバシーの確保に配慮するものとする。また、指定避難所の運営に関しては、町内会及びボランティア組織等の協力を得るものとする。

第三項 地震火災等対策

大規模な地震が発生した場合には、建物の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地の延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがあり、被災地への出動に時間がかかるなど消防能力の低下が予想される。

このため、消火作業上必要な第一次的措置については、消防署において実施するが、火災発生及びその拡大を最小限度に食止めるため、市民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努めるとともに、市における消火活動に関する計画は、「基本対策編 第三章 第四節 消防計画」の定めによるほか次のとおりとする。

1 消防活動体制の整備

稚内地区消防事務組合は、市の区域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備に努めるものとする。

2 火災発生、被害拡大区域の把握

稚内地区消防事務組合は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、危険区域を把握し、災害応急活動の円滑な実施を図るものとする。

3 応援協定

市は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をするものとする。

- (1) 消防相互応援
- (2) 広域航空消防応援
- (3) 緊急消防援助隊による応援

第四項 生活関連施設対策



地震の発生に伴う各種災害のうち、生活に密着した施設（水道、下水道、電気、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障が生じる。

これら各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりとする。

1 水道施設

- (1) 水道対策部給水班は、地震災害により被災した水道施設の応急復旧及び飲料水の確保に対処するため、直ちに必要な人員、車両の確保、動員体制及び情報連絡体制を確立し、被害の軽減と迅速かつ的確な応急対策を行うものとする。
- (2) 地震災害により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、市民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図るものとする。

2 下水道施設

- (1) 水道対策部下水道班は、地震災害により被災した下水道施設の応急復旧に対処するため、直ちに必要な人員、車両の確保、動員体制及び情報連絡体制を確立し、雨水、汚水の疎通に支障のないように速やかに応急対策を行うものとする。
- (2) 地震災害により下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み、排水不能地区における使用自粛等の広報を実施し、市民の生活排水に関する不安解消を図るものとする。

3 電気

- (1) 北海道電力(株)管内営業所は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害があった場合は二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早期に停電の解消に努める。
- (2) 地震災害により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ、ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、市民の不安解消に努める。

4 電話

- (1) NTT東日本北海道支社設備部災害対策室は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況（不通の状況）の調査、施設の点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常輻輳等の事

態の発生により通信が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、速やかに応急復旧を実施し通信の確保に努める。

- (2) 地震災害により通信施設に被害があった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど市民の不安解消に努める

5 放送

地震災害時における放送の途絶は、災害応急復旧活動の阻害要因となるとともに、被災地及び被災市民に対する情報の提供を欠き、社会的混乱を生ずるおそれがあるなど影響が大きい。

FMわっかない、NHKなどの放送機関は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、地震の発生に際しては、放送施設、設備の被災調査、点検を実施し、施設に被害があった場合は、速やかに応急復旧を実施するなどして、放送が途絶えないよう努める。

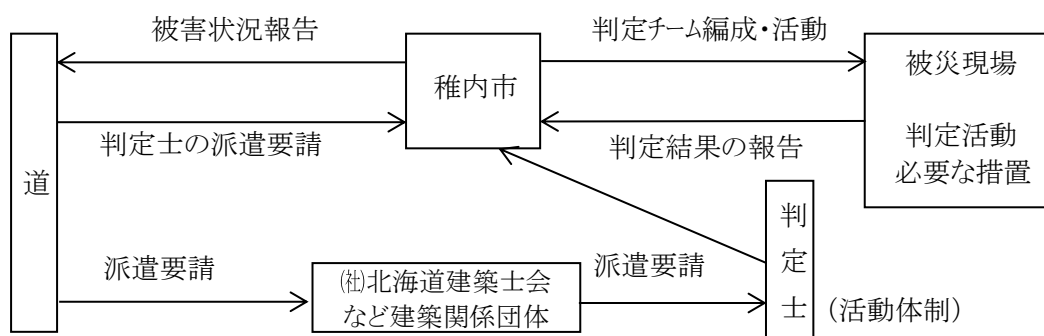
第五項 被災建築物安全対策



被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の許可の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりである。

1 応急危険度判定の活動体制

道及び市（建設対策部都市整備班）は、関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を実施する。



2 応急危険度判定の基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査票により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷が認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

所有者に対し、二次災害の発生を防止することを目的とした、行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であるため、余震等で被害が進んだ場合または適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。



第六項 広域応援

市及び消防機関は、地震等による大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため、次のとおり他の市町村及び消防機関と相互に広域応援対策を講ずる。

1 実施機関

市及び消防機関

2 実施内容

- (1) 市は、地震等による大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、道及び他の市町村に応援を要請する。
- (2) 市は、他の市町村との応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村からの応援の受け入れ体制を確立しておく。
- (3) 稚内地区消防事務組合消防本部は、地震等による大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。
- (4) 稚内地区消防事務組合消防本部は、他の消防機関との応援が円滑に行われるよう日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村からの応援の受け入れ体制を確立しておく。

[資料参考]

- ・災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料編「資料 05」「資料 06」）
- ・災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書（資料編「資料 07」「資料 08」）
- ・北海道広域消防相互応援協定（資料編「資料 09」）
- ・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料編「資料 10」）
- ・緊急消防援助隊要綱（資料編「資料 11」）

第三章 津波対策



地震の発生後は、津波に対する警戒が必要で、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとしたゆれを感じたときは、津波発生の危険性があるので正しい情報を入手することが重要となる。

市域の沿岸、河口部には、標高の低い箇所があり、津波注意報、津波警報及び大津波警報が発表されたときの避難行動は迅速に行う必要がある。

本章は、津波情報の伝達系統及び警戒体制や避難計画について定める。

第一節 津波災害への予防対策



第一項 津波情報の伝達と普及・啓発

1 津波予報の伝達体制の整備

(1) 伝達方法

津波予報が発表された場合又は津波のおそれがある場合は、沿岸市民に対しては次により伝達を行うものとする。

ア 緊急告知防災ラジオを使用しての放送（エフエムわっかないの活用）

イ 消防署のサイレン（標識については別表を用いる）

ウ 消防署広報車による広報

エ 市広報車による広報

オ 消防団員による戸別訪問

カ 町内会及び自主防災組織への通報

キ 稚内市防災情報メール配信サービスによる伝達

(2) 協力体制の確保

市長は、漁業協同組合、事業者（工事施工者等）及び町内会等とあらかじめ津波警報等の伝達に関し協議を行い、協力体制を確保する。

2 通信訓練の実施

津波警報等を迅速かつ的確に伝達するため、市及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施するものとする。

(1) 津波警報等の周知徹底

ア 一般市民に対し、周知を図る事項

a 強い地震（震度4以上程度）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜等から離れ、安全な場所に避難すること。

b 地震を感じなくても、津波注意報、津波警報及び大津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜等から離れ、安全な場所に避難すること。

c ラジオ、テレビ、広報車などを通じ正しい情報を入手すること。

d 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報解除まで気をゆるめないこと。

3 船舶関係者に対し、周知を図る事項

ア 強い地震（震度4以上程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外避難すること。

イ 地震を感じなくても、津波注意報、津波警報及び大津波警報等が発表されたときは、直ちに港外（水深が深く広い海域）に避難すること。

ウ ラジオ、テレビ、広報車などを通じ正しい情報を入手すること。

エ 港外避難できない小型船は、高い所に引き上げて固定するなど最善の措置をとること。

オ 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報解除まで気をゆるめないこと。

・津波に対する船舶対応表

	津波襲来までの時間的余裕	港内着岸船			錨泊船	航行船	
		危険物積載船舶	一般船舶	小型船		大型船 中型船	小型船
【注意喚起】							
津波予報		情報注意	情報注意	情報注意	情報注意 避難準備	情報注意 避難準備	情報注意 避難準備
【警戒態勢】							
津波注意報		荷役・作業中止係留強化または港外避難	荷役・作業中止係留強化または港外避難	陸揚げ固縛または港外避難	情報注意（場合によっては港外避難、機械利用）	港外避難	陸揚げ固縛、港外避難または係留強化
津波警報 大津波警報	有	荷役・作業中止・港外避難	荷役中止・港外避難	陸揚げ固縛（場合によっては港外避難）	港外避難	港外避難	港外避難または着岸のうえ陸揚げ固縛（場合によっては陸上避難）
	無	荷役・作業中止・陸上避難	荷役中止・陸上避難	陸上避難	機械使用	港外避難	港外避難または着岸のうえ陸上固縛

情報注意…特に避難措置はとらないが、津波注意報が解除されるまで情報に留意し、船舶の安全対策を取る。

陸上避難…船舶での避難は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する、可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。

港外避難…港外の水深が深く、十分広い海域、沖合に避難する。（港外避難が間に合わない場合は、岸壁係留を強固に行い陸上避難）

機械使用…錨泊した状態で機関を始動し、必要に応じて使用することにより津波に対応する。

陸揚げ固縛…プレジャーボート、漁船などの小型船を津波等により会場に流出しないように固縛する。

第二項 指定避難所の指定

津波災害から市民の生命、身体を保護するため、指定緊急避難場所、指定避難所の整備等に関する計画は、次のとおりである。

1 指定緊急避難場所の確保及び管理

- (1) 津波災害から市民の安全を確保するために必要な指定緊急避難場所及び避難路の整備を図るとともに、指定緊急避難場所及び避難路沿い等に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難ができるよう整備しておくものとする。（資料編「資料78」）
- (2) 指定緊急避難場所へ通じる道は、定期的に点検を行い草刈り等の整備を行うものとする。

2 指定避難所の確保及び管理

津波による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失したものを収容するための指定避難所をあらかじめ選定、確保するものとする。

(1) 指定避難所

指定避難所は、資料編「資料32」のとおり指定している。

(2) 指定避難所の管理

- ア 指定避難所を開設する場合は、管理責任者をあらかじめ定めておく。
- イ 指定避難所の運営に必要な資機材等の整備に努める。
- ウ 休日・夜間等における指定避難所の開設に支障がないようにする。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の市民への周知

(1) 指定緊急避難場所等の周知

市は、地域市民に対し、次の事項について周知を図るものとする。

- ア 指定緊急避難場所の名称
- イ 指定緊急避難場所の所在地
- ウ 避難対象の地区割り
- エ その他の必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識
- ウ 避難後の心得

第三項 津波避難ビル及び沿岸部緊急避難路の確保



津波による被害が想定される地域の中で、地震発生から津波到達までの時間的猶予や地理的条件等の理由により、津波からの避難が特に困難と想定される地域については、一時的に避難する場所を確保するため、その地域に所在する堅固な中・高層建物を津波避難ビルとして指定するほか、沿岸部地域については高台等への避難路の確保に努めるとともに、平常時から地域市民等への周知徹底を図る。

第四項 交通規制の設定



稚内警察署及び各道路管理者は、津波災害に備え、その被害状況等を想定し、交通規制の範囲などをあらかじめ定める。

第五項 沿岸施設の点検・整備



(1) 港湾区域、防潮堤、護岸等の点検・整備

港湾区域、市沿岸域の防潮堤や護岸等について、必要に応じて堤体の安全性や耐震性を点検し、必要がある施設については、補修や整備を推進する。

(2) 河川堤防・護岸の整備

堤防や護岸について、日頃から安全性についての点検を行い、また、必要に応じて補修及び整備を行う。

第二節 津波襲来時の応急対策

第一項 災害広報

津波情報を迅速かつ的確に伝達するため、「基本対策編 第二章 第二節 地震及び津波に関する情報の伝達計画」の定めるところによる。

津波の発生時には、市民に対して正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるようにする必要がある。

このため、「基本対策編 第二章 第六節 災害情報の広報計画」の定めによるほか、次のとおりとする。

1 広報内容

災害の規模に応じ内容等を周知するものとするが、主なものは次のとおりとする。

- (1) 津波に関する情報（注意報、警報、特別警報、危険区域等）
- (2) 指定緊急避難場所等について（指定緊急避難場所の位置、経路等）
- (3) 交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域等）
- (4) 火災状況（発生箇所、避難指示等）
- (5) 電気、水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
- (6) 医療救護所の開設状況
- (7) 給食、給水実施状況（供給日時、場所、種類、対象者等）
- (8) 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- (9) 道路、橋梁、河川、港湾等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (10) 市民の心得等民生の安定及び社会秩序保持のために必要とする事項

2 広報の方法

あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、防災行政無線、新聞、広報車、郵便局ネットワーク等）を利用して迅速かつ適切なる広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。また、高齢者、障害者等の要配慮者への伝達に十分配慮する。

第二項 避難救出対策

津波災害時において、市民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置及び救助救出については、「基本対策編 第四章 第二節 第一項 避難救出計画」に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 1 避難誘導は、市職員、消防職員、消防団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員があたり、避難誘導にあたっては、円滑な立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮するものとする。
- 2 救出にあたっては、消防機関を主体として行うが関係機関及び地域町内会等の市民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。
- 3 市民等の避難にあたっては、市職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路及び避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。
- 4 指定避難所の運営は、避難者の状況を早期に把握し、指定避難所における生活環境に注意を払うとともに、必要に応じてプライバシーの確保に配慮するものとする。また、指定避難所の運営に関しては、町内会及びボランティア組織等の協力を得るものとする。

第三項 津波災害対策



津波警報等が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の対策については、次のとおりである。

1 応急対策の実施

(1) 市

津波の警戒、市民への避難等指示、救助活動等の必要な措置を実施する。

(2) 宗谷総合振興局

津波情報の収集及び市との連絡調整等を行う。

(3) 稚内警察署

被災者等の救助救出及び避難誘導、災害応急対策に伴う交通規制、被災地域の警戒警備等必要な措置を実施する。

(4) 稚内海上保安部

津波の警戒、避難の援助、遭難船及び遭難者の救助等海上における必要な措置を実施する。

2 津波の警戒

市など次の機関は、気象庁または札幌管区気象台の発表する津波注意報・津波警報・大津波警報・津波予報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れを感じたときには、津波来襲に対する警戒体制をとる。

(1) 稚内市

ア 消防機関の協力を得て沿岸市民に対し海浜からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、安全な場所からの海面監視等の警戒にあたる。

イ 津波注意報が発表された場合は、円滑に本部に移行できる組織として災害対策連絡室を設置し、第1非常配備体制をとり、警戒巡視を行うものとする。

ウ 津波警報が発表された場合は、直ちに本部を設置し、第2非常配備体制をとり、安全に配慮した上で警戒巡視を行うものとする。

(2) 宗谷総合振興局

漁港等の警戒にあるとともに潮位の変化等津波情報の収集及び伝達を行う。

(3) 稚内警察署

沿岸の警戒警備にあたる。

(4) 稚内海上保安部

緊急通信等により船舶に対し津波予報を伝達するとともに、巡視船艇により付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、沖合等安全な海域への避難、ラジオ、無線の聴取等警戒体制をとるよう周知する。

3 避難

避難勧告及び指示については、「基本対策編 第四章 第二節 第一項 避難救出計画」の定めるところによるが、特に津波警報等が発表されたときには、市長は、直ちに市民等に対し避難の勧告又は指示を行うものとする。

また、強い地震を覚知し、津波警報等の情報が入手できない場合であっても、市長が必要と認める場合は、市民等に避難勧告又は指示を行うものとする。

4 災害概況の調査

稚内警察署及び海上保安部は、航空機又は船艇を派遣し、災害状況の把握及び情報収集に当たり、振興局、市、その他関係機関に通報する。また、市においても災害状況の把握及び情報収集に努めるものとする。

5 海上交通安全の確保

海上保安部は、海上交通安全を確保するため、津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。

第四項 生活関連施設対策



津波により生活に密着した施設（水道、下水道、電気、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障が生じる。

これら各施設の応急復旧についての対策は、次のとおりとする。

1 水道施設

- (1) 被災した水道施設の応急復旧及び飲料水の確保に対処するため、直ちに必要な人員、車両の確保、動員体制及び情報連絡体制を確立し、被害の軽減と迅速かつ的確な応急対策を行うものとする。
- (2) 水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、市民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図るものとする。

2 下水道施設

- (1) 被災した下水道施設の応急復旧に対処するため、直ちに必要な人員、車両の確保、動員体制及び情報連絡体制を確立し、雨水、汚水の疎通に支障のないように速やかに応急対策を行うものとする。
- (2) 下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み、排水不能地区における使用自粛等の広報を実施し、市民の生活排水に関する不安解消を図るものとする。

3 電気

- (1) 北海道電力(株)稚内営業所は、被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、津波警報等の解除後、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害があった場合は二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早期に停電の解消に努める。
- (2) 電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ、ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、市民の不安解消に努める。

4 電話

- (1) 東日本電信電話(株)北海道支店は、被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、津波警報等の解除後、この計画に基づき直ちに被害状況（不通の状況）の調査、施設の点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常輻輳等の事態の発生により通信が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、速やかに応急復旧を実施し通信の確保に努める。

- (2) 通信施設に被害があった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど市民の不安解消に努める

5 放送

放送の途絶は、災害応急復旧活動の阻害要因となるとともに、被災地及び被災市民に対する情報の提供を欠き、社会的混乱を生ずるおそれがあるなど影響が大きい。

FMわっかない、NHKなどの放送機関は、被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、津波警報等の解除後、放送施設、設備の被災調査、点検を実施し、施設に被害があった場合は、速やかに応急復旧を実施するなどして、放送が途絶えないよう努める。

第五項 広域応援



市及び消防機関は、津波による規模災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため、次のとおり他の市町村及び消防機関と相互に広域応援対策を講ずる。

1 実施機関 市及び消防機関

2 実施内容

- (1) 市は、地震等による大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、道及び他の市町村に応援を要請する。
- (2) 稚内地区消防事務組合消防本部は、地震等による大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。
- (3) 市及び稚内地区消防事務組合消防本部は、他の市町村との応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか他の市町村との応援の受け入れ体制を確立しておく。

[資料参考]

- ・災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料編「資料 05」「資料 06」）
- ・災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書（資料編「資料 07」「資料 08」）
- ・北海道広域消防相互応援協定（資料編「資料 09」）
- ・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料編「資料 10」）
- ・大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（資料編「資料 12」）
- ・緊急消防援助隊要綱（資料編「資料 11」）

第四章 災害からの復旧のための施策

第一節 市民生活安定のための支援



本節は、被災した市民の生活相談や職業の斡旋など生活再建に向けての援護対策や義援金の支給及び援護資金の貸付、更には、中小企業者への融資制度等について定めたものである。

第一項 被災者生活再建支援制度



津波により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、被災者生活再建支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援する。問い合わせ等の対応は、市の市民生活対策部とする。

1 支給金額

被災した世帯の構成等の条件によって、最高100万円の支援金が支給される。

2 支給対象となる経費

生活に必要な物品購入又は修理費、引越費用、医療費等

第二項 その他各種の支援



被災者の生活支援のため、市（各対策部）及び関係機関は市民への相談、義援金の配分、法令等による各種の支援を行う。

支援の種類	市・関係機関	支援内容
り災証明の発行	市	被害にあった家屋等の調査を実施し、り災証明の発行を行う。
生活相談	市	建築相談、要援護者相談、保健・医療相談、教育相談等を行う。
税等の徴収猶予及び減免	市	被災した市民の市税、国民保健税等の徴収猶予及び減免の措置を行う。
職業の斡旋	公共職業安定所	災害により職を失った者に対して職業の斡旋を行う。
災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	市	市は災害により死亡した市民の遺族又は災害により障害を受けた市民に対して災害弔慰金等を支給する。
災害義援金の支給	市	全国から寄せられた義援金は、義援金配分基準に基づき支給する。
災害援護資金の貸付	市	市は救助法が適用された災害について家財等に被害のあった者に対して、災害援護資金の貸付を行う。
生活福祉資金の貸付	社会福祉協議会	救助法の適用にならないときは、低所得者を対象として生活福祉資金の貸付を行う。

第三項 経済の復興支援



災害による商工業者の被害調査をいち早く実施し、食料や生活関連物資等の安定供給を図るとともに、災害復旧のための確保や被災商工業者への融資対策などの早期実施による経済の安定を図る。

また、大規模な災害により農地や農作物、農業用施設、水産漁業施設等に多大な被害が出ることが予測される。

そのため、災害時には道及び農林水産関係団体と密接に連携を図り、被害等の情報収集に努めるとともに、被災した施設等について、機能を回復するための支援対策を実施する。

第二節 災害復旧事業の推進



第一項 激甚法による災害復旧事業

市は、著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による指定を受けられるように措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるように努める。

指定となる事業は、「基本対策編 第五章 第二節 第一項 激甚法による災害復旧事業」の通りである。

第二項 その他の法令による災害復旧事業



激甚法以外で法令に基づいて財政援助の対象となる事業の概要は、次のとおりである。

法令	財政援助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、海岸、道路、港湾、漁港の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（街区公園、共同浴場、集会場等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急を要する土地区画整理事業
感染症予防法	感染症指定医療機関復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
海岸法	海岸保全施設（堤防、突堤、護岸）の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者更生援護施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業



第三節 災害復興事業

災害復興事業については、復興のためのまちづくりをはじめとし、市民生活再建、経済復興等のすべての分野を対象とする。特に、復興のためのまちづくりにおいては、市民等の合意形成を図りながら基本方針を策定する。基本方針策定に向けては、稚内市の都市づくりの理念に都市防災関連事業制度を重ね、新たな付加価値を加えたまちの再構築を図る。

個別災害対策編

第一章 風水害対策

本章は、洪水・高潮災害対策のほか風水害全般の災害に対する警戒及び防御並びにこれらによる被害の軽減を図るための予防・応急対策について定めたものである。

風水害対策においては、台風や前線の接近に伴う気象注意報及び警報や河川情報等をもとに事前に警戒体制を整備する。



第一節 予防対策

市、稚内開発建設部、宗谷総合振興局稚内建設管理部及び宗谷総合振興局地域政策部が、台風や前線による河川の増水や氾濫及び土砂災害等の発生に備えて実施する各種予防対策は次のとおりである。



第一項 河川及び下水道等の整備

- 1 稚内開発建設部及び宗谷総合振興局稚内建設管理部は、稚内市の協力のもとにそれぞれが所管する河川の整備を推進する。北海道と協議の整った2級河川並びに準用河川及び普通河川の整備を推進する。
- 2 内水氾濫による浸水履歴がある区域や市街地における低地帯など浸水しやすい区域について、下水道及び排水路の整備を推進する。



第二項 高波・高潮・津波等危険区域の整備

宗谷総合振興局稚内建設管理部は、災害危険区域現地調査による高波、高潮・津波危険区域において、海岸保全事業計画に基づき護岸・防波堤等の整備を推進する。

第三項 土砂災害危険区域の整備

- 1 宗谷総合振興局は、治山事業計画に基づき地滑り危険区域における防止工事を推進する。
- 2 宗谷総合振興局稚内建設管理部は、必要に応じて急傾斜地崩壊危険区域の防止工事を推進する。
- 3 稚内市は、土石流危険渓流の整備を促進するため砂防指定地の指定等について、北海道に要望を行うとともに、積極的な協力を行う。



第四項 風水害予防体制の強化

稚内開発建設部、宗谷総合振興局稚内建設管理部及び市は、平常時から水防用資機材を整備し、ポンプ場、水門（樋門、樋管等）の水防施設の点検・管理を行うとともに各種水防訓練を実施する。

また、各関係機関は、気象注意報及び警報等の気象情報や河川情報の迅速な伝達手段を整備する。

なお、市民に対し、危険区域や浸水想定区域の周知に努めるとともに、斜面や河川等の異常の報告や市民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。



第二節 応急対策



風水害にかかる気象情報を基に応急体制をとり、危険区域の巡視・警戒等速やかな応急対策を実施する。

第一項 職員の動員・配備



気象注意報及び警報等の気象情報、民間気象情報及び雨量・水位観測データなどから災害の発生のおそれがあるときは、応急体制をとる。

第二項 情報の収集伝達体制



情報の収集伝達体制は、「基本対策編 第二章 第五節 災害情報等の収集、報告」によるものとし、また、避難を要する各地区の立地に合わせて、電話、防災行政無線、ラジオ、広報車等を活用し、情報伝達する。

第三項 警戒及び応急対策



風水害等のおそれがあるときは、巡視・警戒を行うとともに、異常を発見したときは、基本対策編の必要な対策や、土のうの設置、土砂崩れの応急措置等の応急対策を実施する。

1 河川、海岸等の警戒

風水害の発生のおそれがあるときは、必要な河川及び海岸等の巡視・警戒を行う。

異常を発見したときは、施設管理者に通報するとともに速やかに市民への周知及び土のうの設置等応急対策を実施する。

2 土砂災害危険区域の警戒及び応急対策

降雨等による災害の発生のおそれがあるときは、土石流、崖崩れなど土砂災害の危険区域の巡視・警戒を行う。

各施設管理者は、必要に応じ所管する施設の監視等を行う。

異常を発見したときは、施設管理者に通報するとともに速やかに市民への周知及び土砂崩れの応急措置等の応急対策を実施する。

第四項 避難活動



1 避難勧告・指示

市長は、雨量、河川の水位データ等の河川情報や巡視により、浸水のおそれがある区域に避難のための立ち退きまたは指示を発令する。

また、土石流、崖崩れ等土砂災害の危険地区においても、降雨の状況や巡視によって危険があると判断されるときは避難のための立ち退きまたは指示を命ずるものとする。

2 警戒区域の設定

市長または消防職員等は、水防上緊急の必要がある場合に必要に応じて警戒区域を設定するものとする。

第二章 雪害対策



異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下「雪害」という。）の予防対策及び応急対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。このため、市及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - ア 食料、燃料等の供給対策
 - イ 医療助産対策
 - ウ 応急教育対策
- 7 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 8 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

第一節 雪に強い地域づくり

豪雪地帯及び特別豪雪地帯については「豪雪地帯対策特別措置法」に基づく「豪雪地帯対策基本計画」により、道路交通の確保、居住環境の向上、交通ライフラインの確保、雪崩災害の防止、融雪出水災害の防止などの取り組みが行われてきた。市は今後も雪に強い地域づくりを推進し、特に次のような取り組みが重要である。

- (1) 道路除雪
- (2) 雪に強い住宅づくり（克雪住宅の推進）
- (3) 自助によつ除雪作業中の事故の防止対策
- (4) 地域コミュニティの共助による雪処理等
- (5) 空き家等に関する対策
- (6) 農林水産業被害への対応

第二節 積雪災害対策

第一項 除雪実施責任

1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関による緊急輸送等の応急対策を円滑に実施するため、道路交通の緊急確保を図ることが重要であることから、国、道、市の各道路管理者は除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進するものとする。

(1) 除雪体制の強化

道路管理者は、国道、道道及び市道の整合性の取れた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

ア 除雪路線の分担

除雪路線は、次の区分により実施分担する。なお、道路除雪基準は、資料編「資料 21」のとおりである。

- a 国道路線の除雪は、稚内開発建設部が行う。
- b 道道路線の除雪は、宗谷総合振興局稚内建設管理部が行う。
- c 市道路線の除雪は、市が行う。

(2) 道路整備の促進

道路管理者は、冬季交通の確保を図るための道路や施設の整備を推進し、雪崩等による交通障害の予防に努めるものとする。

(3) 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想される。市及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。また、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

2 異常降雪時における除雪

異常降雪時には、交通量、消防対策等を十分に考慮し、関係機関の除（排）雪計画に基づいて主要幹線から順次、除（排）雪を実施するものとする。

3 通信施設の雪害対策

通信施設の雪害防止については、電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、東日本電信電話(株)北海道支店は、施設の改善、応急対策の強化等を図るものとする。

4 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力(株)稚内営業所は、送電線の冠雪、着氷雪対策を樹立し、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

5 積雪時における消防対策

- (1) 除雪計画路線のほか住宅密集地の道路について、常に消防車の運行に支障のないよう除雪を行うものとする。
- (2) 消防水利については、消防署員により常に除雪を行い、消防活動に支障のないようにするものとする。
- (3) 積雪により消防車の出動が困難となる地域については、予防査察等を重点的に実施するものとする。

6 なだれ防止対策

市民に被害を及ぼすおそれのあるなだれ発生箇所を地域市民に周知させるため、関係機関は自己の業務所管区域内のなだれ発生予想箇所に標示板による表示を行う等の措置を講ずるほか、なだれ発生予想箇所の巡視や防止柵の施設を行うものとする。

第二項 気象状況の把握



各関係機関は、稚内地方気象台の発表する予警報及び気象情報等を勘案し、必要と認める場合には、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

第三項 除排雪対策



道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定にあたっては、特に次の事項に留意するものとする。

- 1 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定すること、やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設けるなど交通の妨げにならないよう配慮するものとする。
- 2 河川等への雪捨は、河川の流下能力の低下につながり、溢水災害の危険があるため禁止とする。

第三節 寒冷対策の推進

1 指定避難所対策

市は、指定避難所における暖房等の需要の増大に備え、必要資機材の備蓄に努めるほか、民間企業等との協定締結による資機材の確保に努めるものとする。また、電力供給が遮断された場合に備えて、非常電源等の確保に努めるものとする。

2 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努めるとともに、応急仮設住宅の整備については、積雪のため早期着工が困難となること及び避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期的対策を検討するものとする。



第四節 融雪災害対策

市町村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、市民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、市民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

融雪による河川の出水災害については、「基本対策編 第三章 第三節 水防計画」に定めるほか、計画に定めるところによる。



第一項 気象情報等の把握

融雪期においては、地域内の積雪状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。



第二項 水防区域等の警戒

水防区域及びなだれ、土石流、地滑り、崖崩れ等の懸念のある地域、箇所を事前に察知し被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- 1 消防署は、市民等の協力を得て、既往の被害箇所その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。
- 2 関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法を事前に検討しておくものとする。

3 市（建設対策部土木班）は、なだれ、積雪、捨雪及び結氷等により河道、導水等が著しく狭められ、被害発生が予想される場合、融雪出水前に河道、導水路内の除雪、結氷の破砕等を行い、流下能力の確保を図るものとする。

第三項 道路の除雪



道路管理者は、なだれ、積雪、結氷等により、道路交通が阻害されるおそれのあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。

第四項 水防資機材の整備、点検



市長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に水防資機材の整備点検を行うとともに、関係機関及び資機材手持ち業者等とも十分な打合せを行い、資機材の効率的な活用を図るものとする。

第五項 ダムの放流対策



ダムの管理者は、融雪出水前に管理施設の整備点検を行うとともに、ダムの放流を行う場合は、稚内市北辰ダム管理規程（昭和 56 年稚内市水管規程第 1 号）に基づき、下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域市民への情報伝達が的確かつ迅速に行なわれるよう伝達体制の確立を図るものとする。

＜通知機関＞

通知先名称	担当機関の名称	電話番号
稚内市長	稚内市総務部防災安全課	23-6380
	稚内市建設産業部土木課	23-6463
稚内警察署長	稚内警察署警備課	24-0110

第六項 市民に対する水防思想の普及徹底



市長及び河川管理者は、融雪水に対し、市民の十分な協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第七項 河川及び下水道施設等の警戒及び応急対策



融雪による出水やなだれ等の災害を防止するため水防区域、危険溪流及び危険区域等について、巡視・警戒を行う。各施設管理者は、必要に応じ所管する施設の監視等を行う。異常を発見したときは、施設管理者に通報するとともに速やかに市民への周知及び障害物の除去など応急対策を実施する。

第三章 海上災害対策



第一節 海難事故対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第二節 予防対策



第一項 海難事故に対する予防対策

海難の発生を未然に防止し又は被害を軽減するため、関係機関と相互に協力して必要な予防対策を実施するものとする。

- 1 稚内海上保安部、北海道運輸局旭川運輸支局、宗谷総合振興局、稚内警察署、稚内市、稚内地区消防事務組合消防本部
 - (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
 - (2) 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
 - (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - (4) 海難発生時における応急活動に関し、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
 - (5) 海難発生時の救急・救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
 - (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るものとする。
 - (7) 船舶所有者及び船長に対しては、次により常に気象情報の把握に努め、荒天に際しては早期避難、避泊を図るよう指導するとともに、漁業協同組合に対しては気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。
 - ア 漁業気象通報及び天気予報を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
 - イ 漁業無線局の気象通報は各出漁船に対し最も適切にその状況を伝えるものであり、必ず聴取するとともに、荒天に対する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
 - (8) 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、北海道海難防止・水難救済センター宗谷支部とともに船舶所有者及び乗組員に対し、次の事項を指導するものとする。
 - ア 船体、機関、救命設備（救命器具、信号器機、消防設備等）及び通信施設の整備

- イ 気象状況の常時把握と適切な準備体制の確立
 - ウ 船舶乗組員の養成と資質の向上
 - エ 小型漁船の集団操業の励行指導及び相互救難体制の強化
 - オ 海難防止に対する意識の高揚
- (9) 稚内海上保安部及び北海道運輸局旭川運輸支局は、次の事項に留意し、随時実地検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し適切な指導を行うものとする。
- ア 海技従事有資格者の乗船確認
 - イ 無線従事有資格者の乗船確認
 - ウ 救命器具及び消火器具等の設備の確認

2 漁業協同組合及び船舶所有者等

- (1) 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講じるものとする。
- (2) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- (3) 関係機関と相互に連携して実戦的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努めるものとする。

第三節 応急対策

第一項 海難事故に対する応急対策



1 実施機関

稚内海上保安部、稚内警察署、稚内市、稚内地区消防事務組合、稚内機船漁業協同組合、稚内漁業協同組合、宗谷漁業協同組合、日本水難救済会稚内救難所、日本水難救済会宗谷救難所

2 情報通信

関係機関は、海難が発生し又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、資料編「資料 66」の連絡系統により実施するものとする。

3 広域海難発生時の広報

「基本対策編 第二章 第六節 災害情報の広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア 海難の状況

イ 家族等の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の応急対策に関する情報

オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域市民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

ア 海難の状況

イ 旅客及び乗組員等の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の応急対策に関する情報

オ その他必要な事項

4 応急活動体制

(1) 市

市長は、海難が発生し又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながらその所管に係る災害応急対策を実施する。

(2) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

5 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

6 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、「基本対策編 第四章 第二節 第一項 避難救出計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

(1) 稚内海上保安部（海上保安庁法第5条）

ア 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災地変その他救済を必要とする場合に救助を行うこと。

イ 船舶交通の障害の除去に関すること。

ウ 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関すること。

エ 警察庁及び道警察、税関、検疫所その他関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関すること。

(2) 市（基本法第62条、水難救護法第1条）

ア 遭難船舶を認知した場合は、海上保安部及び警察署に連絡するとともに、地域防災計画に基づき直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。

イ 救護のため必要があるときは、市民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

(3) 稚内警察署（水難救護法第4条）

警察官は、救護の業務について市長を助け、市長が現場にいない場合は、市長に代わってその職務を行うこと。

(4) 漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たるものとする。

(5) 水難救難所（道内に107カ所設置されているボランティア組織）

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

7 消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、当該地域の海上保安部署と消防機関が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

8 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、「基本対策編 第四章 第四節 医療」の定めるところにより実施するものとする。

9 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等について市等各関係機関は、「基本対策編 第四章 第五節 行方不明者の捜索及び遺体の収容並びに埋葬」の定めるところにより実施するものとする。

10 交通規制

海難発生時における交通規制については、「基本対策編 第四章 第九節 輸送」の定めるところにより実施するものとする。

11 自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、「基本対策編 第四章 第十二節 自衛隊派遣要請」の定めるところにより実施するものとする。

第四節 各種予防対策



稚内海上保安部をはじめとする防災関係機関や民間団体、危険物等施設管理者及び市が行う海上災害の予防対策は、次のとおりとする。

第一項 船舶火災に対する予防対策



危険物等施設、港湾関係施設の管理者及び稚内海上保安部並びに市の船舶火災に対する予防対策は、次のとおりである。

- 1 危険物等の荷役中における火気取扱い及び立入禁止の徹底
- 2 化学消火剤等の配備及び消火設備の充実強化
- 3 職員、関係者に対する初期消火技術訓練の実施

第二項 油流出等に対する予防対策



船舶火災、タンカーなどの事故による油の流出による著しい海洋汚染等の発生に備え、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、稚内海上保安部を事務局とする「道北地区沿岸海域排出油等防除協議会」（資料編「資料 50」）が策定したマニュアル等により対応するものとする。

- (1) 流出油の防除計画の策定
 - (2) 流出油防除に必要な資機材の整備（市関係分の資機材保有状況は資料編「資料 47」）
- 1 市の実施事項
- (1) 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設(防舷材、けい船柱)等の改修、岸壁水深の維持に努める。
 - (2) 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
 - (3) 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。
 - ア 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと。
 - イ 消火器具の配備
 - ウ 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備
 - エ 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底
 - (4) 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、予め掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

第五節 各種応急対策



稚内海上保安部は、施設管理者や「道北地区沿岸海域排出油等防除協議会」会員等とともに、稚内港港湾区域及び稚内市沿岸海域等における海上災害に対する応急対策活動を実施する。

第一項 船舶火災に対する応急対策



港内又は沿岸海域での船舶火災については、「海上保安庁の関係機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき、稚内海上保安部と稚内地区消防事務組合との間に締結された業務協定により対処する。

第二項 油流出等に対する応急対策



事故により流出した油等の拡散防止及び回収除去のための応急処置は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）」に基づき、その原因者（当事者）が行わなければならない。しかし、大量の流出油等で原因者の防除活動だけでは対応ができないときは、稚内海上保安部をはじめ道北地区沿岸海域排出油等防除協議会の構成機関等が事故原因者とともに次の対策を講じる。

- 1 流出油の拡散防止のためオイルフェンスを設置するとともに、処理剤、吸着剤使用による応急措置
- 2 油回収船による流出油の回収
- 3 事故船舶からの油の抜き取り
- 4 流出油の漂着のおそれのある沿岸へのオイルフェンスの設置

第三項 相互応援



- 1 災害時には、関係機関又は企業間相互に応援するものとし、応援協定を締結しているときは、協定によるものとする。
- 2 自衛隊の派遣要請については、「基本対策編 第四章 第十二節 自衛隊派遣要請」の定めるところにより実施するものとする。
- 3 危険物等施設及び港湾関係施設の管理者並びに北海道海難防止・水難救済センター稚内救難所は、防災関係機関から要請があったときは、保有する資機材等をもって協力するものとする。

第四章 大規模な火事災害対策

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、次のとおりとする。

第一節 災害予防

市及び消防本部は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、大規模な火事災害に対する強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成等必要な予防対策を実施するものとする。

第二節 災害応急対策



1 情報連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又は発生しようとしている場合の連絡系統は、資料編「資料 72」のとおりとする。

2 災害広報

災害広報は、「基本対策編 第二章 第六節 災害情報の広報計画」の定めるところにより、被災者の家族及び地域市民等に対して、混乱防止を図るために迅速に正確な情報提供を実施するものとする。

3 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生しようとしている場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る応急対策を実施するものとする。

(2) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 消防活動

消防本部は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、速やかに火災の状況を把握し、重要かつ危険度の高い箇所及び地域を優先しながら消防活動を行う。

5 避難及び救助救出活動等

市等関係機関は、必要な避難措置及び被災者の救助救出並びに医療救護活動を実施するものとする。

6 交通規制

稚内警察署は、災害の拡大の防止及び交通の確保のため、必要な交通規制を行うものとする。

7 自衛隊の派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、知事（振興局長）へ自衛隊の派遣を要請するものとする。

8 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、他の消防機関、他の市町村、道へ応援を要請するものとする。

第五章 林野火災対策

林野火災の予防及びこれを消火するための対策は、本計画の定めるところによる。

林野火災の予消防対策を推進するため、稚内市林野火災予消防対策協議会を設け、構成機関相互の連絡、情報交換計画の実施及び指導等、予消防対策の円滑なる実施を図るものとする。

1 実施機関

稚内市、稚内地区消防事務組合消防本部、稚内消防署、稚内消防団、宗谷森林管理署、稚内警察署、稚内森林組合、宗谷総合振興局、稚内地方気象台、JR北海道稚内駅、JR北海道南稚内駅、陸上自衛隊稚内分屯地、森林所有者、宗谷バス(株)

2 協力機関

稚内市森林愛護組合、市内各農業協同組合、林野火災予消防巡視人

第一節 予防対策



第一項 気象情報の把握

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は気象予警報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

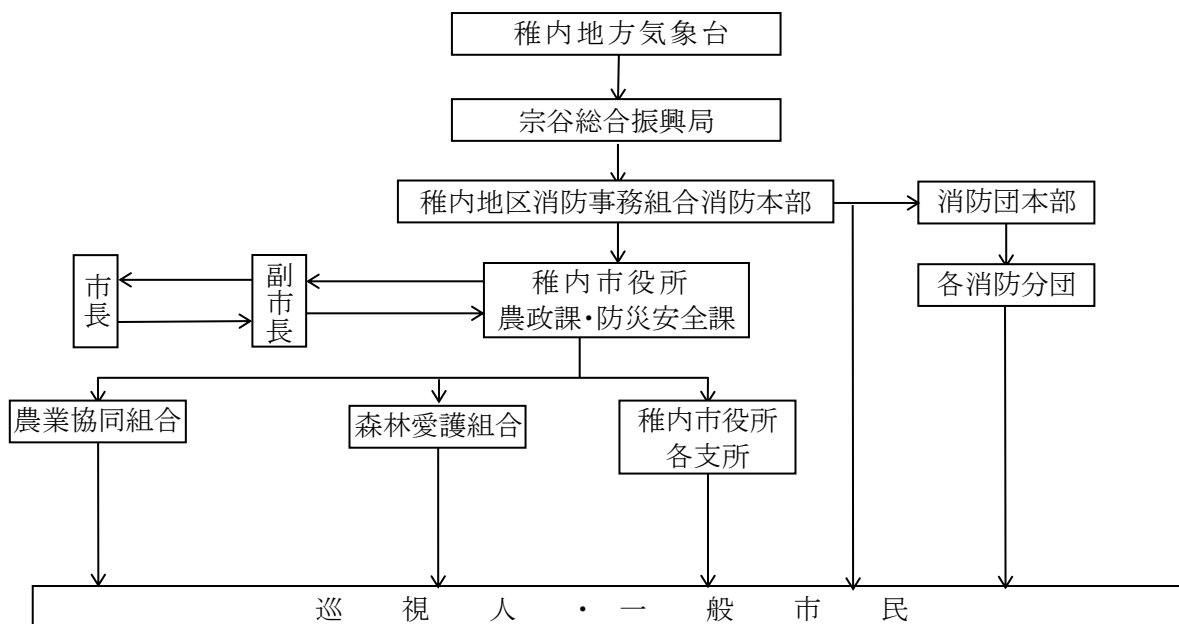
1 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として稚内地方気象台が発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の通報基準は、「基本対策編 第二章 第一節 気象予警報等の伝達計画」のとおりである。

2 火災警報

市長は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めたときは、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第22条の規定に基づき火災警報を発令することとする。

3 火災気象通報伝達系統図



第二項 入林者別対策等



1 入林者に対する対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等で入林する者への対策として、次の事項を推進する。

- (1) 入林の許可・届出等について指導する。
- (2) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、ラジオ、広報紙等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (3) 火災警報発令又は気象条件の急変の際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (4) 入林者は、巡視員、監視員の指示に従うよう指導する。

2 火入れ対策

林野火災危険期間（4月～6月。以下「危険期間」）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- (1) 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び稚内市森林又は森林に接近している土地における火入れに関する条例（昭和59年稚内市条例第25号）の規定に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。
- (2) 火災警報発令又は気象条件の急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (3) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (4) 火入れに該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象条件に十分留意するよう指導する。

3 林内事業者対策

林内において森林施業、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講ずるものとする。

- (1) 火気責任者を定め、かつ事業区域内に巡視員を配置して警戒体制を図るものとする。
- (2) 事業箇所には、火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼却所を設置し、標識及び消火設備を完備するものとする。
- (3) 火気責任者は、林野火災発生時に備えあらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を図るものとする。
- (4) 道路整備、その他事業者は事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議して、万全の予防措置を講ずるものとする。

4 森林所有者対策

森林組合及び森林所有者は、自己の所有林野内における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
- (2) 巡視員の配置
- (3) 無断入林者に対する指導
- (4) 火入れに対する安全対策

5 森林愛護組合の協力

森林愛護組合は、本市における山火事予防の中核体をなすものであるから、市及び関係機関は、森林愛護組合の協力を要請するとともに、その活動強化のため連携を図るものとする。

第二節 林野火災消防対策



第一項 消火体制の確立

林野火災消防の目的は、火災を最も短時間に、最も容易に消火し、火災の拡大防止に努めることにあるので、平常時より林野火災に即応する消火体制の強化を図るものとし、林野火災発生の際は、森林愛護組合及び関係機関に協力を求め、早期消火を図るものとする。

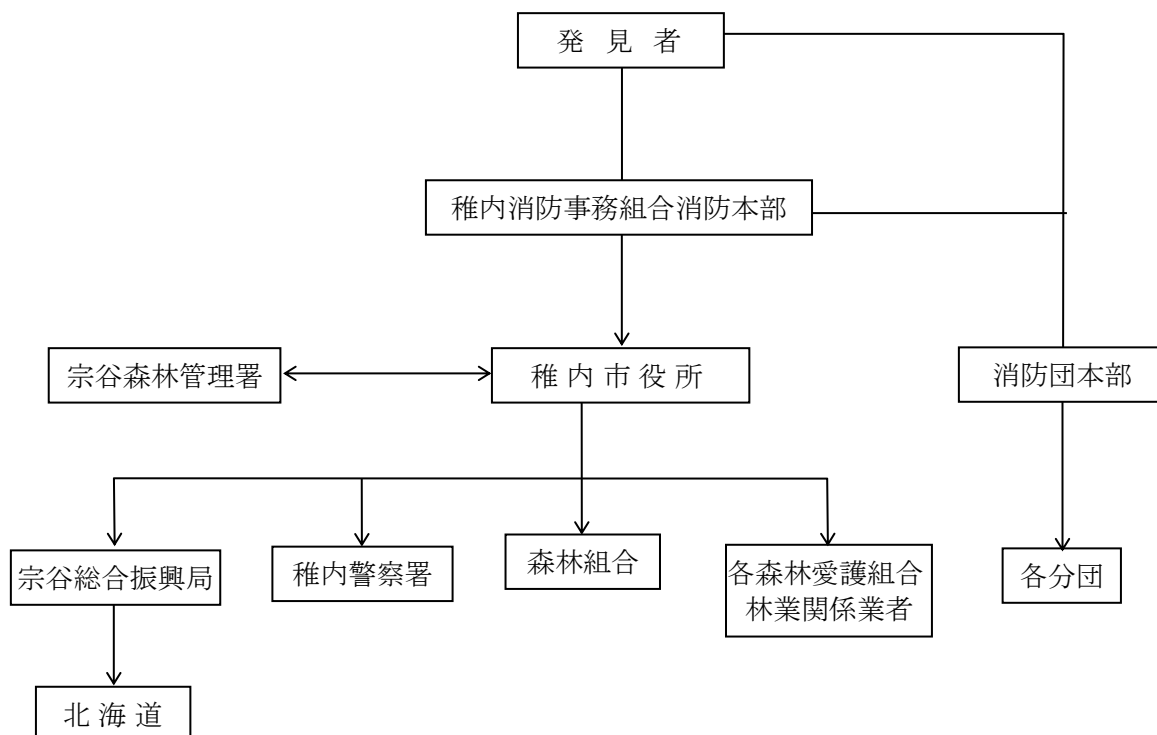
- 1 消火活動は、消防職員、消防団員が主体となって行うが、早期消火に努めるため、森林愛護組合及び関係機関の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。
- 2 住家への延焼拡大の危険性のある場合、林野火災が広域化する場合等については、「基本対策編 第四章 第十四節 消防防災ヘリコプターの活用」に基づき知事に対し、北海道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施するものとする。
- 3 消防署（団）及び森林愛護組合等は、常に林野火災に備えて機械器具等を整備点検して出動体制を確立するものとする。
- 4 林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「基本対策編 第四章 第十二節 自衛隊派遣要請」に基づき、知事（振興局長）に対し、自衛隊の派遣を要請するものとする。

第二項 連絡体制の整備



林野火災情報の連絡体制は次のとおりとする。

1 山火事発生通報系統図



第六章 その他の災害対策



第一節 鉄道災害対策

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、次のとおりとする。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 鉄道軌道事業者

ア 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。

イ 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努めるものとする。

ウ 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図るものとする。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。

カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

キ 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努めるものとする。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

ア 情報連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

鉄道災害が発生した場合の連絡系統は、別表のとおりとする。

イ 実施事項

- a 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- b 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- c 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため行う災害広報は、「基本対策編 第二章 第六節 災害情報の広報計画」の定めるところによるほか、北海道旅客鉄道株式会社により、被災者の家族等、旅客及び地域市民に対し実施するものとする。

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- a 鉄道災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

イ 旅客及び地域市民等への広報

関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- a 鉄道災害の状況
- b 旅客及び乗務員等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e 施設等の復旧状況
- f 避難の必要性等地域に与える影響
- g その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 市の災害対策組織

市長は、鉄道災害通報を受けた場合は、直ちに宗谷総合振興局及び関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る応急対策を実施するものとする。

イ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 救助救出活動

救助救出活動は、「基本対策編 第四章 第二節 第一項 避難救出計画」の定めるところにより迅速かつ的確に行う。

(5) 医療救護活動

医療救護活動は、「基本対策編 第四章 第四節 第二項 医療救護活動の範囲」の定めるところにより、迅速かつ的確に実施するものとする。

(6) 消防計画

消防本部は、「基本対策編 第三章 第四節 消防計画」の定めるところにより、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

「基本対策編 第四章 第五節 行方不明者の捜索及び遺体の収容並びに埋葬」の定めるところによるほか、遺体収容所に搬送し身元確認を行い、速やかに掲示その他の方法で氏名、住所、年齢等を発表する。

(8) 交通規制

稚内警察署は、災害の拡大の防止及び交通の確保のため、「基本対策編 第四章 第十節 災害警備」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

(9) 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「個別災害対策編 第六章 第三節 危険物及びその他の災害対策」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

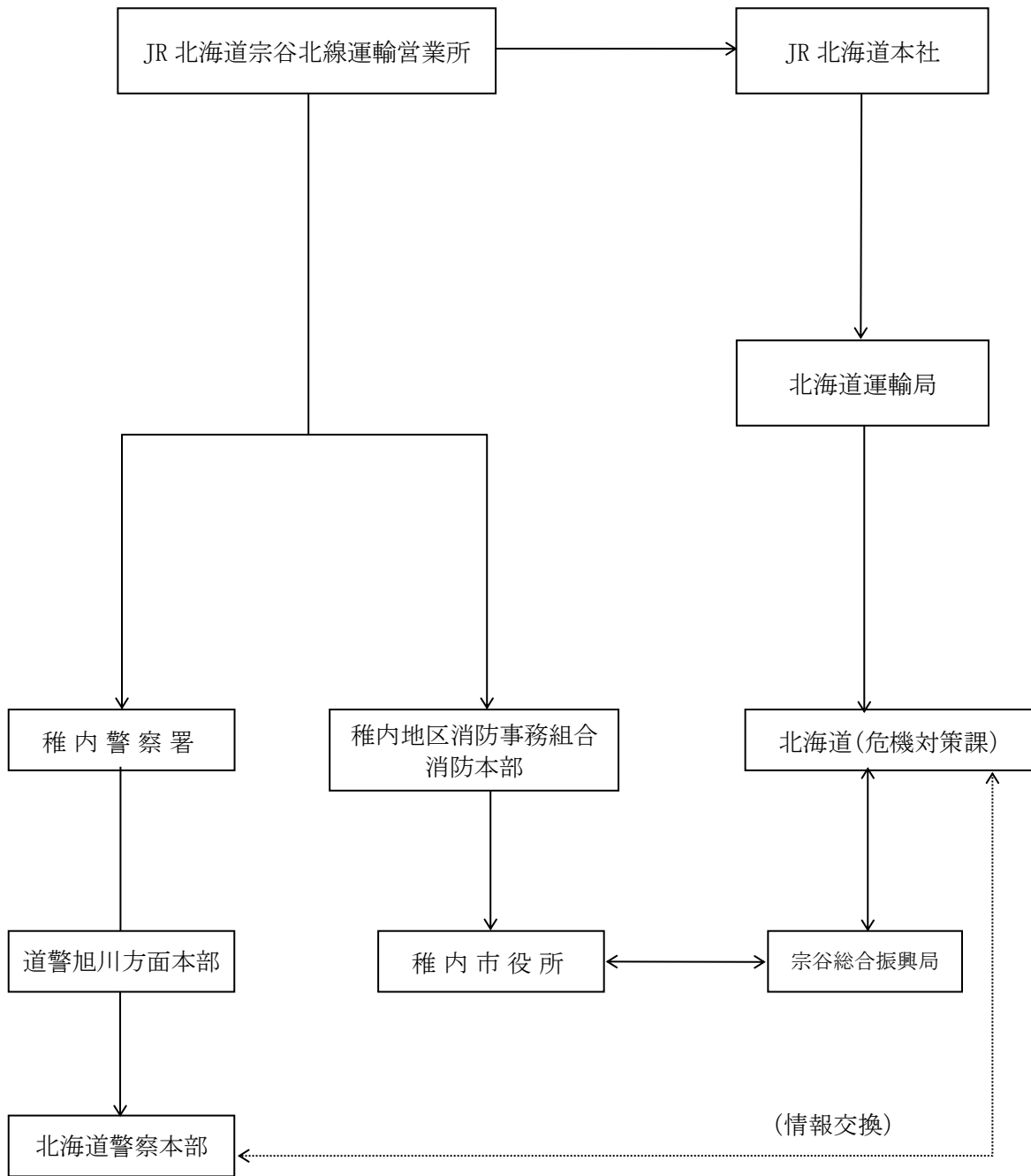
(10) 自衛隊の派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「基本対策編 第四章 第十二節 自衛隊派遣要請」の定めるところにより知事（振興局長）へ自衛隊の派遣を要請するものとする。

(11) 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、他の消防機関、他の市町村、道へ応援を要請するものとする。

別表 情報通信連絡系統図



第二節 道路災害対策

道路構造物の被災により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされる災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、次のとおりとする。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

2 災害応急対策

(1) 情報連絡系統

道路災害が発生し、又は発生しようとしている場合の連絡系統は、別表のとおりとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため行う災害広報は、「基本対策編 第二章 第六節 災害情報の広報計画」の定めるところによるほか、被災者の家族等、道路利用者及び地域市民に対し実施するものとする。

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

- a 道路災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域市民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- a 道路災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e 施設等の復旧状況
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 市の災害対策組織

市長は、道路災害通報を受けた場合は、直ちに宗谷総合振興局及び関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る応急対策を実施するものとする。

イ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 救助救出活動

救助救出活動は、「基本対策編 第四章 第二節 第一項 避難救出計画」の定めるところにより迅速かつ的確に行う。

(5) 医療救護活動

医療救護活動は、「基本対策編 第四章 第四節 第二項 医療救護活動の範囲」の定めるところにより、迅速かつ的確に実施するものとする。

(6) 消防計画

消防本部は、「基本対策編 第三章 第四節 消防計画」の定めるところにより、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

遺体収容所に搬送し身元確認を行い、速やかに掲示その他の方法で氏名、住所、年齢等を発表する。

(8) 交通規制

稚内警察署は、災害の拡大の防止及び交通の確保のため、「基本対策編 第四章 第十節 第二項 応急対策の実施」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

(9) 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「個別災害対策 第六章 第三節 第三項 災害応急対策」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(10) 自衛隊の派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、「基本対策編 第四章 第十二節 自衛隊派遣要請」の定めるところにより知事（振興局長）へ自衛隊の派遣を要請するものとする。

(11) 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、他の消防機関、他の市町村、道へ応援を要請するものとする。

第三節 危険物及びその他の災害対策

危険物等の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、次のとおりとする。

第一項 危険物の定義

1 危険物

消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）第 2 条第 7 項に規定されているもの

【例】 石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）等

2 火薬類

火薬類取締法（昭和 25 年 5 月 4 日法律第 149 号）第 2 条に規定されているもの

【例】 火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）等

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号）第 2 条に規定されているもの

【例】 圧縮ガス、圧縮アセチレンガス、液化ガス等

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号）第 2 条に規定されているもの

【例】 毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）等

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したものであり、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 167 号）等により、それぞれ規定されているもの

第二項 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、必要な予防対策を実施するものとする。

第三項 災害応急対策

1 情報連絡系統

危険物等災害が発生し、又は発生しようとしている場合の連絡系統は、資料編「資料 71」のとおりとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため行う災害広報は、「基本対策編 第二章 第六節 災害情報の広報計画」の定めるところによるほか、事業者及び危険物等取扱規制担当機関により、被災者の家族及び地域市民等に対し実施するものとする。

3 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

危険物等災害が発生し、又は発生しようとしている場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る応急対策を実施するものとする。

(2) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 災害拡大防止

事業者及び危険物等取扱規制担当機関は、危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性、引火性、有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、適切な応急対策を講じるものとする。

5 消防計画

消防本部は、「基本対策編 第三章 第四節 消防計画」の定めるところによるほか、事業者との緊密な連携を図り、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

6 避難及び救助救出活動等

市等関係機関は、「基本対策編 第四章 第二節 第一項 避難救出計画」及び「基本対策編 第四章 第四節 第二項 医療救護活動の範囲」の定めるところにより、必要な避難措置及び被災者の救助救出並びに医療救護活動を実施するものとする。

7 交通規制

稚内警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「基本対策編 第四章 第十節 第二項 応急対策の実施」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

8 自衛隊の派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「基本対策編 第四章 第十二節 自衛隊派遣要請」の定めるところにより知事（振興局長）へ自衛隊の派遣を要請するものとする。

9 広域応援

災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、他の消防機関、他の市町村、道へ応援を要請するものとする。

第四節 航空災害対策計画

稚内空港及びその周辺並びに稚内市の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又は発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する応急対策活動は、次のとおりとする。

第一項 対策要領

1 空港周辺における航空災害

(1) 市街地

航空災害は、離着陸時の事故が多く、瞬時にして油火災等により乗客、乗員及び付近市民に多数の死傷者と多くの建物の倒壊及び火災が予想されるため、人命救助を第一に、併せて延焼拡大の防止にあたる。

(2) 海上及び林野

海上及び林野での遭難事故は、広範囲にわたるため遭難機の早期発見が急務であり、捜索機の誘導により海上及び陸上捜索救難隊が救助活動にあたる。

(3) 空港内における航空災害

空港内での事故は、稚内空港長を隊長とした稚内空港消火救難隊が消火救助活動にあたる。

第二項 災害応急対策

1 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又は発生しようとしている場合の連絡系統は、資料編「資料 68」のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため行う災害広報は、「基本対策編 第二章 第六節 災害情報の広報計画」の定めるところによるほか、航空関係機関により、被災者の家族等、旅客及び地域市民に対し実施するものとする。

(1) 実施機関

稚内市、稚内地区消防事務組合消防本部、稚内消防署、稚内空港事務所、航空運送事業者、宗谷総合振興局、稚内警察署、稚内海上保安本部

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- a 航空災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

イ 旅客及び地域市民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- a 航空災害の状況
- b 旅客及び乗務員等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e 航空輸送復旧の見通し
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、航空災害通報を受けた場合は、直ちに宗谷総合振興局及び関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応援活動体制を整え、その地域に係る応急対策を実施するものとする。

(2) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 救助救出活動

救助救出活動は、「基本対策編 第四章 第二節 第一項 避難救出計画」の定めるところにより迅速かつ的確に行う。

5 医療救護活動

医療救護活動は、「基本対策編 第四章 第四節 第二項 医療救護活動の範囲」の定めるところにより、宗谷医師会に対し災害救護隊の出動を要請し、迅速かつ的確な応急医療活動を行う。

6 消防活動

消防本部は、昭和49年10月1日締結の「稚内空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、空港事務所と相互に応援協力して迅速に消火活動を実施するものとする。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市等関係機関は、「基本対策編 第四章 第五節 行方不明者の捜索及び遺体の収容並びに埋葬」の定めるところによるほか、遺体収容所に搬送し身元確認を行い、速やかに掲示その他の方法で氏名、住所、年齢等を発表する。

8 交通規制

稚内警察署は、災害の拡大の防止及び交通の確保のため、「基本対策編 第四章 第十節 第二項 応急対策の実施」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

9 防疫及び廃棄物処理等

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、「基本対策編 第四章 第六節 第六項 防疫環境対策の実施」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。

10 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請については、「基本対策編 第四章 第十二節 自衛隊派遣要請」の定めによるほか、空港事務所長等法令で定める者は、航空災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

11 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、他の消防機関、他の市町村、道へ応援を要請するものとする。

第七章 災害復旧・復興



第一節 激甚法による災害復旧事業

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

市は、著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による指定を受けられるように措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるように努める。

指定となる事業は、「基本対策編 第五章 第二節 第一項 激甚法による災害復旧事業」の通りである。

第二節 被災者援護計画

1 罹災証明書の交付

(1) 市

ア 市は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。

イ 市長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

(2) 消防機関

ア 市長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることができるものとする。

イ 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。

2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1) 被災者台帳の作成

ア 市長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の

実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

- イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - a 氏名
 - b 生年月日
 - c 性別
 - d 住所又は居所
 - e 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
 - f 援護の実施の状況
 - g 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
 - h 電話番号その他の連絡先
 - i 世帯の構成
 - j 罹災証明書の交付の状況
 - k 市長が台帳情報を稚内市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
 - l kの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
 - m 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
 - n その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項
- ウ 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- エ 市長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(2) 台帳情報の利用及び提供

- ア 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
 - a 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - b 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - c 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- イ 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- a 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - b 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - c 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - d 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
 - e その他台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項
- ウ 市長は、イの申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を含めないものとする。

第三節 災害復旧予算措置



災害復旧事業、その他災害関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより予算の範囲内において、国及び道がその全部又は、一部を負担し、又は補助する。

第四節 激甚災害に係る財政援助措置



市は、著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による指定を受けられるように措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるように努める。

第五節 応急金融対策



1 農林漁業応急融資

被災農林漁業者に対し、次のとおり融資制度の導入を積極的に推進し、農林漁業経営の維持安定を図る。

ア 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）の適用を図り、低利の経営資金を導入する。

イ 農林漁業金融公庫資金の積極的な活用を図るものとし、このため自作農維持資金及び農地等の復旧資金、果樹植栽資金、林道復旧資金、農林漁業者の共同利用施設復旧資金等、長期低利の資金の導入を図る。

2 生活確保資金融資

災害を受けた低所得者に対する資金の融資、貸付金等の対策は、次によるものとする。

(1) 生業資金の貸付

市は、被災した生活困窮者等の再起に必要な事業資金その他少額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努める。

ア 災害救助法による生業に必要な資金

イ 世帯厚生資金の災害援護資金

ウ 母子福祉資金

エ 国民金融公庫資金

(2) 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯又は母子世帯で、災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し、又は非住家を改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金の導入に努める。

ア 世帯更生資金の災害援護資金又は住宅資金

イ 母子福祉資金の住宅資金

3 応急金融の概要

応急金融の融資の名称、取扱機関等の概要は、「北海道地域防災計画 第10章 災害復旧・被災者援護計画」の定めるところによる。



第六節 その他の法令による災害復旧事業

激甚法以外で法令に基づいて財政援助の対象となる事業の概要は、次のとおりである。

法令	財政援助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、海岸、道路、港湾、漁港の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（街区公園、共同浴場、集会場等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急を要する土地区画整理事業
感染症予防法	感染症指定医療機関復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
海岸法	海岸保全施設（堤防、突堤、護岸）の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者更生援護施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業